

6. 建設型応急住宅の供与

(1) 制度概要

◆ 概要 ◆

応急仮設住宅の供与は、建設型応急住宅の建設の他、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（賃貸型応急住宅）又はその他による供与がある。

【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

（平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 228 号）（最終改正：令和元年 10 月 23 日施行）（抄）】

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第 2 条 法第 4 条第 1 項第 1 号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、571 万 4 千円以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

◆ 建設型応急住宅の規模及び建設費用 ◆

① 規模

一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定することができる。

② 建設費用

建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、571 万 4 千円以内となっている。

建設型応急住宅 1 戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、1 戸当たりの平均を示したものであり、全体の平均がこの範囲内であれば差し支えない。これにより難いときには内閣府と協議することを原則としている。

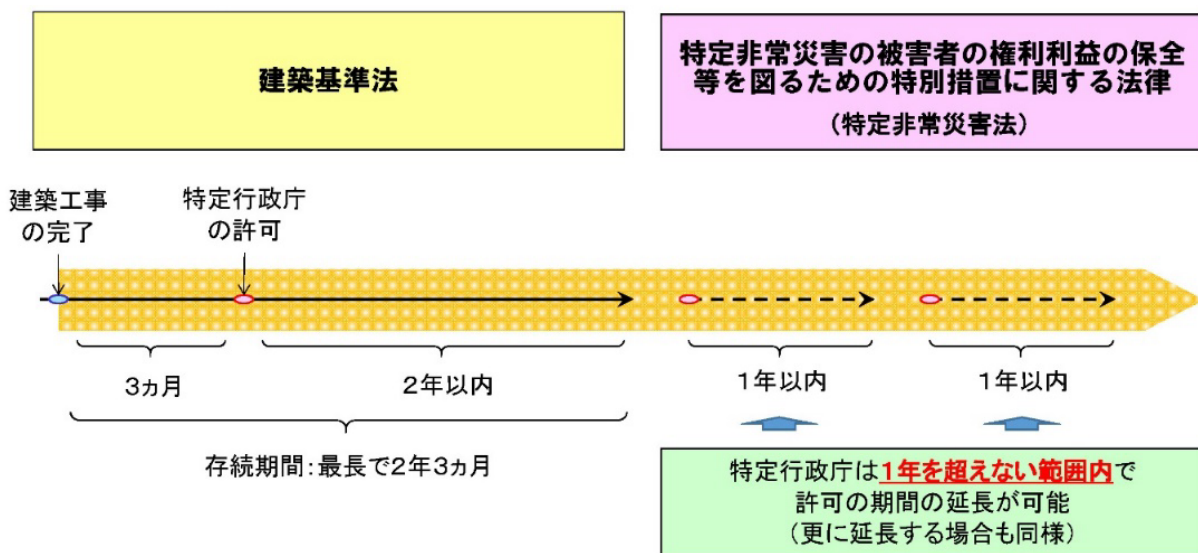
◆ 建設型応急住宅の供与期間 ◆

原則として災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。これにより難いときには内閣府と協議して延長することを原則としている。

供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までである。建築基準法第 85 条第 3 項においては、工事完了から 3 ヶ月を超えて存続させる場合、建築主はその日以前に特定行政庁の許可を受けなければならないこと、また同第 4 項において、許可の期限は 2 年 3 月以内とされている。建設型応急住宅の供与期間の上限については、建築基準法上の応急仮設建築物に係る存続期間を踏まえ、原則 2 年となっている。

その上で、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）に基づき、政令により、法第 2 条第 1 項の特定非常災害として指定されていることを前提として、この供与期間を延長する必要がある場合は、内閣総理大臣に協議の上、同意を得た後に、供与期間の延長を行うことができる。

■ 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 7 条」の適用



出典：大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会（第 5 回）資料 3 p.18

(2) マニュアル・様式等の事前準備、訓練の実施

◆ 概要 ◆

地方公共団体及び職員が被災し、行政機能が低下した状態において、建設型応急住宅の迅速かつ円滑な供与を行い、さらにその後の恒久住宅への円滑な移行を進めるためには、『建設用地の確保』、『建設体制の構築』、『他の地方公共団体や住宅生産者団体との連携』、『住宅の仕様や性能、配慮事項』等のうち事前に対応が可能なものについて、平時からの準備を進めておくことが極めて重要となる。

平時からの準備としては、発災後に建設を円滑かつ統一的行えるよう、平時の業務内容と・役割分担、発災時の業務フロー・業務内容と役割分担等を整理した業務マニュアル等を作成し、災害発生時の実務や事前準備（建設、用地の選定確保）等を明確にしておくことが考えられる。

業務マニュアル等とあわせて、必要な様式案を作成し、当該業務マニュアル等の配布、説明会の実施等により、市町村に対する周知を行うことが有効である。

発災時の業務マニュアル等の実効性を高めるためにも、都道府県と市町村（危機管理部局と建設部局）、建設事業者団体等、関係者の役割分担と実施事項を確認するため、訓練を行うことが重要である。訓練の結果、課題等を取りまとめ、業務マニュアル等の見直し等に反映すること、及び訓練は適切な頻度で定期的に行うことが望ましい。

【平常時から準備する項目】

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 1. 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の
想定等 | 7. 資材・用地等の提供の申し出への対応方針
の整理 |
| 2. 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保 | 8. 建設段階の進捗管理の情報 |
| 3. 標準仕様の設定 | 9. 建設後のフォロー業務の整理 |
| 4. 建設事業者等との協定・発注準備 | 10. 応援部隊の受け入れ、派遣、調整 |
| 5. 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理 | 11. 定期的な情報更新・事前訓練等の実施 |
| 6. コミュニティ・要配慮者等への配慮方針の整理 | |

参考文献：国土交通省住宅局住宅生産課『応急仮設住宅建設必携（中間とりまとめ）』平成24年5月
(<http://www.mlit.go.jp/common/000211741.pdf>)

◆ 事前準備の例 ◆

○ 建設型応急住宅の供給フローや必要様式等を定め、訓練を実施している例：高知県

高知県は「応急仮設住宅供給計画」（以下、「計画」という。）を作成し、建設型応急住宅の供与手順を予め定めている。

計画は、その1～その3の3部構成となっており、建設型応急住宅の供給戸数を決定し発注する段階から、建設後の維持管理、応急住宅団地の閉鎖・撤去・再利用までの一連のフローチャートに沿って、県・市町村の役割分担や標準仕様・標準設計図、必要な様式等を定めている。

また、県と市町村は毎年度、計画で定めたフローチャートの一部を抜き出して訓練を実施している。

【「応急仮設住宅供給計画」目次抜粋】

<その1：配置計画、標準仕様・標準設計編>

- 第1章 応急仮設住宅の必要戸数と供給可能戸数
- 第2章 応急仮設住宅の供給体制
- 第3章 応急仮設住宅標準仕様・標準設計
- 第4章 建築資材の供給能力
- 第5章 今後の取り組み

<その2：建設マニュアル編>

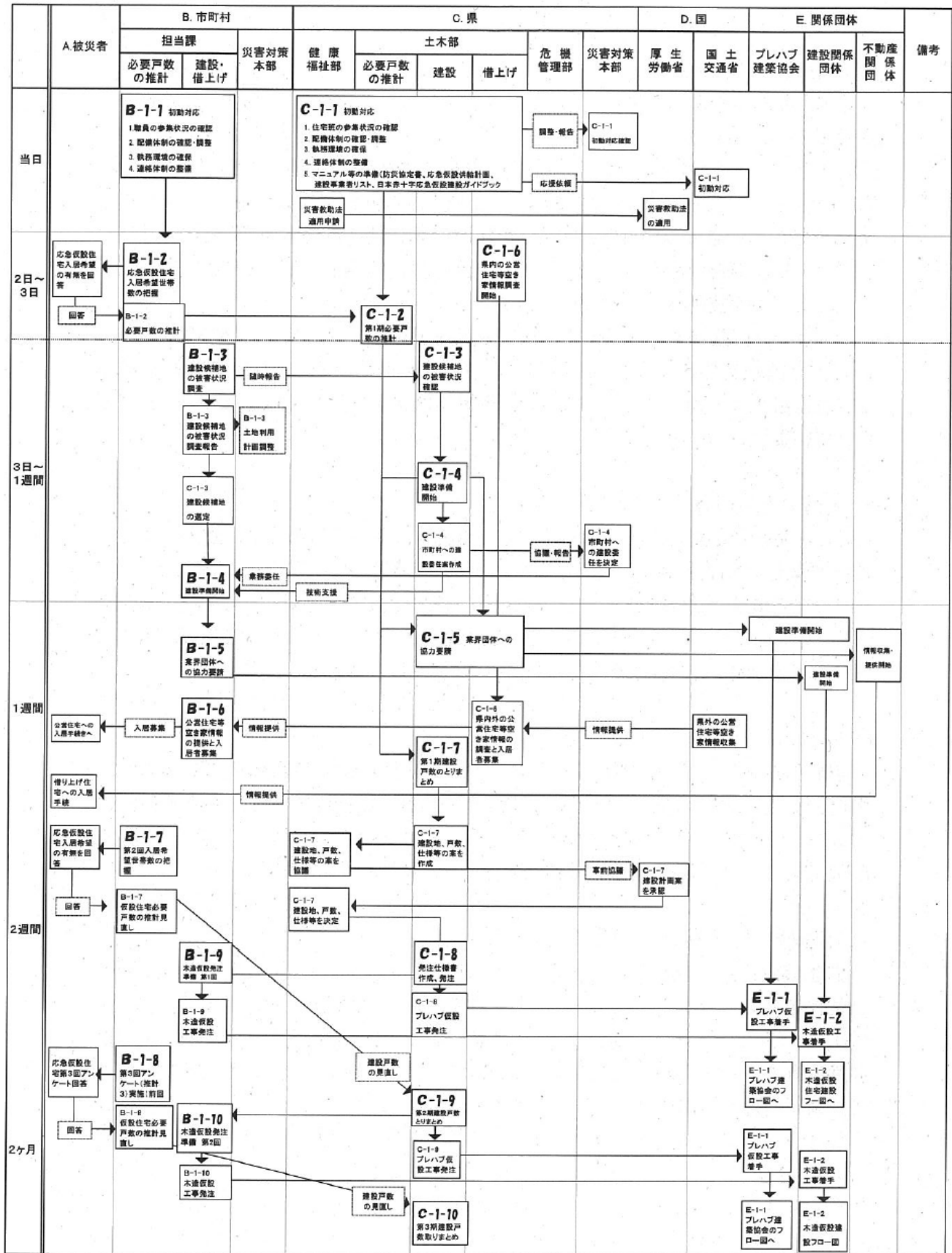
- 序章 被災者の受け入れ方針
- 第1章 応急仮設住宅の速やかな供給に向けて
 - Ⅰ. 応急仮設住宅建設準備フローチャート（初動対応から工事着手まで）
- 第2章 応急仮設住宅の建設
 - Ⅱ. 応急仮設住宅建設準備フローチャート（着工から完成まで）
- 第3章 仮設住宅の維持管理
 - Ⅲ. 応急仮設住宅建設準備フローチャート（入居から退去まで）
- 第4章 今後の取り組み

<その3：閉鎖・撤去・再利用計画編>

- 第1章 応急仮設住宅の役割
- 第2章 応急仮設住宅の再利用に向けて
- 第3章 応急仮設住宅の再利用プラン
- 第4章 今後の取り組み

出典：高知県提供資料より作成

【応急仮設住宅建設準備フローチャート（初動対応から工事着手まで）】



出典：高知県提供資料

フローチャートⅡへつづく

6. 建設型応急住宅の供与

○ 応急仮設住宅建設模擬訓練の例：愛知県

愛知県では、平成 17 年度より「応急仮設住宅建設模擬訓練」を毎年実施している。

訓練には県職員、市町村職員、関係団体（（一社）プレハブ建築協会、（一社）日本ツーバイフォー建築協会東海支部、（一社）全国木造建設事業協会）等が参加し、県の定める「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に沿って、建設型応急住宅の計画・建設プロセスを確認している。

令和元年度の訓練では、東海・東南海・南海 3 連動地震が発生し、全市町村に災害救助法が適用されたと想定し、建設戸数の決定、関係団体への建設の要請、建設候補地の状況調査等のシミュレーションを実施した他、（一社）プレハブ建築協会の協力による、建設型応急住宅のモデルハウスの見学を行った。

訓練は毎年、市町村の持ち回りにより開催地を決めている。

令和元年度応急仮設住宅建設模擬訓練を実施しました

愛知県では、10月10日（木）、江南市民文化会館において、令和元年度応急仮設住宅建設模擬訓練を実施しました。この訓練は、来るべき巨大災害に備えて、平成 17 年度より毎年実施しており、今回で 15 回目となります。

当日は県職員、市町村職員、建設協力団体等が参加し、応急仮設住宅建設・管理マニュアルに沿って、計画・建設プロセスを確認しました。訓練では、東海・東南海・南海 3 連動地震が発生し、全市町村に災害救助法が適用されたと想定し、応急仮設住宅の建設戸数の決定、協力団体への建設の要請、建設候補地の状況調査等のシミュレーションを行いました。また、応急仮設住宅の建設及び維持管理に関する知識向上のため、動画の視聴も行いました。

さらに、一般社団法人プレハブ建築協会のご協力により、応急仮設住宅モデルハウスの見学を行いました。

参加した市町村職員へのアンケートでは「応急仮設住宅建設までの流れを把握できた」「震災後すぐに行うべき業務が確認できた」「モデルハウスを実際に見ることでイメージが湧いた」等の感想があり、本県の災害対応力の向上に資する有意義な訓練となりました。

訓練概要

日	時：令和元年（2019年）10月10日（木）13：30から16：30まで
場	所：江南市民文化会館 2階 第1会議室
主	催：愛知県建築局公共建築部公営住宅課
参 加 者	県内 44 市町村、（一社）プレハブ建築協会、 （一社）日本ツーバイフォー建築協会東海支部、（一社）全国木造建設事業協会
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局

模擬訓練の様子



モデルハウスの展示



出典：愛知県ホームページ

○ 木造応急仮設住宅の配置計画訓練：鹿児島県

鹿児島県は、県や関係団体等からなる鹿児島県木造住宅推進協議会において、木造の建設型応急住宅の配置計画に係る訓練を実施している。訓練の実施体制は、班毎に分かれて具体的な配置図作成等を実施し、訓練時に挙げた意見等を実施記録として取りまとめている。

【主な訓練実施体制】

担当	訓練内容
設計班 (公社)鹿児島県建築士会 (一社)鹿児島県建築士事務所協会	建設候補地の現地調査及び配置計画の検討
施工班 (一社)鹿児島県建築協会 (一社)全国木造建設事業協会鹿児島県協会	配置計画作成時の助言及び建設候補地で配置確認
その他 (公財)鹿児島県住宅・建築総合センター	関係団体との連絡調整等

参考文献：鹿児島県提供資料

○ 建設型応急住宅のマニュアルを踏まえ机上演習を実施した例：沖縄県

沖縄県では、平成27年度にとりまとめた「応急仮設住宅建設マニュアル（案）」（以下、「マニュアル」という。）における災害発生時の対応プロセスを踏まえ、庁内関係課をはじめ、県内主要市（離島及び都市部）の協力の下、BCPシミュレーションを実施した。BCPシミュレーションの手法は「机上演習」を採用し、マニュアルにある災害時の対応内容・役割分担の確認を行った上で、討議のポイントについて検討の方向性を議論している。机上演習の結果を踏まえて、マニュアルへの反映事項と調整先となる関係課を整理し、マニュアルへの反映を行った。

【演習内容（抜粋）】

<災害時における各段階の対応内容（演習は段階1～3を行う）>

段階	対応内容
段階1	初動（災害当日から数日）
段階2	建設に向けた準備（必要戸数の推計と要請）
段階3	建設に向けた準備（協定団体との協議と発生等）
段階4	建設工事

<演習手順>

- 演習手順1：各段階における対応内容及び対応手順をコーディネーターが説明し、討議のポイントの洗い出しを行う。討議のポイントは、事務局案を説明し、参加者に追加すべき事項があるか確認する。
- 演習手順2：討議のポイントについて、「検討の方向性」を確認する。検討の方向性は、「①各課で検討し回答をもらう事項」、「②部署間で調整し結論を出す事項」、「③その他マニュアルへの反映を検討する事項」の3パターンに分類する。分類が終わったら、検討の方向性（主体や対応内容の具体化）を議論する。意見を言う場合は、意見内容を付箋に書き出し、まとめシートに貼ってから意見説明する。
- 演習手順3：手順1及び2をワンサイクルとし、段階1～3の3セット行う。
- 演習手順4：各段階の結果総括は、「演習結果の総括・質疑」で行う。コーディネーターが出た意見や方向性を通して説明し、質疑を行う。各意見を貼ったまとめシートは、机の上に置いて説明する。質疑と回答にあたっては、以下の分担とする。
- 制度やマニュアルの記載内容に関する質問：受託者（コーディネーター）
- それ以外（県の方針や今後の流れ 他）：発注者
- 演習手順5：本日の演習参加に対するアンケート（マニュアルの改善に関する事項、訓練の改善に関する事項）を実施し、机上演習内容や本マニュアルに反映する。

参考文献：沖縄県提供資料

(3) 供給体制の確立

◆ 概要 ◆

建設型応急住宅の建設にあたって担当部局は、災害救助法所管部局・市町村・関係団体との連絡調整、現場の把握、発注、進捗状況の管理、報道対応、竣工時の検査といった多岐にわたる事務を短時間で進めていくことになる。そのため各職員の役割を明確にし、効率的に事務処理するための組織体制の構築が求められる。発災後、速やかに体制が構築できるよう、建築担当部局内の体制、関係部局との連絡・連携体制や市町村との役割分担等について予め取り決めておくことが望ましい。

供給体制の構築にあたっては、発災後に建設型応急住宅を迅速に設置することができるよう、予め建設事業者団体等と建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくことが考えられる。

令和2年3月末現在、全ての都道府県が一般社団法人プレハブ建築協会と、37の都道府県が一般社団法人全国木造建設事業協会及び3県・2救助実施市が一般社団法人日本ムービングハウス協会と協定を締結しているところであるが、必要に応じて、当該団体以外の建設事業者団体等とも建設及び建設資材の提供等に関する協議を行い、協定を締結することが考えられる。

協定を締結するにあたっては、各建設事業者団体の供給能力や構造・構法等の特性・違いを十分に把握するとともに、災害規模等に応じて発注できるよう、予め発注の考え方を整理する必要がある。

協定を締結した建設事業者団体等とは別に、被災後に事業者公募を実施することを想定する場合には、事業者公募・選定のしくみ（条件、評価基準や評価方法等）を整理しておくことが有効である。

建設型応急住宅の建設について、①大規模災害における供給体制の強化を図る場合、②被害が小規模である等により建設型応急住宅の必要戸数が少ない場合、③地域の木材・産業の活用等が有効と認められる場合等においては、地元の工務店等が参加する建設業界団体等を活用することも考えられる。

また、被災地方公共団体におけるマンパワー不足等に対応できるよう、都道府県間の広域連携の推進のほか、職員の応援・派遣等に関する協定を予め締結しておくことも一つの方法である。災害時に円滑に派遣職員を受入れ、適材適所に配置するため、災害時受援計画を策定しておくことが望ましい。

◆ 事前準備の例 ◆

○ 県、市町村、関係団体等の業務内容を予め定めている例：沖縄県

沖縄県では、「建設型仮設住宅に関する対応マニュアル」において、県、市町村、関係団体等の業務内容を予め定めている。

(1) 県の業務

応急仮設住宅の供与（建設関係）に関する県関係部署の業務分掌は、以下のとおり。

所属		業務分掌	
知事公室	防災危機管理課	災害対策本部事務局	・ 本部事務局として各部との調整等に関すること
子ども生活福祉部	消費・くらし安全課		・ 災害救助法の適用に関すること ・ 内閣府との協議、連絡調整等に関すること ・ 予算要求及び国庫負担金の交付申請に関すること ・ 予算に係る各課との協議、連絡調整等に関すること
土木建築部	建築都市統括監（総括）		・ 応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅提供に関する総括に関すること
	住宅課	総合調整	・ 必要戸数、建設計画の決定に係る協議、連絡調整等に関すること ・ 国土交通省、建設協力団体との協議・調整等災害対策本部への提案・報告等 ・ 建設協定団体への建設要請に関すること
		住宅調整	・ 県営住宅、市町村営住宅、その他公的住宅の入居に関すること ・ 応急仮設住宅の建設計画（用地の選定、配置計画等）に関する調整・協議に関すること
	建築指導課	民間賃貸住宅の調整	・ 宅地建物取引業協会等への民間賃貸住宅の提供に関すること ・ 被災建築物の応急危険度判定に関すること ・ 被災宅地危険度判定に関すること
	施設建築課	発注	・ 予算執行に関すること ・ 発注・契約に関すること
		用地調査・設計	・ 状況調査に関すること ・ 仮設住宅の配置計画及び設計図書に関すること ・ 応急仮設住宅建設の進捗管理に関すること ・ 検査に関すること
	技術・建設業課	契約	・ 契約締結・契約書類の管理に関すること
	土木事務所 北部・中部・南部・宮古・八重山	用地調査・進捗管理	・ 施設建築課分掌業務のうち、協力依頼された用地調査、進捗管理に関する業務の一部（災害時の状況に応じて判断）

※アンダーラインは、地域防災計画における業務分掌以外に追加された内容

(2) 市町村の業務

市町村の業務は次のとおり。

時期	業務
工事着手前	・ 必要戸数の把握及び県への報告、要望に関すること ・ 建設地の選定・確保に関すること ・ 建設予定地の状況調査に関すること ・ 建設地の土地使用承諾、使用契約に関すること ・ 避難場所ヒアリング調査に関すること ・ 配置計画図の準備に関すること
工事～完了	・ 工事着手時及び完了検査時の立会に関すること ・ 建設型仮設住宅に関するインフラの復旧確認に関すること ・ 周辺住民対応に関すること
入居・管理	・ 入退去及び維持管理に関すること

(3) 関係団体等の業務

建設協定団体及び建設事業者の業務は次のとおり。

関係団体等	業務
建設協定団体	・ 県と締結した建設型仮設住宅に関する協定に基づく業務 ・ 建設地の現地調査・確認 ・ 団地配置図の作成 ・ 建設事業者の斡旋 ・ 年に1回、県へ供給能力等の状況報告、会員名簿の提出、県が行う模擬訓練への参加・協力
建設事業者	・ 建設協定団体から県に斡旋された後、該当する仮設住宅団地に係る次の業務 ・ 実施設計図の作成 ・ 工事（屋外附帯工事を含む）の実施 ・ 追加工事への対応 ・ 工事完了検査後の瑕疵対応 ・ 供与完了後の解体・処分

出典：沖縄県「建設型仮設住宅に関する対応マニュアル」平成30年12月

6. 建設型応急住宅の供与

○（独）都市再生機構との職員の応援・派遣等に関する協定の締結：岐阜県、大阪府、兵庫県

岐阜県、大阪府及び兵庫県においては、（独）都市再生機構と協定を締結し、建設型応急住宅の建設用地及び UR 賃貸住宅の提供のほか、「応急仮設住宅の設計、監理及び検査等の業務」「仮設住宅等の暫定入居に係る入居関係事務」に関する職員の派遣を受けられるようにしている。

災害時における応急仮設住宅建設の技術協力等に関する協定

岐阜県（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構中部支社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急仮設住宅建設の技術協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この本協定は、次に掲げる場合における応急対策、復旧事業及び復興事業の実施に必要な事項を定め、これらの円滑な遂行を図ることを目的とする

一 岐阜県内（以下「県内」という。）において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。以下「災害」という。）が発生した場合

二 県内で、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第3条第1項に規定する被災市街地復興事業のうち、公営住宅等の供給に関する事業の実施等による当該市街地の復興に必要な住宅の供給のため必要な事業を実施する必要がある場合

（協力要請）

第2条 甲は、県内に災害が発生し、県のみでは十分な対策を講じることができない場合に、必要に応じて、乙に応急対策、復旧事業及び復興事業について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、乙の所有する賃貸住宅及び乙の事業地区等の迅速な災害応急対策及び災害復旧事業並びに賃貸住宅居住者等の安全確保に係る必要な措置を講じた上で、次条以下の規定に基づき、これに協力するものとする。

（乙の職員等の派遣等）

第3条 乙は、災害発生時において、甲から要請があった場合は、乙の職員等を派遣すること等により、次に定める業務を実施する。

一 応急仮設住宅建設業務 甲が建設する応急仮設住宅についての設計、監理及び検査等の業務

二 仮設住宅等入居事務 甲が行う仮設住宅等の暫定入居に係る入居関係事務

2 前項に掲げる業務以外で、乙の支援が必要であると甲が判断する業務が発生した際には、甲乙協議のうえ実施するものとする。

のとする。

（仮設住宅建設用地及び機構賃貸住宅の提供）

第4条 乙は、災害発生時において、甲から要請があった場合は、乙が所有する県内の事業用地を乙の事業に支障のない範囲で仮設住宅の建設用地として甲に貸与するものとする。

2 乙は、災害発生時において、甲から要請があった場合は、乙が所有する賃貸住宅を乙の事業に支障のない範囲で甲に提供するものとする。

3 甲は、前項により提供された賃貸住宅を災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅として活用するものとする。

（被災市街地復興事業の相互協力）

第5条 甲及び乙は、被災市街地復興事業のうち、当該市街地の復興に必要な住宅の供給のため必要な事業を実施する必要がある場合においては、相互に協力するものとする。

（連絡担当部署）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ相互協力のための連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議し定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成24年8月21日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月21日

甲 岐阜県
岐阜県知事 古田肇

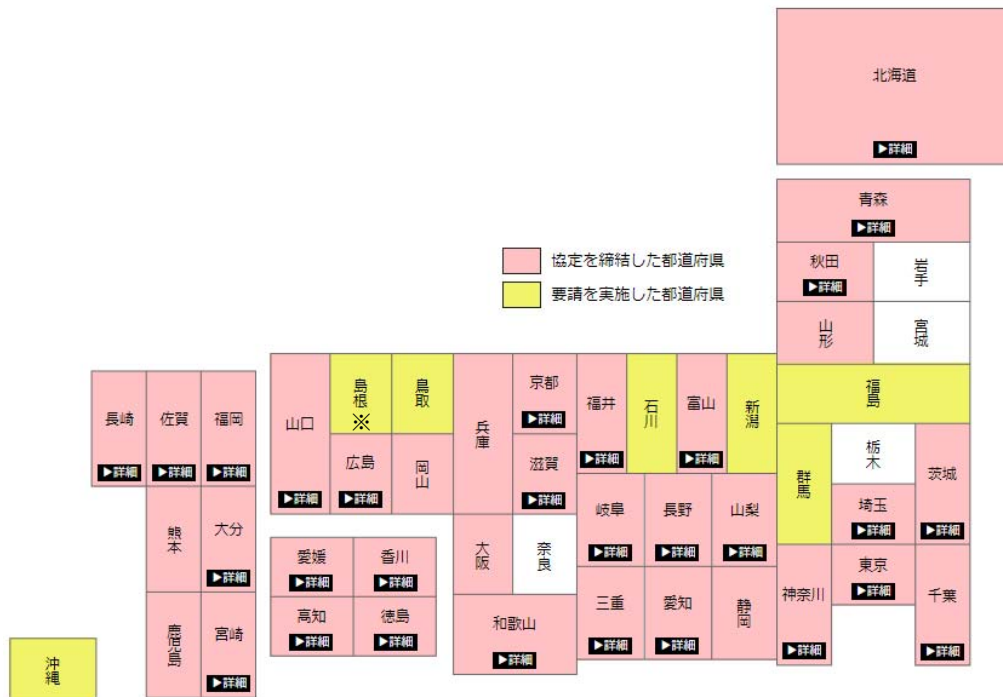
乙 名古屋市中区錦三丁目5番27号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 岡本広明

出典：（独）都市再生機構ホームページ

○ 都道府県との協定の締結状況：（一社）全国木造建設事業協会

現在、全ての都道府県が（一社）プレハブ建築協会との災害協定を締結しているが、建設型応急住宅の供給体制の重層化・充実化、それによる震災等への備えの強化に向け、地域の木工・工務店等の木造住宅事業者が供給に参画する準備として（一社）全国木造建設事業協会との災害協定を 37 都道府県の自治体が締結している。（令和 2 年 3 月末時点）

各都道府県との災害締結状況



出典：（一社）全国木造建設事業協会ホームページ

6. 建設型応急住宅の供与

○ 都道府県内の業界団体等との協定締結

（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本木造住宅産業協会以外に、地域の業界団体や民間企業と建設型応急住宅の供給や資機材の提供を締結している例もある。

都道府県 救助実施市	協定締結先
秋田県	秋田県建設技能組合連合会 秋田建築労働組合
埼玉県	埼玉県住まいづくり協議会
千葉県	（一社）千葉県建設業協会
東京都	（一社）東京建設業協会
神奈川県	（一社）神奈川県建設業協会 （一社）神奈川県建築士事務所協会
新潟県	（一社）新潟県建設業協会
福井県	（一社）日本ムービングハウス協会
長野県	（一社）長野県建設業協会
岐阜県	岐阜県産直住宅協会
静岡県	静岡県木造応急仮設住宅建設協議会（（一社）全国木造建設事業協会静岡県協会、（一社）静岡県ツーバイフォー建築協会静岡県支部、（一社）日本木造住宅産業協会静岡県支部の3団体で構成）
愛知県	（一社）日本ツーバイフォー建築協会 東海支部、（一社）日本ムービングハウス協会
名古屋市	（一社）日本ムービングハウス協会
三重県	（一社）三重県建設業協会、三重県木材協同組合連合会、（一社）三重電業協会、（一社）三重県管工事工業協会 ※4 団体連名
和歌山県	和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会（和歌山県木造住宅生産体制強化推進協議会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本木造住宅産業協会の3団体で構成）
鳥取県	（一社）鳥取県木造住宅推進協議会、（一社）鳥取県建設業協会、（一社）鳥取県建築技能近代化協会、（公社）鳥取県木材協同組合連合会、（一社）鳥取県建築士会、（一社）鳥取県建築士事務所協会 ※6 団体連名
香川県	（一社）香川県建設業協会 （一社）香川県電気工事業協会 （一社）香川県管工事業協会
高知県	（一社）日本ムービングハウス協会
福岡県	福岡県建築物災害対策協議会（（一社）福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、（一社）福岡県木造住宅協会の3団体で構成） タマホーム（株）
熊本県	（一社）熊本県優良住宅協会 （公社）日本建築士会連合会、（一社）木と住まい研究協会 ※2 団体連名 （一社）熊本県建築協会
宮崎県	（一社）宮崎県建築業協会
鹿児島県	（一社）鹿児島県建築協会
横浜市	（一社）神奈川県建設業協会 （一社）神奈川県建築士事務所協会
川崎市	（一社）神奈川県建設業協会 （一社）神奈川県建築士事務所協会
相模原市	（一社）神奈川県建設業協会 （一社）神奈川県建築士事務所協会
名古屋市	（一社）日本ムービングハウス協会
熊本市	（一社）熊本県優良住宅協会、（一社）日本ムービングハウス協会

令和2年3月末日時点 内閣府調べ

○ 建設型応急住宅の建設に向けた講習会の開催：（一社）全国木造建設事業協会

（一社）全国木造建設事業協会は、「応急仮設木造住宅建設に係る施工技術等講習会」を平成25年10月から平成26年2月までに15箇所で開催し、会員事業者に向け、施工マニュアルの解説等の座学、杭打ちから柱建て・上棟等の実技を行っている。また、これらの講習を通じ、建設に当たっての工程管理・作業者への指示等を行う主幹事工務店等における自らの役割への理解が図られるようになっている。また、開催した地域の行政（都県）の担当者による視察により、行政と事業者との関係性の強化が図られている。

■開催状況

	開催都県・都市	実施団体 (地方事務局)	参加 人数
平成 25年 10月	高知県高知市	高知県中小建築業協会	35人
	徳島県徳島市	フレッセ	42人
平成 25年 11月	長野県松本市	長野県建設労働組合連合会	30人
	愛媛県松山市	愛媛県中小建築業協会	31人
	東京都羽村市	全建総連東京都連合会	35人
平成 25年 12月	愛知県名古屋市	愛知県建設団体連絡会	36人
	静岡県静岡市	全木協静岡県協会	32人
	岐阜県美濃市	全建総連岐阜県建設労働組合県本部	32人
平成 26年 1月	香川県高松市	香川県総合建設センター	28人
	宮崎県都城市	宮崎県建築業協会	31人
	広島県広島市	広島県工務店協会	30人
	神奈川県横須賀市	神奈川県建設労働組合連合会	24人
平成 26年 2月	埼玉県行田市	全木協埼玉県協会	26人
	千葉県千葉市	千葉土建一般労働組合	56人
	秋田県秋田市	秋田県建設技能組合連合会	31人
合計			499人

■講習の内容（プログラム）

		時間	内容
座学	1	9:00	開会
	2	9:00～9:10	主催者挨拶
	4	9:10～9:45	災害協定の現状と締結の意義
	5	9:45～11:00	応急仮設木造住宅の概要と施工マニュアルの解説
	6	11:00～12:30	休憩（昼食及び実技会場へ移動）
	7	12:30～13:00	模擬朝礼 （新規入場者教育：勤務表、弁当注文、緊急時対応、場内状況、ルール、マナー等） ※通常朝礼：今日の作業説明、工具・材料確認、安全対策、班編成等
実技	8	13:00～14:00	杭打ち準備工事（地縄張り、逃げ杭打ち、杭芯出し）
	9	14:00～15:00	杭打ち工事、杭頭切り工事
	10	15:00～15:15	休憩
	11	15:15～16:00	土台敷き・金物取付工事
	12	16:00～16:45	柱建て・上棟
	13	16:45～17:00	清掃・片付け・模擬終礼
	14	17:00	閉会



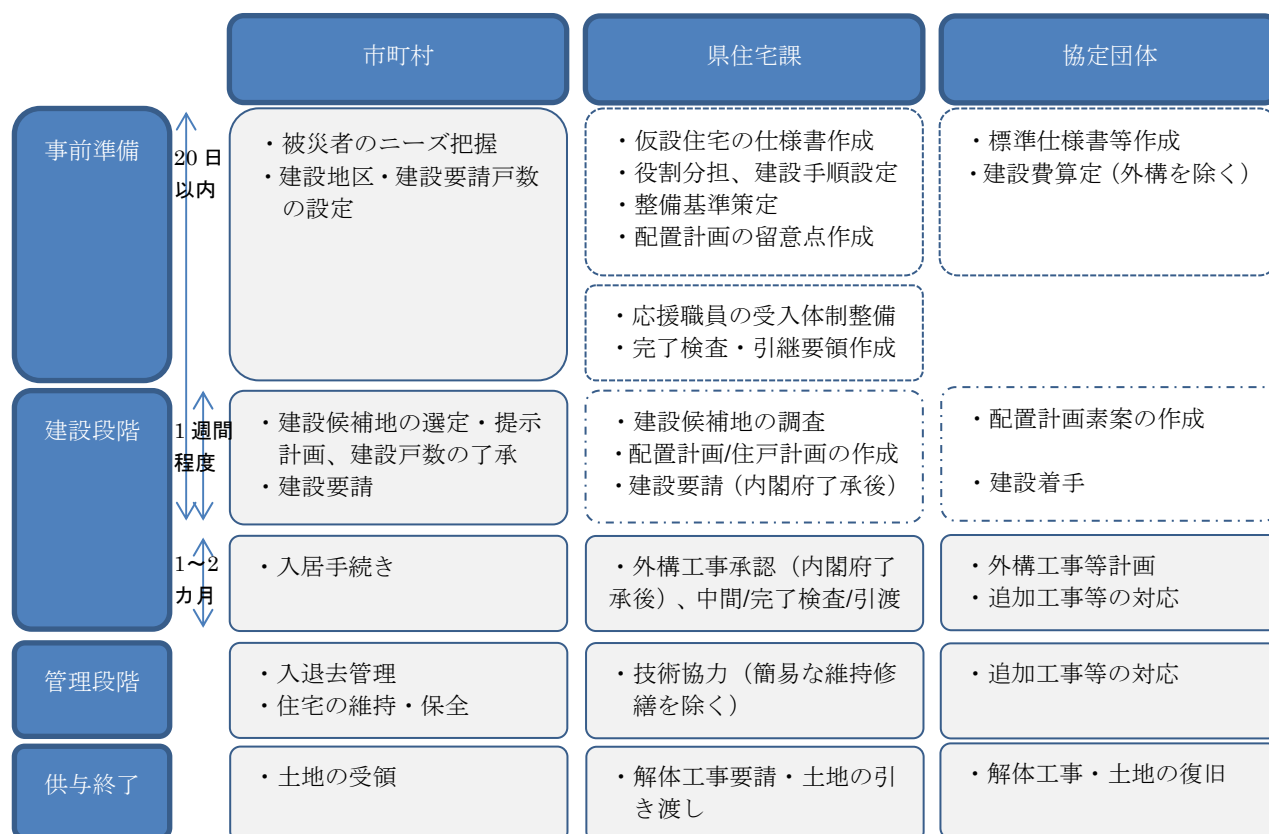
参考文献：（一社）全国木造建設事業協会提供資料

出典：（一社）全国木造建設事業協会提供資料

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 建設型応急住宅の供与に係る体制と流れの例：熊本県

平成 28 年熊本地震の際に熊本県では、県と市町村、協定団体が協力し、以下の流れに沿って、建設型応急住宅の供与が行われた。



※点線内は事前作成が可能。一点鎖線内は、事前演習が可能

出典：「九州地方の木造応急仮設住宅の整備に関する標準実務マニュアル」

○ 事前に定めていた発注先の考え方を踏まえ発注した例：広島県

広島県では平時より「広島県応急仮設住宅建設マニュアル」を策定しており、建設型応急住宅の整備が 2,500 戸以内の場合は（一社）プレハブ建築協会、2,500 戸超 10,000 戸以内の場合は大規模敷地については（一社）プレハブ建築協会、小規模敷地については工務店団体等に発注するという基本的な考え方を示した上で、市町の意向を尊重することとしていた。

平成 30 年 7 月豪雨の際には、2,500 戸以内の整備戸数ではあったが、三原市（31 戸）では市の意向及び敷地条件（住宅団地内の建設）により木造での供給とした（発注先：全木協広島県協会）。なお、坂町（98 戸）及び呉市（80 戸）の建設型応急住宅はプレハブ造で供与した。

○ 地元の住宅生産団体により建設された例：阿蘇市（熊本県）

熊本県では、県内の住宅建設業者等からなる一般社団法人熊本県優良住宅協会と平成 23 年 10 月に県産木材を用いる応急仮設住宅に関する協定を締結している。

平成 24 年 7 月の九州北部豪雨の被災者に対し、熊本県と阿蘇市は木造の建設型応急住宅の建設を決定し、（一社）熊本県優良住宅協会との協定に基づき、随意契約により発注し、会員 19 社により 48 戸が建設された。

なお、当時は標準プランがなかったため、東日本大震災の事例やプレハブ建築協会の仕様を参考に協会が工期 29 日で建設を行った。



出典：（一社）熊本県優良住宅協会ホームページ

○ 東日本大震災における事業者公募の例：福島県

福島県では、東日本大震災の発災後に、被災者向けに 20,000 戸の応急仮設住宅等の供給が必要と推計し、このうち、14,000 戸について、建設型応急住宅により対応する方針とした。

しかし、（一社）プレハブ建築協会規格建築部会のみでの供給は困難と見込まれ、また、地元の建設業界から建設型応急住宅建設への参画を要望されたこともあり、4,000 戸について県内業者への一般公募が行われた。

<公募期間>

平成 23 年 4 月 11～18 日

<候補者に求められる主な要件・評価ポイント等>

- ・ 今回の仮設住宅で 100 戸以上の建設能力があること
- ・ 県内の業者であること
- ・ 過去 3 年間に 20 戸以上（団体の場合は 30 戸以上）の住宅建設の実績があること
- ・ 県産材の活用、地元雇用促進、被災者雇用を図ること
- ・ 契約の形態は、販売契約、リース契約のいずれかであり、物品購入とすること
- ・ 30 m²タイプで戸当たりの販売契約価格、リース契約価格（2 年間）が、それぞれ 600 万円程度、520 万円程度以下であること
- ・ プレ協をベースとした仕様・性能の確保やリユース等に対して適切な住宅計画となっていること
- ・ 居住環境として適切な配置計画等（適正戸数の配置、必要な施設の導入への配慮等）を行うことができること



その後、必要戸数が増えたため、7 月に 2 次の公募が行われ、平成 23 年 12 月時点で約 6,000 戸の発注が行われた。

なお、公募は県営繕課が中心となって実施し、事業者の選定にあたっては、学識経験者 3 名、保健福祉部次長、土木部次長により構成される審査委員会が設置された。

参考文献：福島県「福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募要領」平成 23 年 4 月 14 日一部変更

(4) 建設候補地の選定

◆ 概要 ◆

大規模災害等、大量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、都道府県は市町村と調整を図り、事前に公有地等のほか、その他の土地を含め、建設型応急住宅が建設可能な土地を選定し、事業者等と協力し事前点検を行い、土地の状況、周囲の環境等を把握しておくことが望ましい。

土地の事前調査（現地調査）にあたっては、優先順位設定に必要な情報項目を踏まえ、情報の整理項目・様式案（調査票案）等を定めておくことが有効である。戸当たりの必要面積等を設定（又は配置計画を検討）した上で、リスト化した建設候補地における想定建設戸数を算出し、必要施設・サービス等とともに整理することが望ましい。

優先順位の考え方や関係部局との協議結果等を踏まえ、地域毎に建設候補地に優先順位を設定してリストを作成し、迅速な対応が可能となるよう都道府県と市町村が共有することが望ましい。

更に、リスト化した建設候補地のうち優先順位が高いものについて、具体的な配置計画等を作成し、実際の災害の状況（災害の規模や範囲）等に応じて選択できるよう、配置計画等にはいくつかのパターンを用意しておくことが望ましい。

建設候補地における想定建設戸数の算出の際や、発災後に建設用地がどれだけ必要か算出する際等の目安となる建設型応急住宅の1戸当たりの敷地面積は、以下の通りである。

■過去の災害における建設型応急住宅の1戸当たりの敷地面積の目安

過去の災害	戸当たりの敷地面積	参考
阪神・淡路大震災	- 標準的な敷地面積：80 m²程度／戸 - 効率の良い敷地：60～70 m²程度／戸 - 効率の悪い敷地：100 m²／戸以上	日本赤十字社「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」平成20年6月、P.26
東日本大震災（岩手県）	・100 m ² 程度／戸	大水敏弘「実証・仮設住宅 東日本大震災の現場から」、P.34
平成28年熊本地震（熊本県）	・150 m²／戸 （従来（100 m²程度）よりゆとりをもった配置計画とするため）	熊本県（編集）「平成28年熊本地震 熊本県はいかに動いたか（初動・応急対応編）」、P.190

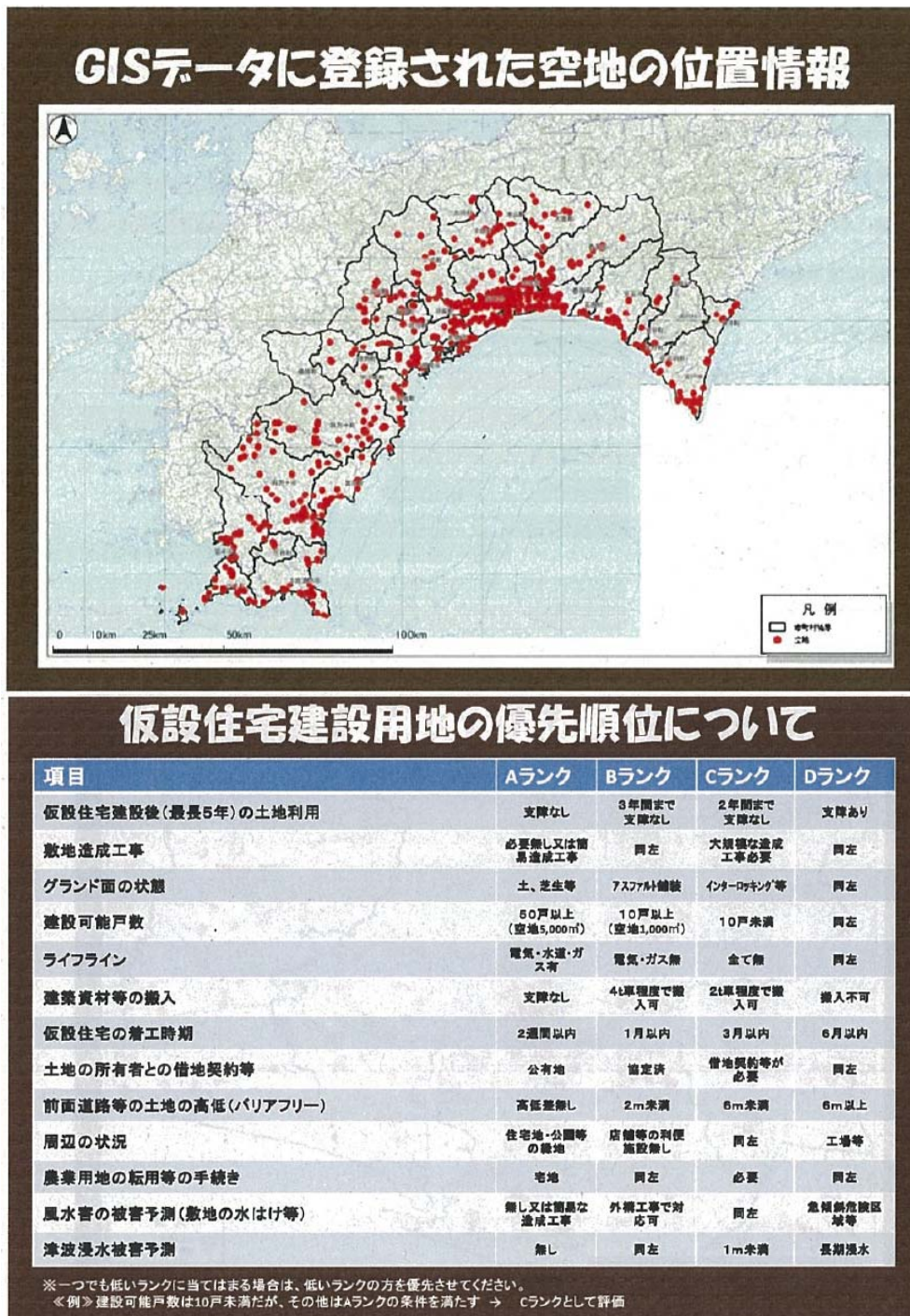
◆ 事前準備の例 ◆

○ 建設候補地をGISデータとして整理し、優先順位の高い用地について配置計画を作成した例：高知県

高知県では、市町村から、当該市町村が有している空地の情報の建設型応急住宅の建設候補地として優先順位を付けたものの提供を受け、GISデータとして整理している。

更に、その土地の面積や形状、ライフラインの状況などの情報を基に、AからDの4ランクで優先順位を付け、建設に適しているA及びBランクの土地について配置計画を作成している。GISデータとして登録されている土地情報は、当該土地の輪郭線がCADデータに変換できることから、配置計画を作成しやすくなっている。

また、これらの土地については、災害発生直後から避難、応急救助期、復旧・復興期までの時間の経過に伴い利用方法が変化することが考えられるため、今後は災害後の土地利用計画の策定についても検討されている。



出典：高知県提供資料

6. 建設型応急住宅の供与

○ 建設可能用地に係るデータベース作成要領を定めている例：岐阜県

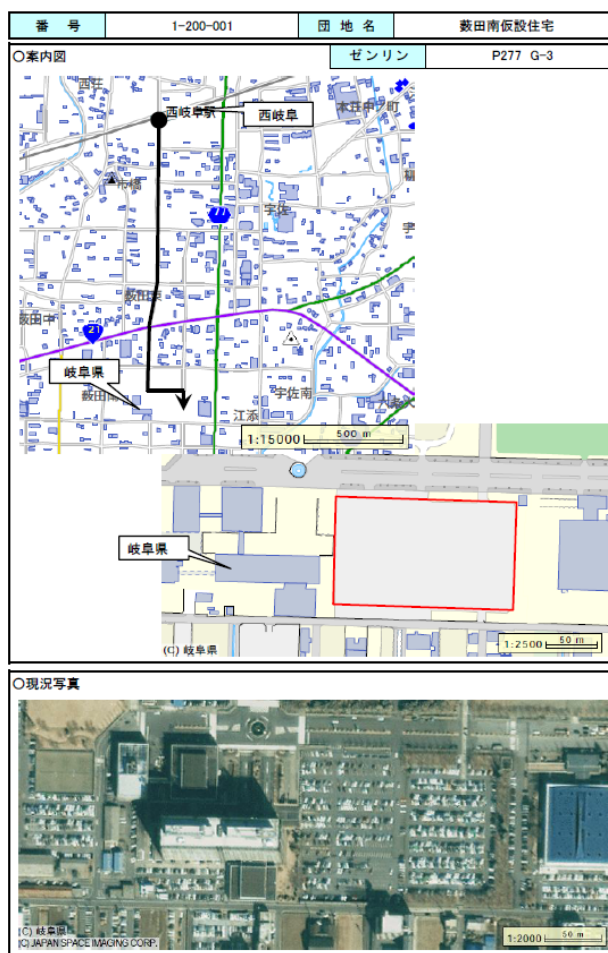
岐阜県は、「応急仮設住宅建設マニュアル」において「応急仮設住宅建設可能用地 データベース作成要領」（以下、「要領」という。）を定めている。

建設可能用地は市町村が選定して現地調査を行い、建設可能用地個別台帳を作成することとなっており、要領には個別台帳の作成に必要な調査項目毎に記載内容・記載方法が定められている。また、個別台帳等をもとに建設可能用地における配置を計画するために、配置計画図の作成方法やチェックリストも要領に掲載している。

【応急仮設住宅建設可能用地個別台帳（サンプル）】

応急仮設住宅建設可能用地個別台帳(サンプル)

番 号	登録年月日	調査年月日	団地名
1-200-001	平成24年4月1日	平成24年5月1日	森田南仮設住宅
基本 情報	名 称	岐阜県庁公園	
	所在地	岐阜市森田南2-1-1	
	小学校区	森田小学校	優先順位 A：優先用地
	敷地面積	30,000 m ²	有効面積 20,000 m ²
	地 目	公園	建設可能戸数 200 戸
	所有者	岐阜県	消防水利 ○
	災害時用途	無	使用期間 5年以上使用が可能
	一時避難場所	広域避難場所	避難所 商業施設置き場
	法令等の制限	防火指定 災害市域区域 土砂災害 宅地造成 急傾斜地 積雪 その他	ヘリポート 自衛隊拠点
	地 盤	現況 雨水排水 高低差 木杭 特性 盛土を行っている	
敷地 情報	道 路	北側 市道 12 m	岐阜市役所 058-265-4141
	水 道	公営水道の引き込みが可能	岐阜市役所 058-265-4141
	汚 水	公共下水への排水が可能	岐阜市役所 058-265-4141
	電 気	引き込みが可能	中部電力 058-264-4169
	ガ ス	都市ガスの供給が可能	東邦ガス 058-272-8013
	電 話	引き込みが可能	N T T 0120-881250
	テレビ	視聴が可能	—
	近 隣	交通機関	鉄道駅 J R 西岐阜駅 徒歩 1 5 分
	近隣施設	バス停	岐阜バス県庁前 徒歩 1 分
		商業施設	スーパー森田 徒歩 5 分
		役所	南部西事務所 徒歩 3 0 分
		医療施設	森田病院 徒歩 1 0 分
特 記 事 項	小学校	岐阜市立森田小学校	徒歩 5 分
	企業誘致候補地		
G I S		http://192.168.06.5/MyMap/GifuAdvanceMap/Map.jsp?SEY=1317110991392&DIR=20065RG=2449&CX=40225.01&CY=67443.1650=5000	
配置計画図		平成24年6月1日作成	



出典：岐阜県「応急仮設住宅建設マニュアル」平成31年3月

○ 全市町村を対象とした調査により建設可能用地を把握しランク付けしている例：北海道

北海道では、被災状況に応じて住家を失った被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給するため、全市町村を対象とした調査を実施し、応急仮設住宅の建設可能用地及び建設可能戸数等について把握している。

選定した建設可能用地のリストは、毎年度行う調査により更新し、優先順位付けを行っている。優先順位は、それぞれの用地を以下の10項目で評価（A～D）し、項目の中で最も低いランクを総合評価のランク（A～D）とすることとしている。

市町村の地域防災計画に基づく被害想定（全壊・半壊戸数の合計）の3割を必要戸数とし、建設可能用地は市町村所有地を基本としているが、民間賃貸住宅等の活用も考慮した上で、市町村所有地のみでは必要戸数を供給できない場合は、国有地・道有地・民有地についても候補地として検討することとしている。

【建設可能用地の評価項目】

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| ・ 仮設住宅建設後の土地利用 | ・ 敷地造成工事 |
| ・ 地盤面の状態 | ・ 建設可能戸数 |
| ・ 建設資材等の搬入 | ・ 建設地周辺の状況（生活利便施設の有無） |
| ・ 風水害の被害予測（敷地の水はけ等に対応する整備） | ・ 積雪への対応（除雪重機等の作業） |
| ・ 各被害想定区域、危険区域の指定状況 | |

参考文献：北海道提供資料

○ 用地情報整理の例：青森県

青森県は、「青森県応急仮設住宅建設マニュアル（平成29年3月）」において、建設候補地の事前調査に用いる建設候補地チェックリストを示している。建設候補地について、事前調査・データベース化し、各市町村及び関係各課で情報共有した上で保管・管理している。

【建設候補地チェックリストで整理する項目例】

①基本情報	
	地名地番
	敷地面積
	想定建設戸数
	土地所有者
②周辺環境の状況	
安全性	災害（洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山等）での被害想定区域
	接道幅
	土砂災害警戒区域、急傾斜崩壊危険区域の指定
	危険物（ガスタンク・危険物倉庫等が近隣にないか）
住環境	悪臭、振動、騒音（鉄道・観戦道路等）
	夜間の敷地までの経路（夜間街路灯の状況）
	医療施設の有無、有の場合は距離
	商店街・スーパーマーケットの有無、有の場合は距離
③敷地の状況	
敷地造成等	地盤の状況
	敷地の地盤強度（埋立地でないか等）
	敷地境界（ブロック、杭等で明確になっているか。）
	敷地の高低差（法面・擁壁の状況等）
ライフライン	上水道・下水道の有無
	ガス・LPGの有無
	電気のための電柱（ない場合は最寄の電柱からの距離）、高圧か低圧か。
	消防水利（消火栓・防火水槽等）の有無、無い場合は代替機能があるか。
電話・テレビ	電話のための電柱
	テレビ

出典：青森県「青森県応急仮設住宅建設マニュアル」令和元年4月（一部更新）
<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/sumai/oukyuukasetujuutaku01.html>

6. 建設型応急住宅の供与

○ 配置計画の策定方針と計画作成ツール、モデル計画を作成している：静岡県

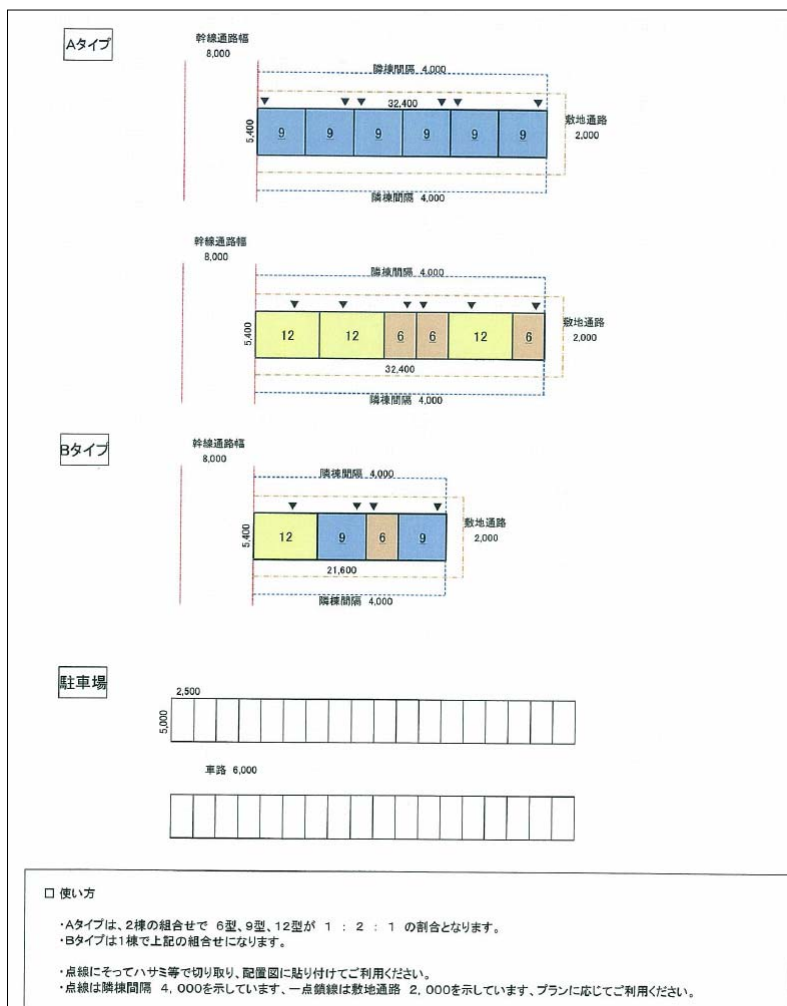
静岡県では、建設型応急住宅の建設予定地の選定方針、配置計画の策定指針等を示した「応急仮設住宅配置計画策定要領」（以下、「要領」という。）に基づき、市町村が建設候補地リスト及び候補地ごとの配置計画図を作成し、県に提出している。

要領では配置計画の策定方針として以下の内容を定めており、配置計画作成ツール（配置計画チェックリスト、住棟プランテンプレート）や、モデル配置計画も示している。

【配置計画の策定方針】

- ・計画住戸の属性と割合
(1つの団地に1DK、2DK、3Kタイプを1:2:1の割合で混在させる)
- ・応急仮設住宅の標準プラン、標準仕様
- ・住棟配置基準（静岡県は日照時間が長く、多くの住民が南向きを希望するため東西配置を基本とする）
- ・出入り口のスロープ対策
- ・進入路、通路幅等
- ・集会所、談話室の配置
(10戸以上の団地には40㎡程度の談話室を1室、50戸以上の場合は100㎡程度の集会所を1棟)
- ・駐車場、駐輪場
- ・受水槽、浄化槽

【住棟プランテンプレート】



出典：静岡県、（一社）プレハブ建築協会
「静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領」
平成 21 年 3 月

参考文献：静岡県、（一社）プレハブ建築協会「静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領」平成 21 年 3 月
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-310a/garden/documents/oukyuukasetu-youryou.pdf>)

○ 土地の使用契約手続きの方針に関する事前の取り決めの例：千葉県

千葉県では、「応急仮設住宅供給マニュアル」の中で、発災後における土地の使用契約手続きの方針を次のように定めている。

- ・土地の使用手続きは、原則として、市町村が行う
- ・市町村の所有地については、土地は無償で提供するものとして、使用契約は行わない
- ・市町村所有地以外の土地については、県が契約主体になる必要がある、もしくは合理的である場合を除き、原則として市町村が工事着工前までに手続きを完了する
- ・ただし、発災初期段階で、契約手続きを経る時間的な余裕がなく、かつ土地管理者等の承諾が得られた場合、事後速やかに所定の手続きを行う
- ・当該土地の賃貸借に係る費用は、応急仮設住宅を管理する市町村の負担とする

【土地の所有者別の手続き】

- a. 国所有地の場合
国有財産法第22条第1項第3号により、無償貸与を受けることができる。
- b. 千葉県所有地の場合
県住宅課で、財産の所管課と協議の上、土地を無償で使えるよう調整を行う
- c. 要望した市町村以外の市町村所有地の場合
先方に指定の様式があればそれに従い、なければ、県が資料として示す「土地使用賃貸契約書（例）」を参考に契約書類を作成する。
- d. 民間所有地の場合
原則として、企業等が所有する土地のみとし、個人所有は借り上げない。
通常の賃貸借契約を締結し、貸し付けを受ける期間については、早期に解決が見込める場合を除き、仮設住宅本体の設置期間（2年間）に合わせる。契約書類は県が資料として示す「土地使用賃貸契約書（例）」を参照。

参考文献：千葉県「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」平成26年4月

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 建設候補地リストを活用し用地を迅速に選定した例：広島県

広島県では、平時より建設型応急住宅の用地候補リスト（各市町にて候補を選定したもの）を整備していたため、平成30年7月豪雨の被害を受けた際には、当該リストに基づき建設型応急住宅の用地を検討できた。

また、発災前より「広島県応急仮設住宅建設マニュアル」を作成していたため、本マニュアルに基づき、市町村からの正式要請の前に関係団体と県職員（他県の応援職員含む）及び市町職員とで現地を訪問し、浸水被害を受けていないかなどを確認し、迅速に建設用地を決定することができた。

ただし、事前に整備していた用地候補リストの中には、土砂等の仮置場等に使用され仮設住宅を建設できない用地や、建設地としては本来避けることが望ましい学校のグラウンドが含まれていたため、それらは対象から除外する必要があった。

6. 建設型応急住宅の供与

【参考：過去の大規模災害における用地選定の状況】

○阪神・淡路大震災（兵庫県）

- ・兵庫県と被災市町との役割分担のもと、634 団地の建設用地の選定・確保が行われた。
- ・建設用地は、民有地の 89 団地をはじめ、国、大阪府、大阪市、県内被災市町及び被災地外市町、その他公的機関等が所有する用地の提供を受け、県有地 18 団地を含め確保した。
- ・民有地の借り上げに際し、使用料が無償の場合は使用貸借契約、使用料が有償の場合は賃貸借契約によるものとした。
- ・借り受け期間は当初は概ね 1～2 年間で、所有者の協力・理解が得られた用地については、必要に応じ供与期間の延長を行ったものの、原則として早期返還に努めた。
- ・借受け料については、原則として無償とし、固定資産税、都市計画税等の公租公課の減免措置が講じられた。有償となった場合の借受け料は公租公課相当額とした。

所有者		団地数	建設戸数（一団地あたり平均戸数）	
公有地	国有地	21	1,445 戸	(68.8 戸)
	県有地	18	1,957 戸	(108.7 戸)
	市有地	425	31,285 戸	(73.6 戸)
	町有地	17	235 戸	(13.8 戸)
	大阪府有地	3	570 戸	(190.0 戸)
	小計	484	35,492 戸	(73.3 戸)
公社・ 公団	県住宅供給公社・県土地開発公社	5	104 戸	(20.8 戸)
	市公社	24	620 戸	(25.8 戸)
	公団	21	4,052 戸	(193.0 戸)
	小計	50	4,776 戸	(95.5 戸)
国鉄清算事業団		8	1,668 戸	(208.5 戸)
民有地		89	6,225 戸	(69.9 戸)
その他公有地(財産区)		3	139 戸	(46.3 戸)
合計		634	48,300 戸	(76.2 戸)

参考文献：兵庫県「阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録」平成 12 年 3 月
(<http://web.pref.hyogo.jp/wd33/documents/000037459.pdf>)

○東日本大震災（岩手県）

- ・岩手県では津波被害等に伴い、公有地の確保が困難となったため民有地の活用も行われた。
- ・プレハブ建築協会の規格建築部会には避難所近くの学校のグラウンドなど公有地を中心に、住宅部会には民有地や小公園などを中心に建設依頼した。公募選定事業者には、比較的規模が小さい団地について建設依頼を行った。

【事業者別の団地の状況】

	規格建築部会 7,772 戸 3/19～		住宅部会 3,727 戸 4/15～		公募選定事業者※ 2,485 戸 5/9～		計 13,984 戸			
	公有地	民有地	公有地	民有地	公有地	民有地	公有地	民有地	民有地率	全団地数
宮古市	15	0	21	14	10	2	46	16	25.8%	62
大船渡市	15	5	10	6	2	1	27	12	30.8%	39
陸前高田市	15	3	3	11	2	19	20	33	62.3%	53
釜石市	7	17	6	4	7	9	20	30	60.0%	50
大槌町	3	16	0	13	1	15	4	44	91.7%	48
山田町	10	10	6	16	0	7	16	33	67.3%	49
その他の市町村	5	1	1	1	8	2	14	4	22.2%	18
計	70	52	47	65	30	55	147	172	53.9%	319
民有地率		42.6%			58.0%				64.7%	
1 団地あたり戸数		63.7	1 団地あたり戸数		33.3		1 団地あたり戸数		29.2	

※…公募選定事業者には、住田町及び遠野市の独自建設分を含む

出典：岩手県「東日本大震災津波対応の活動記録～岩手県における被災者の住宅確保等のための 5 か月間の取組み～」平成 23 年 11 月
(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/saigai/tsunami/1010325.html>)

(5) 建設事業者への発注～引き渡しの実施

① 地域の実情に応じた住宅の仕様の設定、計画

◆ 概要 ◆

建設型応急住宅の仕様は、「簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る」という観点から、一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定することができ、建設費用は平均 571 万 4 千円以内となっている。これにより難しいときには予め内閣府と協議することとしている。

建設型応急住宅の供与は、迅速性が要求されることから画一的なものの整備に陥りやすいが、時間的な余裕があれば、個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様な規模・間取りを提供することが望ましい。

建設型応急住宅の建設に当たっては、相応の理由があるときを除き、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間で格差が生じ、被災者に不公平感を与えないよう、都道府県は広域的な調整を行うこととする。

高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する建設型応急住宅（「福祉仮設住宅」）を設置できる。

建設型応急住宅を建設する場合には、応急建設住宅を短期間で解体撤去するのではなく、中長期的に利用できるように改修して地域の多様なニーズに対応した公的住宅として活用したり、集会所等の用途に転用したりすることなどが考えられるほか、倉庫等の既存建築物を改修して応急仮設住宅として活用するなどにより、効率的な予算の活用に努めることが望ましい。

◆ 事前準備の例 ◆

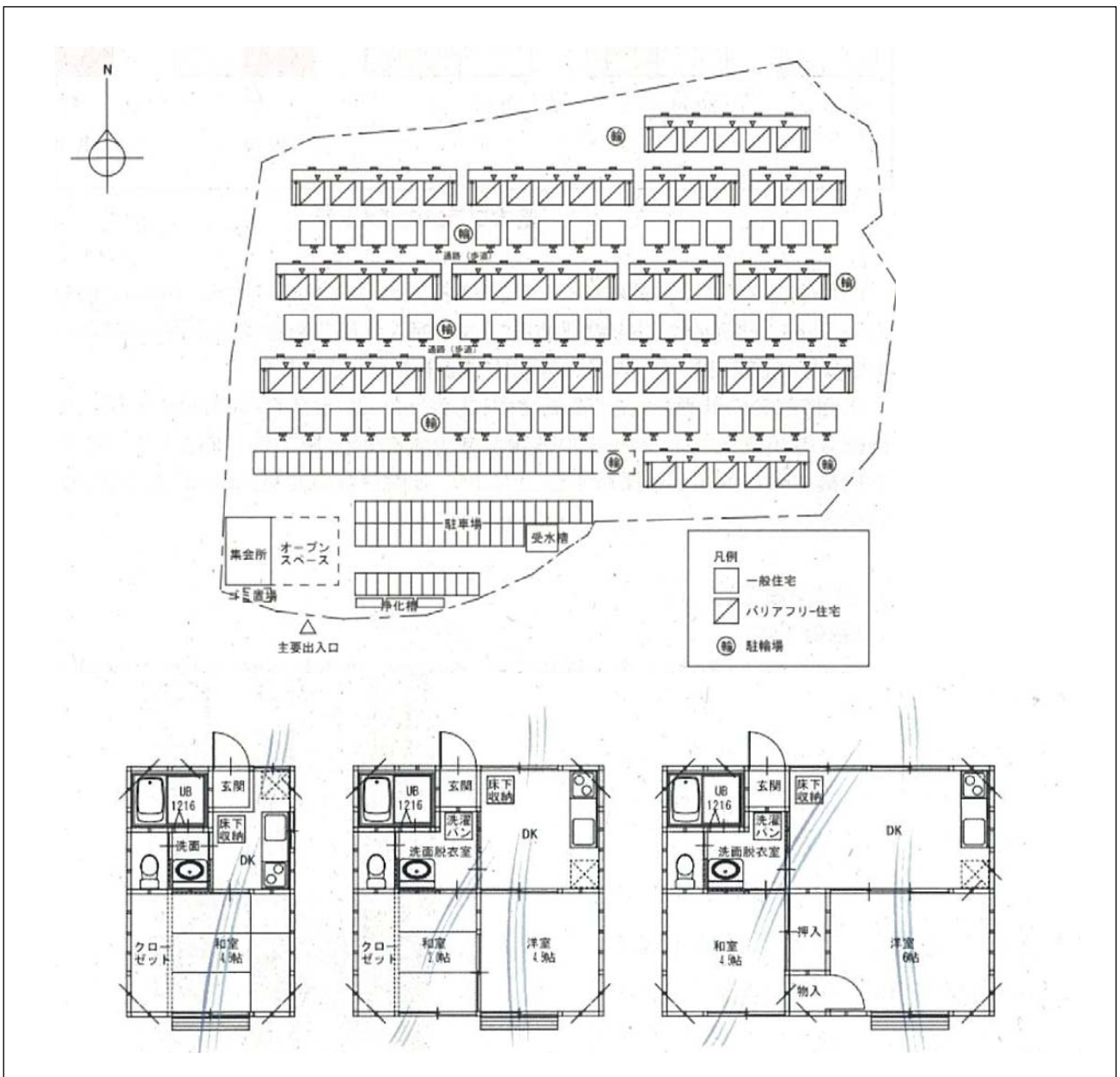
○ 地域の状況に応じた配置計画、標準設計書を用意している例：高知県

高知県は、木造の建設型応急住宅の配置計画、標準仕様・標準設計を作成済みであり、発災時に参考図面として関係団体に渡し、設計・施工一括で発注できるよう準備している。

標準設計は、梅雨時期の結露対策と熱中症対策を講じた断熱仕様とする等、県の地理的条件や気候風土を考慮したものとしている。

また、水廻り設備の計画は大きく変えずに面積の異なるプランを用意することで、設備関係の資材の種類を極力統一し、施工性の向上と計画戸数の変更に対応しやすいようにしている。更に、発災直後には資材の中でも特に衛生器具が不足することを想定し、これらの設備は後から追加で設置できるようなプランとする、木材については、県内にある流通材で建設出来るような仕様にする等、発災時の迅速な供与を目指した配慮がされている。

【配置計画と平面計画（例）】



出典：高知県提供資料

6. 建設型応急住宅の供与

○ 関係団体による建設型応急住宅の標準仕様の例

		(一社) プレハブ建築協会 (ユニットハウス)	(一社) プレハブ建築協会 (組立ハウス)	(一社) 全国木造建設事業協会		(一社) 日本木造住宅産業協会	(一社) 日本ムービングハウス協会
地域 特性	地域区分	－	－	3	4、5、6	5,6	1
	豪雪地帯	－	－	多雪地域	一般地域	一般地域	多雪地域
建設 型 応 急 住 宅 の 発 注 仕 様	間取り ・面積	1DK 2DK 3K	1DK 2DK 3K	1DK 2DK 3K	1DK 2DK 3K	1DK 2DK 3K	1DK 2DK 3K
	構造	鉄骨形鋼ユニット構造	軽量形鋼ブレース構造	木造軸組工法	木造軸組工法	木造軸組工法	木造ユニット構造
	耐積雪補強	－	－	あり(積雪1.0m)	－	－	あり(積雪2.3m)
	世帯間 仕切り	化粧PB厚さ9.5mm PB厚さ12.5mm 木製下地又は鋼製下地	化粧PB厚さ9.5mm PB厚さ12.5mm 木製下地又は鋼製下地	化粧PB厚さ12.5mm PB厚さ12.5mm 木製下地 杉	化粧PB厚さ12.5mm PB厚さ12.5mm 木製下地 杉	化粧PB厚さ12.5mm PB厚さ12.5mm 木製下地 断熱材充填	構造用合板 厚さ9.5mm 木製下地
	手摺(玄関)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内)	あり(内外)
	(便所)	あり	あり	あり	あり	あり	あり
	(浴室)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり
	上水道凍結防止	－	－	給水管外部立上り部ヒーター巻き	給水管外部立上り部ヒーター巻き (オプション)	－	給水管外部立上り部ヒーター巻き
	玄関袖壁等	－	－	風除室(オプション)	風除室(オプション)	風除室(オプション)	－
	断熱材 (天井)	断熱材入り	グラスウールt=50mm 10kg 同等品	グラスウールt=100mm 16kg 同等品	グラスウールt=100mm 10kg 同等品	グラスウールt=100mm 10kg 又は同等品	スタイロフォーム3種B t=90mm
	(壁)	グラスウール10K 同等品 t=50mm	グラスウール10K 同等品 t=50mm	グラスウールt=100mm 16kg 同等品	グラスウールt=100mm 10kg 同等品	グラスウールt=100mm 10kg 又は同等品	スタイロフォーム3種B t=60mm
	(床)	－	－	押出発泡ポリスチレンフォームt=60mm	押出発泡ポリスチレンフォームt=60mm	押出発泡ポリスチレンフォーム t=60	スタイロフォーム3種B t=90mm
	二重サッシ	－	－	あり	あり	複層ガラス	三重ガラス(LOW-E仕様)
	エアコン	－	－	あり	あり	あり	あり
	防湿措置	－	－	床ポリエステレンシート	床ポリエステレンシート	－	床、壁、天井 高密度ポリエチレンフィルム
	たたみ	－	－	あり	あり	あり(間取りによる)	なし
	シックハウス対策	居室の表しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料 (F★★★★等級以上)	居室の表しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料 (F★★★★等級以上)	居室の表しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料 (F★★★★等級以上)	居室の表しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料 (F★★★★等級以上)	居室表しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料 (F★★★★等級以上)	居室の表しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料 (F★★★★等級以上)
	汚水処理	放流形式は地域指導に準ずる	放流形式は地域指導に準ずる	放流形式は地域指導に準ずる	放流形式は地域指導に準ずる	放流形式は地域指導に準ずる	放流形式は地域指導に準ずる
コス ト	災害救助法に基づく一般基準	571.4万円/戸(令和元年度)		571.4万円/戸(令和元年度)		571.4万円/戸(令和元年度)	571.4万円/戸(令和元年度)
	想定単価	253万円/戸(29.7㎡)※1		580万円・戸(29.7㎡)※2		591万円/戸(29.7㎡)※2	2年間レンタル契約 250万円/戸※3
生産能力		関東ブロック 600戸(1ヶ月以内) 3,000戸(3ヶ月以内) 7,300戸(6ヶ月以内)	関東ブロック 3,200戸(1ヶ月以内) 26,000戸(3ヶ月以内) 54,700戸(6ヶ月以内)	500戸/県・月		関東・近畿1000戸/月 その他 500戸/月	500戸(1ヶ月以内) 2,000戸(3ヶ月以内) 5,000戸(6ヶ月以内)

各団体提供資料より作成

コスト(想定単価)について

団体名	本体 価格	敷地 整備費	解体費 ・撤去費	外構工事費+ 屋外設備工事費	その他・備考
(一社) プレハブ建築協会(※1)	○	×	○	×	・本体価格はリースの場合であり、敷地の原状復旧費を含まない ・本体価格は、上記の表に示された仕様の場合であり、追加される内容と建設地域の気候などの実情を踏まえた仕様の追加に応じて加算される
(一社) 全国木造建設事業協会(※2)	○	×	×	×	
(一社) 日本木造住宅産業協会(※2)	○	×	×	×	
(一社) 日本ムービングハウス協会(※3)	○	×	×	×	・左記に運搬費は含まない

6. 建設型応急住宅の供与

■一般社団法人プレハブ建築協会（規格建築部会）における応急仮設住宅オプション仕様の施工事例※

建設地の気候に応じたオプション仕様	①寒冷地域仕様	
	・基礎廻りの塞ぎ（給水管凍結防止）換気口の設置	・エアコンや暖房器具の追加
	・床パネルの断熱材の充填	・玄関風除室の設置（本体仕様）
	・住戸外周部の内壁のふかし壁（断熱材とも）	・玄関の袖壁設置（塩ビおよび木製）
	・窓の二重サッシ（インナーサッシ）	・給水管の保温や水抜栓の設置
	・天井の断熱材増量	・小屋裏換気扇の取付け（屋根の結露防止）
	・居室のたたみ設置	・お風呂の追い焚き機能取付け
	・トイレの暖房便座化	・浄化槽・受水槽・給水メーター等の凍結防止
	②極寒冷地域仕様	
	・基礎（木杭）・給排水管の凍結深度対策	・隔測量水器の取付
	・幕板：コンパネ張り強制換気扇取付け	・水抜栓の設置（壁または床式：遠隔操作タイプ）
	・出入口踏み段（ゴムチップ）	・給湯器の屋内の設置
	・玄関断熱ドア（片開き戸）	・レンジフード（自然給気タイプ）の設置
	・床・内壁・天井（防湿シート貼り）気密工法	・FF式石油暖房機器等の設置
	・床下給水管の保温ヒーターの取付	・オイルタンク、油配管（各居室）
	・窓二重サッシ（インナーサッシ：複層ガラス）	・受水槽の上屋設置
	・居室給気口（上向き給気タイプ）の設置	
	③積雪地域または豪雪地域仕様	
	・本体の主要構造材の強度変更	・片流れ屋根（自然落雪型）
	・基礎（木杭）強度アップ（土台の沈下防止）	・外廊下およびスロープの屋根およびカーテンの設置
	・受水槽の高所化	・駐車場のアスファルト舗装
	・エアコン室外機架台（壁掛けまたは地上タイプ）	・除雪作業の通路幅の確保、堆雪場の設置
	・テレビアンテナを建物の側面に設置	・開口部の十手金物（囲板）取付け
	・玄関レールヒーターの設置	
気候に関係のないオプション仕様	①バリアフリー対策	
	・外廊下の設置	・L型手摺に変更（トイレ・浴室）
	・スロープの増設	・通路のアスファルト舗装
	・手すりの増設（室内）	
	②防火・防犯対策	
	・非常ベルの設置（1DKタイプ）	・外灯の増設
	・玄関チャイム取付け（呼び鈴）	・受水槽に消化栓口取付け
	・消火器の設置（住戸用・住棟用）	・AEDの設置（集会所・談話室）
	③収納対策	
	・押入れ枕棚の設置	・物置の設置
	④換気対策	
	・居室吸気口の取付け	・24時間換気扇の設置
	⑤大雨対策	
	・窓庇の取付け	・樋の設置
	⑥暴風雨対策	
	・開口部シャッターの取付け	・開口部パネル雨戸の取付け
	⑦強風対策	
	・H構基礎の設置	・トラ張り（トンプロック）の設置
	・エアコン室外機の基礎工事（飛散防止）	・開口部は、強化ガラス、網入りガラスへ変更
	⑧遮音対策	
	・住戸間の遮音性能の向上	
	⑨熱燻対策	
	・外部柱カバーの設置	
	⑩防湿対策	
	・床防湿シート貼り	
	⑪居住環境の向上	
	・掃き出し窓の設置	・床フローリング（台所・洋室）
	・濡れ縁の設置	・和室腰壁（木製）
	・バルコニーの設置	・可動調理台（1DK）の設置

※1過去に建設型応急住宅を供給した際、実際に施工したオプション仕様の例

※2全てのオプションが救助費負担金の対象とならないことに留意すること。

参考文献：（一社）プレハブ建築協会「令和元年度応急仮設住宅建設関連資料集」令和元年8月

○ 地域特性を考慮し建設型応急住宅の発注仕様を定めている例

		青森県	石川県	岐阜県	高知県	鹿児島県	
地域特性	地域区分	2、3、4	3、4、5、6	3、4、5、6	4、5、6、7	6、7	
	豪雪地帯	特別豪雪地帯 豪雪地帯(全域)	特別豪雪地帯 豪雪地帯(全域)	特別豪雪地帯 豪雪地帯（一部地域）	-	-	
建設型 応急住宅の 発注仕様	間取り・面積	1K(19.8㎡) 2DK(29.8㎡) 3K(39.7㎡)	1DK(19.8㎡) 2DK(29.7㎡) 3K（39.6㎡）	3Kタイプ(39.6㎡) 2DKタイプ(29.7㎡)※標準 1DKタイプ(19.8㎡) 福祉対応タイプ(37.3㎡)※木造のみ	1K(19.8㎡) 2DK(29.8㎡) 2LDK(39.7㎡)	2K（29.81㎡）	
	構造	木造軸組工法	軽量形鋼ブレース構造	木造軸組工法（県産材を標準使用）	木造軸組工法（県産材を使用）	木造軸組工法（県産材を使用）	
	耐積雪補強	-	あり（積雪1.5m）	-	-	-	
	世帯間仕切り	化粧 PB t = 9.5mm、PB t = 12.5mm 高性能グラスウール t = 100mm 16kg （R = 2.2㎡・k/w 同等以上）	化粧 PB t = 9.5mm、PB t = 12.5mm グラスウール t = 50mm 10kg 木製又は鋼製下地	PB 厚さ 12.5mm 2枚張り（両面） グラスウール t = 100mm 10kg	戸建的な長屋形式 （5戸連 1 ユニットの基本として計画）	PB t = 12.5mm 2枚張り グラスウール t = 100mm 16kg	
	手摺(玄関)	あり（内外）	あり（内外）	あり（内）	-	あり（内）	
	(便所)	あり（内）	あり	あり（内）	-	あり（内）	
	(浴室)	あり（内外）	あり（内外）	あり（外）	-	あり（内外）	
	上水道凍結防止	水抜き栓（1ヶ所） 給水管立上り部はヒーター巻	水抜き栓（1カ所） 給水管外部立上り部：保温材	（寒冷地域）給湯水凍結防止配管、ヒーター3箇所、保温材、不凍水抜き栓	-	-	
	玄関袖壁等	風除室	玄関・物干場に袖壁	（一般地域）玄関袖壁、（寒冷地域）風除室	なし	（玄関ポーチ）	
	断熱材（天井）	高性能グラスウール t=200mm 16kg （R=4.0㎡・K/W 同等以上）	グラスウール t=100mm 16kg	グラスウール （一般地域） t=100mm 10kg （寒冷地域） t=100mm 24kg	グラスウール t=90mm 10kg 同等品	断熱材の調達状況 により、茅、もみ殻等の自然素材の活用も想定	グラスウール t = 100mm 16kg
	(壁)	高性能グラスウール t=100mm 16kg （R=2.2㎡・K/W 同等以上）	グラスウール t=50mm 10kg	同上	グラスウール t=60mm 10kg 同等品		同上
	(床)	押出法ポリスチレンフォーム 3種 b t=100mm（R=3.3㎡・K/W 同等以上）	グラスウール t=100mm 10kg 相当	ビーズ法ポリエチレンフォーム （一般地域） 3号厚 30 （寒冷地域） 2号厚 45	グラスウール t=45mm 10kg 同等品		押出法ポリスチレンフォーム 3種 t = 50mm
	二重サッシ	なし（複層ガラス）	なし（複層ガラス）	なし（複層ガラス）	あり（複層ガラス）	なし（複層ガラス）	
	エアコン	あり	あり	あり	あり	あり（オプション）	
	防湿措置	あり（天井・外壁の下地及び床下：防湿シート）	あり（小屋裏換気扇、床下防湿シート）	あり（床下換気、棟換気、外壁：透湿防水シート）	あり（屋根・外壁の下地に遮熱シートと通気層を設ける ※熱中症対策）	あり（外壁：透湿防水シート）	
	たたみ	あり	あり	あり	あり	あり	
	シックハウス対策	F★★★★又は規制対象外の材料を使用（屋内に面する仕上げ材）	F★★★★以上のカラー合板、合板類を使用	-	F★★★★又は同等の大臣認定品を使用（合板、木質フローリング、集成材、単板積層板、断熱材、仕上り塗材、内装用接着剤、木工事用接着剤）	F★★★★以上の合板類を使用（居室の現し部分、建具及び、取付家具を含む）	
	共用施設 福祉施設	50戸以上には集会場を設置	談話室・集会場を設置	談話室・集会場を設置	50戸以上には集会所を設置、100戸以上には移動販売店舗等を設置するためオープンスペースを集会所に隣接して計画	-	
	汚水処理	浄化槽（放流方式は地域指導に準ずる）	-	-	浄化槽を想定	浄化槽（埋め込み）を想定	
関係団体等との協定締結状況		（一社）プレハブ建築協会、 （一社）全国木造建設事業協会	（一社）プレハブ建築協会	（一社）プレハブ建築協会、 （一社）全国木造建設事業協会、 （一社）日本木造住宅産業協会、 岐阜県産直住宅協会	（一社）プレハブ建築協会、 （一社）全国木造建設事業協会、 （一社）日本木造住宅産業協会	（一社）プレハブ建築協会、 （一社）全国木造建設事業協会鹿児島県協会、 （一社）鹿児島県建築協会	

6. 建設型応急住宅の供与

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 過去の災害における建設型応急住宅の発注仕様：（一社）プレハブ建築協会 規格建築部会

		東日本大震災 (当初仕様(岩手は当初に予定した追加工事を含む。))			平成 23 年台風第 12 号災害	平成 28 年 熊本地震	平成 30 年 7 月豪雨	平成 30 年 北海道胆振東部地震
		岩手県	宮城県	福島県	和歌山県	熊本県	岡山県・広島県・愛媛県	北海道
地域特性	地域区分	2、3、4	4	3、4、5	5、6、7	5、6、7	4、5、6 5、6、7	1、2、3
	豪雪地帯	豪雪地帯	豪雪地帯 (一部地域)	－	－	－	－	豪雪地帯
概要	供給戸数	7,702 戸	14,364 戸	6,343 戸	44 戸	3605 戸	348 戸	208 戸
応急建設住宅の発注仕様	間取り・面積	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)
	耐積雪補強	なし	なし	地域によりあり(積雪 1m)	なし	なし	なし	積雪 1 m
	世帯間仕切り	化粧 PB 厚さ 9.5mm PB 厚さ 12.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm PB 厚さ 12.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm PB 厚さ 12.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm PB 厚さ 12.5mm 高性能グラスウール厚さ 50mm
	手摺(玄関)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内のみ)	あり	あり	あり	あり
	(便所)		あり		あり	あり	あり	あり
	(浴室)		あり		あり	あり	あり	あり
	上水道凍結防止	あり	あり	あり (水道局により不要の場合あり)	なし	あり(大津・南阿蘇) (ヒーター巻)	なし	あり(ヒーター巻き)床下とも 外部給排水管凍結深度 1200 mm
	玄関袖壁等	玄関袖壁	玄関袖壁	玄関袖壁 or 風除室(後施工の予定)	玄関袖壁	玄関袖壁	玄関袖壁	風除室(銅製・パネル式)
	断熱材(天井)		100mm		100mm	100mm	100 mm	高性能グラスウール 175mm
	(壁)	50mm(+50mm 後施工予定)		50mm	50mm	50mm	50 mm	高性能グラスウール 100mm
	(床)		50mm		100mm	50mm	50mm m	高性能グラスウール 100mm
	二重サッシ	あり (後施工の予定)	あり (後施工の予定)	あり (後施工の予定)	なし	あり	なし	あり インナーサッシは複層ガラス
	エアコン		あり		あり	あり	あり	なし FF ストープ
	防湿措置		床ポリエチレンシート		あり	あり	あり	あり 天井・内壁とも
	たたみ		希望入居者へ後施工で対応(宮城県は市町村対応)		なし	あり	あり	なし
	シックハウス対策		F★★★★等級の建築材料を使用		F★★★★等級の建築材料を使用	F★★★★等級の建築材料を使用	F★★★★等級の建築材料を使用	F★★★★等級の建築材料を使用
	共用施設 福祉施設	グループホーム、サポートセンター、 サポート機能付き集会所の設置		(公募にて設置)	なし	なし	車椅子対応型応急仮設住宅 (広島県)	福祉仮設住宅(特養) 2 地区 144 床
	汚水処理	浄化槽設置率 71.7% 団地数 138 団地/99 か所	浄化槽設置率 54.7% 団地数 323 団地/177 か所	浄化槽設置率 49.3% 団地数 77 団地 /38 か所	浄化槽	浄化槽	浄化槽	浄化槽
コスト	平均単価 (特別基準)	約 617 万円※ 1	約 730 万円※ 1	約 689 万円※1	552.6 万円	－	－	－
	災害救助法に基づく 一般基準		238.7 万円※2		238.7 万円	266 万円	561 万円	561 万円

(一社)プレハブ建築協会提供資料より作成

※1：談話室・集会所の建設費、造成費、追加工事費を含む建設コストの戸当たりの平均コスト（平成 25 年 1 月時点 厚生労働省調べ）

岩手県では、学校グラウンドや農地の原状復旧費用を価格に含んでいない

※2：国土交通省住宅局住宅生産課「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」平成 24 年 5 月

6. 建設型応急住宅の供与

○ 過去の災害における建設型応急住宅の発注仕様：（一社）プレハブ建築協会 規格建築部会以外

		平成 28 年 熊本地震※2	平成 29 年 7 月 九州北部豪雨※2	平成 30 年 7 月豪雨※2		平成 30 年 北海道胆振東部地震※2
		（一社）全国木造建設事業協会	福岡県 （福岡県建築物災害対策協議会）	（一社）全国木造建設事業協会	（一社）日本ムービングハウス協会	（一社）日本ムービングハウス協会
地域特性	地域区分	5	6	5・6	5	1
	豪雪地帯	－	－	－	－	豪雪地帯
概要※1	供給戸数	563 戸	107 戸	252 戸	41 戸	46 戸
応急建設 住宅の 発注仕様	間取り・面積	1DK（19.87㎡） 2DK（29.81㎡） 3K（39.74㎡）	1DK（19.87㎡） 2DK（29.81㎡） 3K（39.75㎡）	1DK（19.87㎡） 2DK（29.81㎡） 3K（39.74㎡）	2DK(27.08㎡)	2DK(27.08㎡) 3K(37.39㎡)
	構造	木造軸組工法	木造軸組工法	木造軸組工法	木造ユニット構造 （ムービングハウス）	木造ユニット構造 （ムービングハウス）
	耐積雪補強	なし	なし	なし	積雪深 2.3m に耐える構造	積雪深 2.3m に耐える構造
	世帯間 仕切り	PB 厚さ 12.5mm ×2 枚張り＋クロス セルロースファイバー t=105mm	PB 厚さ 12.5mm ×2 枚張り×両面＋クロス グラスウール 24K t=100mm	PB 厚さ 12.5mm ×2 枚張り＋クロス グラスウール t=100 mm（10 kg相当）	構造用合板 厚さ 9.5mm 木製下地 スタイロフォーム 3 種 B t=60mm×2（各ユニットに壁）	構造用合板 厚さ 9.5mm 木製下地 スタイロフォーム 3 種 B t=60mm×2（各ユニットに壁）
	手摺(玄関)	あり	なし	あり	－	－
	(便所)	あり	あり（内）	あり	－	－
	(浴室)	あり	あり（内外）	あり	あり	あり
	上水道凍結防止	あり（ヒーター巻）	なし	なし	－	給水管見掛かり部上り部ヒーター巻き
	玄関袖壁等	玄関袖壁	玄関袖壁 （玄関ポーチ）	庇 玄関袖壁（玄関ポーチ）	庇 玄関袖壁（玄関ポーチ）	庇 玄関袖壁（玄関ポーチ）
	断熱材 （天井）	セルロースファイバー t=100mm	押出法ポリスチレンフォーム 3 種 t=50、又は、 A 種ポリウレタン保温板 1 種 2 号 t=45	グラスウール t=100mm（10 kg相当）	スタイロフォーム 3 種 B t=90mm	スタイロフォーム 3 種 B t=90mm
	(壁)	セルロースファイバー t=100mm	グラスウール 10K t=100mm	グラスウール t=100mm（10 kg相当）	スタイロフォーム 3 種 B t=60mm	スタイロフォーム 3 種 B t=60mm
	(床)	ミラフォーム t=50mm	グラスウール 24K t=100mm×2 充填	A 種押出法ポリスチレンフォーム保温版 1 種 b t=50mm	スタイロフォーム 3 種 B t=90mm	スタイロフォーム 3 種 B t=90mm
	二重サッシ	なし（複層ガラス）	なし	なし（複層ガラス）	三重ガラス（Low-E 仕様）	三重ガラス（Low-E 仕様）
	エアコン	あり	あり	あり	あり	あり
	防湿措置	外壁：透湿防水シート	外壁：透湿防水シート	外壁：透湿防水シート	ポリエチレンフィルム	ポリエチレンフィルム
	たたみ	あり	あり	あり	－	－
	シックハウス対策	合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料（F ★★★★以上）	F★★★★等級の合板類を使用 （内部建具含む。）	合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料（F ★★★★以上）	F★★★★等級の合板類を使用 （内部建具含む。）	F★★★★等級の合板類を使用 （内部建具含む。）
	共用施設 福祉施設	集会所・談話室・福祉型応急仮設住宅	集会所、福祉型応急仮設住宅棟を設置	談話室・集会所を設置	談話室・集会所を設置	－
	汚水処理	公共下水 未整備区域内は浄化槽設置	公共下水（一部浄化槽）（4 団地中、2 団地：公共下 水、2 団地：浄化槽）	公共下水 未整備区域内は浄化槽設置	公共下水	公共下水
コスト	平均単価 （特別基準）	600 万円※3	749.6 万円※4	590 万円※3	2 年間レンタル契約 250 万円/戸※5	2 年間レンタル契約 250 万円/戸※5
	災害救助法に 基づく一般基準	266 万円	551.6 万円	561 万円	561 万円	561 万円

各県・団体提供資料より作成
※1：概要は県全域の数を掲載
※2：関係団体提供資料により作成

コスト（平均単価(特別基準)）について

団体名	本体 価格	敷地 整備費	解体費 ・撤去費	外構工事費+ 屋外設備工事費	その他・備考
（一社）全国木造建設事業協会（※3）	○	×	×	×	
福岡県（福岡県建築物災害対策協議会）（※4）	○	×	○	○	
（一社）日本ムービングハウス協会（※5）	○	×	×	×	・左記に運搬費は含まない

6. 建設型応急住宅の供与

○ 住戸タイプ別供給戸数の検討方法の例：倉敷市（岡山県）

倉敷市では平成 30 年 7 月豪雨の建設型応急住宅の住戸タイプ別供給戸数の割合について、真備地区の世帯構成から、まずは「1DK（1～2人）：2DK（2～4人）：3K（4人以上）＝1：2：1」と設定した。

市から県への第 1 次要望（平成 30 年 7 月 23 日）の 200 戸・5 団地については、当初想定の「1DK：2DK：3K＝1：2：1」の住戸タイプ比率で計画検討・着工準備を進めた。7 月 31 日に第 1 次募集を開始し、募集開始～3 日目までの応募世帯の人員構成に基づき若干変更し、8 月 2 日に第 1 次要望分の住戸タイプ比率を決定した（第 1 次募集の締め切りは 8 月 5 日）。

その後、市から県への第 2 次要望（8 月 9 日）の 50 戸・1 団地については、第 1 次募集の落選者の世帯人員構成に基づき計画検討・着工準備を進め、第 2 次募集の締め切り後、応募世帯の人員構成に基づき住戸タイプ比率を変更し最終的に決定した。

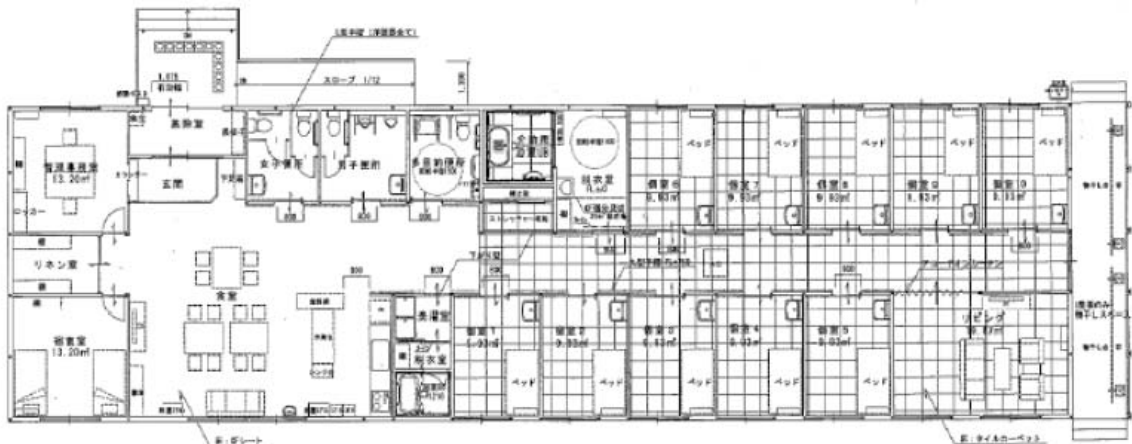
参考文献：建築研究所 住宅・都市研究グループ 芭蕉宮総一郎「倉敷市の H30 年 7 月豪雨災害対応（住宅関係）」平成 31 年度建築研究発表・討論会 住宅・都市部門

○ 高齢者等のための福祉仮設住宅の例：岩手県

東日本大震災に際して、日常生活上配慮を要する複数の高齢者等のための「福祉仮設住宅」を整備した。浴室・トイレ等に手すりを設置するなど、バリアフリー仕様となるようできるだけ配慮している。

<施設概要>

- ・施設規模：約 300 m² 1 棟当たり個室 10 室
- ・施設内容：居室、リビング、浴室、ランドリー、トイレ、事務室、宿直室等



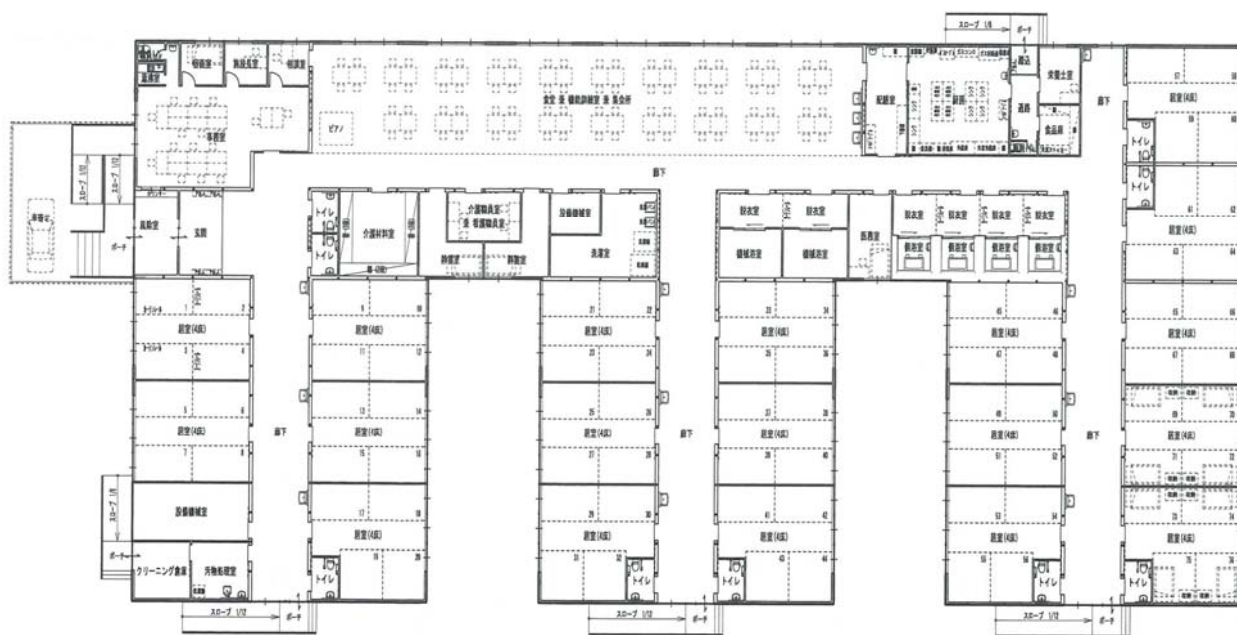
出典：国土交通省住宅局住宅生産課「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」平成 24 年 5 月
(http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000369.html)

○ 高齢者等のための福祉仮設住宅の例：埼玉県

令和元年東日本台風(第19号)で被災した川越市内の社会福祉施設の入所者の住居を確保するため、被災時79名の入所者について、「福祉仮設住宅」を整備した。

<施設概要>

- ・ 構造規模：軽量鉄骨造、平屋建て、2111.68㎡（入居想定人数 73名）
 - ※ バリアフリーなど被災前の生活に近い生活が送れるよう配慮
 - ※ 備品については市の委託する法人の持ち込み
- ・ 工事期間：令和2年1月6日～3月31日
- ・ 使用期間：令和2年4月～令和4年3月



外観（全景）



4床1室の居室



食堂兼集会所



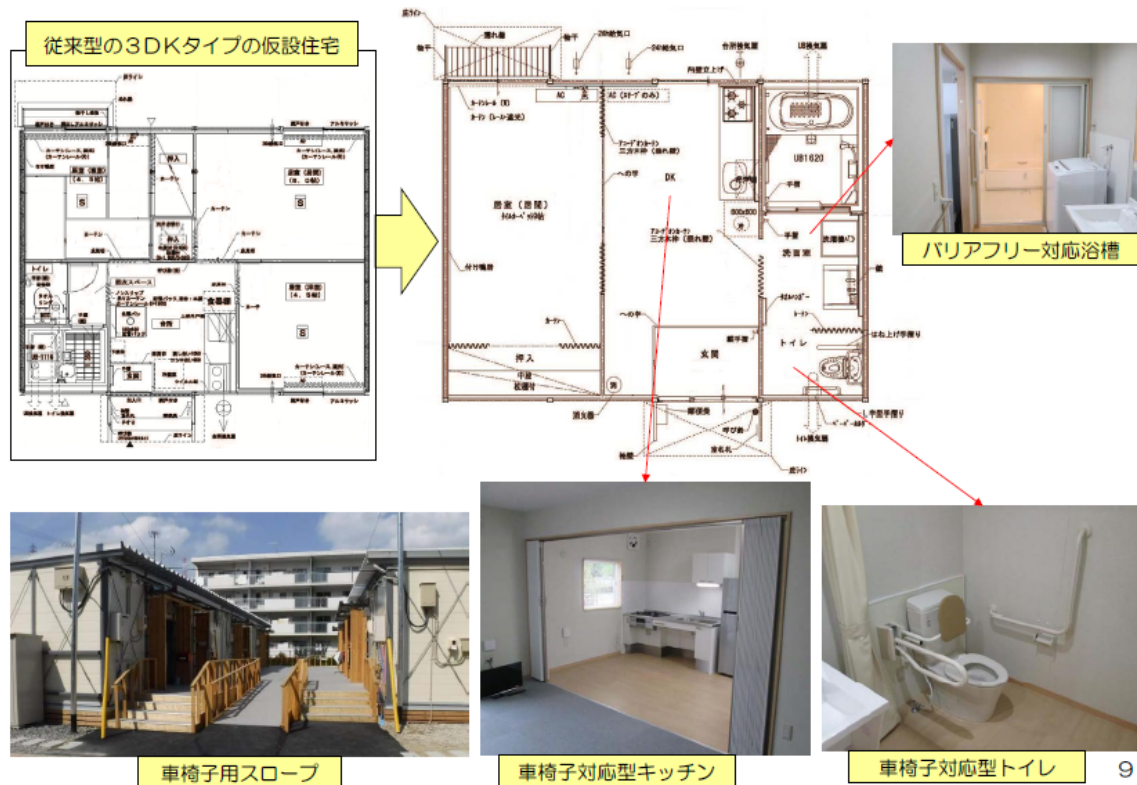
車いす対応トイレ

資料・写真提供：埼玉県

6. 建設型応急住宅の供与

○ 車椅子対応型仮設 平成ヶ浜中央公園応急仮設団地：坂町（広島県）

平成 30 年 7 月豪雨の際に広島県坂町で供給された車椅子対応型仮設住宅は、従来型の 3DK タイプの仮設住宅に対して、バリアフリー対応浴槽・車椅子用スロープ・車椅子対応型キッチン・トイレが設置され、高齢者や障がい者に配慮された仕様となっている。



出典：内閣府資料「平成 30 年 7 月豪雨災害及び北海道胆振東部地震における応急仮設住宅の供与状況について」平成 31 年 2 月

○ トレーラーハウス・モバイルハウスを活用した例：岡山県、北海道

平成 30 年 7 月豪雨災害と平成 30 年北海道胆振東部地震においては、トレーラーハウスやモバイルハウスが応急仮設住宅の一形態として岡山県倉敷市、北海道厚真町、安平町、むかわ町にそれぞれ導入（岡山県・北海道共にレンタル方式）された。

平成 30 年 7 月豪雨災害の際に倉敷市で初めて導入され、北海道では、安平町の農業・畜産業に従事している被災者について、家畜の世話やハウスの管理のため畜舎・農地に隣接した住まいが必要であるとして、被災者の所有地内に個別にモバイルハウスが設置されたことを契機に、活用が進んだ。

○平成30年7月豪雨災害における建設型応急住宅の建設戸数

	プレハブ仮設住宅	木造仮設住宅	トレーラーハウス・ モバイルハウス等	合計
岡山県	158戸	103戸	51戸	312戸
広島県	178戸	31戸	0	209戸
愛媛県	12戸	164戸	0	176戸
合 計	348戸	298戸	51戸	697戸

○北海道胆振東部地震における建設型応急住宅の建設戸数

	プレハブ仮設住宅	木造仮設住宅	トレーラーハウス・ モバイルハウス等	合計
北海道	352戸	0戸	61戸	413戸

（平成 31 年 3 月 31 日現在：内閣府調べ）



岡山県倉敷市柳井原仮設団地（51戸）
トレーラーハウス・モバイルハウスを供与
（写真提供：岡山県倉敷市）



北海道むかわ町学生用仮設住宅（36名用）
モバイルハウスを供与
（写真提供：北海道むかわ町）

出典：内閣府 令和元年版 「防災白書」
http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/R1_tokushu1-1.pdf

6. 建設型応急住宅の供与

○ 福島県から譲渡された木造仮設住宅の再利用：総社市（岡山県）

平成 30 年 3 月に福島県いわき市高久第十応急仮設住宅の供与が終了し、同年 5 月に福島県が無償譲渡制度での利用希望者募集を行っていたため、平成 30 年 7 月豪雨の被害を受けた総社市は、無償譲渡を受けることとした。仕様・間取りは変更せず、一部の部材は交換して用いた。

【そのまま使用した部材】

- ・土台、柱、壁、屋根等の主要な部材
- ・瞬間湯沸器、風呂、トイレ、エアコン等の設備

【新たに交換した部材】

- ・外壁材、断熱材、濡れ縁の天板
- ・浴室の内壁材、キッチン、LED 照明器具等の電気設備

【その他の主な改修工事】

- ・スロープや手すりの設置（希望世帯のみ）、集会所縁側の改良
- ・一部の間仕切壁の防音対策工事（希望世帯のみ）
- ・一部の住戸にカビが発生したため、処理
- ・一部のエアコンや建具に不具合が発生したため、都度修理



○ 既存の旧保育所を建設型応急住宅に転用した例：与論町（鹿児島県）

平成 24 年 9 月の台風第 16 号・17 号被害に対し、与論町の情報センター倉庫として使用していた旧保育所（築 42 年）を改修し、建設型応急住宅として供与した。

当該地域は台風常襲地域であり、RC 造の建物が構造的に望ましいこと、工事内容を内部改修とすることで、短い工期での供与が可能となること、離島であるため、新規に建設する場合工事費が高くなるおそれがあること等により既存建物の活用による供給を行った。



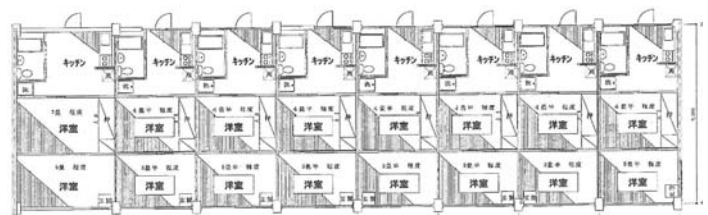
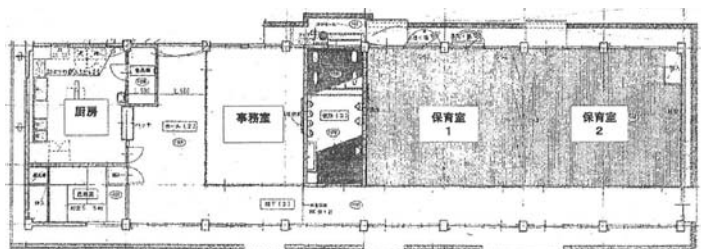
所在地：鹿児島県与論町朝戸（小学校敷地内）

構造階数：RC 造平屋建て

延床面積：297 m²

間取り・戸数：2 DK (36 m²) 7 戸

2 DK (45 m²) 1 戸



出典：鹿児島県「鹿児島県の取組について一既存施設を活用した応急仮設住宅の取組一」平成 25 年 2 月

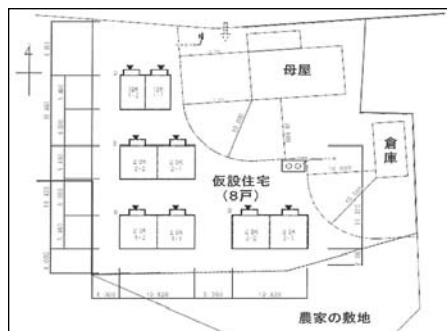
○ 農家の敷地の一角に建設型応急住宅を整備した例：御船町（熊本県）

平成 28 年熊本地震の際に、熊本県は、被災者から提供を受けた敷地（民有地）の一角に建設型応急住宅（8 戸）を建設した。公有地が確保できない場合や生業上の理由により、土地を離れられない被災者がいる場合等、地域の特殊事情への対応が求められる場合、入居者が以前住んでいた集落や地区ごとに仮設団地を分散して整備することで、コミュニティに配慮することができた。

民有地の活用については、借地料、借地期間、更新条件、原状復旧条件等をあらかじめ地権者と調整の上、合意を得る必要がある。特に農地については、仮設住宅の建設をする際に必要となる砕石を取り除くことの難しさ、重さによる地盤の沈下、農地として使える土壌への入れ替えの難しさにより、すぐに農地として利用するための原状復旧は困難な場合があるため、農地としての再利用を考える敷地の賃借は慎重に検討する必要がある。



団地外観



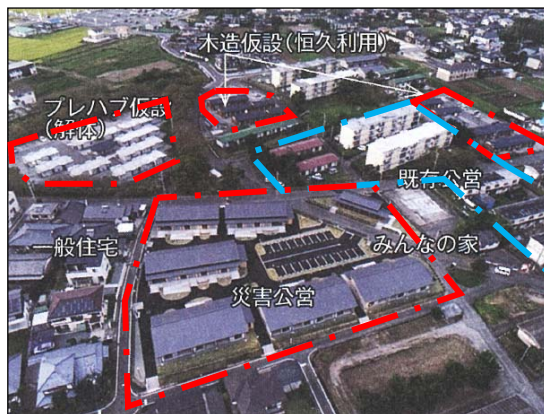
配置図

出典：内閣府資料「平成 30 年度防災スペシャリスト養成研修 仮設住宅（生活復興Ⅰ）」平成 31 年 2 月

○ 既存公営住宅の余剰敷地に応急仮設住宅と災害公営住宅を整備した例：宇土市（熊本県）

平成 28 年熊本地震の際、熊本県では、既存公営住宅団地の空きスペースに、木造建設型応急住宅、新設災害公営住宅の混合整備を行った。応急仮設住宅の供与期間終了後には仮設住宅の入居者に対し、同敷地内に建設した災害公営住宅への入居という選択肢があり、移転時の負担が軽減される。加えて、応急仮設住宅に入居している間に醸成されたコミュニティを維持する効果も期待できる。

また、災害公営住宅の計画では、住戸前の共用廊下にアルコーブを設け、住戸内に入らずとも会話ができるといったように高齢者の孤立を防ぎ住民相互のつながりをつくるための配慮を行った。



既存公営住宅（左）と木造建設型応急住宅（右）

鳥瞰写真

出典：内閣府資料「平成 30 年度防災スペシャリスト養成研修 仮設住宅（生活復興Ⅰ）」平成 31 年 2 月

6. 建設型応急住宅の供与

○ コンクリート基礎を敷設した例：福島県

建設型応急住宅の場合、通常は迅速・大量・安価に建設し、かつ、容易に除却等を行うため木製の杭を用いるが、東日本大震災に際して川内村に建設された建設型応急住宅では、軟弱地盤であること等の理由によりコンクリート基礎が敷設された。

なお、コンクリート基礎とする場合、一般的には7～10日程度、工期が長くなるとされている。

所在地：福島県川内村大字下川内

構造階数：木造平屋建て（2戸1棟形式 25棟）

間取り・戸数：2DK（30㎡） 34戸

3DK（40㎡） 16戸

入居時期：平成24年6月～



○ 恒久使用を前提に設計した例：宮城県

東日本大震災の発災後、女川町において、スチールコンテナの積層による応急仮設住宅を建設した。積層により、用地不足への対応が可能。住棟間の間隔も十分に確保されている。また、断熱性、遮音性に優れており、移設して恒久的なアパートとして使用できる。

建設にあたっては、建築基準法第85条第5項の仮設建築物の許可を受けている。

所在地：宮城県女川町女川 総合運動場内

構造階数：スチールコンテナ積層（2～3階）

間取り：6坪、9坪、12坪 計189戸

発注者：宮城県女川町

着工日：平成23年7月22日

入居時期：平成23年11月～



② コミュニティ維持・形成に係る配慮、生活支援

◆ 概要 ◆

災害救助法に基づく応急救助は、現に救助を要する被災者に対して行うものであることから、抽選によりその対象となるかどうかを決める性質のものではない。このため、応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定することとし、抽選等により行わないこととされている（ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りではない）。

また、入居決定に当たっては、高齢者・障害者等を優先すべきであるが、応急仮設住宅での生活の長期化も想定し、地域による互助等ができるように、高齢者・障害者等が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮することや、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討することが求められる。

更に入居に係る事前準備として、ペットの同居に関する取り決めに整理しておくこと等も求められる。

建設型応急住宅は、住宅を再建できるまでの応急的・一時的住まいであるが、大規模災害に際して供与される建設型応急住宅においては、入居期間の長期化に対応するためにも、快適な生活環境確保や地域社会づくりへの配慮は重要である。

特に、建設型応急住宅が大規模になり、近隣に生活利便施設、集会室等、コミュニティ施設や高齢者・障害者等のためのサポート施設他、各種サービス提供事業者がないような場合には、日常生活の中での交流が図られるよう、建設型応急住宅に仮設商店街、喫茶・サロン、医療・福祉施設、子育て支援・教育施設、行政サービス・ボランティアセンター等の共用施設を併設すること等が有効となる。

一方、建設型応急住宅は、1日でも早く多くの被災者が入居できるよう迅速な整備が求められるため、工期やコストに大きく影響しないかどうか確認の上、設置を判断する必要がある。

6. 建設型応急住宅の供与

【参考：令和元年台風第 19 号の被災者に提供する仮設住宅（応急仮設住宅）へのペット連れの被災者の受入れ配慮について：令和元年 10 月 23 日付 事務連絡 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長】

事 務 連 絡

令和元年 10 月 23 日

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長 殿

福島県保健福祉部食品生活衛生課長 殿

郡山市保健福祉部保健所生活衛生課長 殿

いわき市保健所生活衛生課長 殿

茨城県保健福祉部生活衛生課長 殿

栃木県保健福祉部生活衛生課長 殿

埼玉県保健医療部生活衛生課長 殿

長野県健康福祉部食品・生活衛生課長 殿

長野市保健所食品生活衛生課長 殿

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

令和元年台風第 19 号の被災者に提供する仮設住宅（応急仮設住宅）へのペット連れの被災者の受入れ配慮について

令和元年台風第 19 号により被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。台風の被害による混乱が続く中で、ペットと同行避難された被災者の皆様も、避難所等での生活を基盤に復興のためにご尽力されていることと思います。

このような中で、ご自宅にお帰りになる時期の見通しが立たない被災者の皆様のために、空きのある公営住宅や民間の住宅を借り上げた、みなし仮設住宅における受入れ、仮設住宅の新たな整備をご検討されている自治体も多いことと思います。

一般的な公営住宅ではペットの飼養が禁止されているところが多く、かつこの様な災害における対応においては、「ペットの飼養は禁止」とし、ペット連れの被災者に仮設住宅が提供できなかったことが課題となりました。

一方で、熊本地震や胆振東部地震の際には、仮設住宅の整備においてペットの飼養にご配慮いただきました。また昨年の平成 30 年 7 月豪雨の際には、みなし仮設住宅に関して、ペットの飼養が可能な民間住宅のリストが提供された例がございます。

通常の公営住宅の利用とは異なる緊急の状況に鑑み、災害により期せずして自宅での居住が困難となり、現在避難所等で生活されているペットを連れた被災者の方々も安心して復興に専念できるように、仮設住宅等におけるペットの飼養についても特段のご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 人とペットの災害対策ガイドライン、被災ペット救護施設運営の手引き：環境省

平成 28 年の熊本地震での対応状況を検証した結果、環境省は「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成 25 年 6 月）」を改訂し「人とペットの災害対策ガイドライン」を作成した。また災害時の放浪ペットや一時預かりのペットを収容するための施設の設置や運営等に関する情報を提供するために「被災ペット救護施設運営の手引き」を作成した。

本ガイドラインは、将来的に生じると考えられる様々な災害に対応できるように、ペットの災害対策上の基本的な考え方や対応姿勢が記載されており、地方公共団体が地域ごとに必要とする、人とペットの災害対策を検討する際の参考となるように、過去の災害における様々な事例が掲載されている。

ガイドラインの主な利用対象は地方公共団体であるが、その他の組織や個人が人とペットの災害対策を考える際にも参考となるように作成されている。

【表紙】



【応急仮設住宅へのペットの受入れにあたって検討が必要な事項の例】

- ・ 地域防災計画への「応急仮設住宅でのペットの受入れ」に関する記載
- ・ 応急仮設住宅の設置者や管理者の間で、応急仮設受託でのペットの同居に関する取り決めに検討するとともに、ペットの受入れに係る問題点を整理し解決方法を検討
- ・ 応急仮設住宅でのペットの飼養ルールに関する検討
- ・ ケージなど必要な物資の備蓄

出典：環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf)

大規模な災害時には、多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになる。応急仮設住宅において犬や猫等のペットを飼養する人は、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人などとも共同生活を送るために、ペットの取扱（鳴き声、毛の飛散、臭いなど）には配慮する必要がある。

これまでの災害時の対応では、ペットの室内飼いを旧居の条件とした例や、ペットの飼養者専用の応急仮設住宅を設置した例、応急仮設住宅の近隣にペットの飼養施設を設置した例などがある。

6. 建設型応急住宅の供与

○ 仮設住宅におけるペット飼育に関する Q&A：熊本県

平成 28 年熊本地震の際、熊本県では、応急仮設住宅に入居するペット飼育者向けの Q&A を県のホームページに公表した。

ペット飼育に関する Q & A
(仮設住宅に入居された方向け)

Q 1 これまで外で飼っていたペットを室内で飼うことはできますか？

A 1 大型犬なども室内に入れてみましょう。意外とうまくいきます。東北でもかなりのケースで成功しています。試してみても無理なら、その時方法を考えましょう。
問題を一人で抱え込まず熊本地震ペット救護本部にご相談ください。

Q 2 仮設住宅でペットを飼うときに健康面で注意することはありますか？

A 2 ペットも慣れない環境で暮らすのですから程度の差こそあれストレスを受けています。普段からペットをよく観察し異常があるときは動物病院に相談してください。動物から人に伝染する病気もありますから、かかりつけの動物病院で定期的に健康診断を受けましょう。

Q 3 ペットの身元表示は必要ですか？

A 3 ペットが逃げ出してしまった場合、仮設住宅など慣れない環境では自力で戻ってくることは困難です。そのためにはぐれてしまったペットが飼い主の元に戻るよう身元表示をつけましょう。ペットに迷子札をつけたり、マイクロチップというデータベース化した情報から身元検索できるチップを皮下に埋め込む方法があります。(マイクロチップの埋め込みは動物病院での施術が必要です。)

* 犬の場合、狂犬病予防法という法律で、市町村から交付された鑑札と狂犬病予防注射済票を犬に装着しなければならぬ規定があります。必ず首輪などに着けましょう。



Q 4 仮設住宅で近隣の人に迷惑をかけないか心配です。

A 4 仮設住宅ではペットを飼っていない人や動物が苦手な人もいます。このような人たちにも気を配ってペットを飼う必要があります。ペットに関する苦情で多いのが鳴き声などの騒音とペットの発する臭いです。ストレスが多いと鳴く傾向が高まりますので散歩を十分に行ったり、触れ合う時間を多くとってストレスを発散させてあげてください。また臭い対策では、ペットの身体をきれいに保ち、ケージやトイレもこまめに清掃を行います。

Q 5 不妊去勢手術はしたほうがよいですか？

A 5 発情期には雄雌ともに落ち着きがなくなったり、発情期特有の鳴き声を頻繁に発するなど普段とは全く違う行動をします。近隣の迷惑になる恐れがあるばかりでなく、異性を求めて逃げ出す事例も増えます。無事戻ってきたら赤ちゃんが生まれてしまったなどの問題が起きることも。特別な事情がなければ不妊去勢手術を行いましょう。ペットが年をとってかかる病気（精巣がんや子宮蓄膿症など）の予防にもなります。

Q 6 不意な訪問客に犬が飛びかかってしまう恐れがあります。

A 6 このような事例があるとお互いに驚いてしまいますね。悪くするとトラブルの原因にもなります。予防策として、玄関にペットを飼っている旨の張り紙やステッカーを玄関の目立つ所に掲げ、訪問客に注意を促しましょう。また、犬が飛びかからないように、日頃から「待て」や「伏せ」などの基本的な号令に従うようしつけを行ったり、室内に柵を設置したりして犬が飛びかからないようにしてください。万一、飼っている犬が人を咬んでしまったら、保健所に連絡してください。

Q 7 犬の散歩時の注意点について教えてください。

A 7 散歩時は、犬もうれしくて興奮しているので、仮設住宅の敷地内では犬が人を咬んだり、排尿するなどトラブルになる可能性があります。そのため敷地内では犬を抱きかかえる、引き綱を短く持つて犬を制御するなど配慮が必要です。またビニール袋と水を入れたペットボトルを携帯し、排便是ビニール袋に入れて持ち帰り、排尿は水で流すようにしましょう。
草むらなどで遊ばせると、ノミやダニをつけてしまうので動物病院で定期的に薬を処方してもらいましょう。犬についたノミやダニは、人にもうつるだけでなく、重篤な病気を引き起こす恐れがあります。



出典：熊本県「ペット飼育に関する Q & A」平成 28 年 8 月 3 日付
(https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=16264&sub_id=3&flid=76347)

○ 仮設住宅におけるペット飼育事例：長野県

近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難することは被災者の安全性の確保や心のケアの観点からも重要である。長野市では、建設型応急住宅において、入居申込受付時に「隣接住戸にペット連れ世帯が入居してよいか」を確認した上で、供与する住戸を割り当てるなど、建設型応急住宅における「人とペットの共生」に向けた取り組みが行われた。



長野市昭和の森公園団地



長野市駒沢新町第 2 団地

○ 知り合い同士が近くに入居できる「お隣入居」：倉敷市（岡山県）

倉敷市では、近隣に居住したいと考える2世帯がペアになって同じ建設型応急住宅団地内の2住戸を申し込むことにより、入居選定の際に2世帯が近隣の住戸となるよう配慮する「お隣入居」を実施した。

「お隣入居」は、友達同士で一緒に団地に住みたい等の要望に応える他、世帯人数の多い家族や2世帯住宅に住んでいた家族が2住戸に分かれても近くに暮らせるよう配慮する目的で実施した。

【申込可能世帯】

- ・2世帯は、友達・親戚等の関係は問わないが、必ず双方合意の上で申込みをすること。
- ・世帯人員が6人以上の世帯は、世帯を2つに分割し、仮の2世帯として申し込むことができる。

【抽選における取扱い】

- ・抽選により順番をつける際には、「お隣入居」の2世帯を1つの世帯とみなし、一般入居とお隣入居を混在させて抽選し、2世帯を同じ順番とする。
- ・「お隣入居」の2世帯は、共に入居できるか、共に入居できないかのどちらかとなる。
- ・「お隣入居」の2世帯の少なくとも一方が優先世帯（※）の場合は優先世帯として取り扱う。
- ・6人以上の世帯を分割して「お隣入居」を申し込んだ世帯は優先世帯として取り扱う。

※優先世帯

- ・下記ア～エのいずれかを含む世帯
 - ア：75歳以上の高齢者
 - イ：中学生以下の子ども（中学生を含む）
 - ウ：妊産婦
 - エ：障がい者
- ・65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・6人以上の人員の世帯を分割してお隣入居を申し込んだ世帯

参考文献：建築研究所 住宅・都市研究グループ 芭蕉宮総一郎「倉敷市のH30年7月豪雨災害対応（住宅関係）」平成31年度建築研究発表・討論会 住宅・都市部門

○ 従前地区単位、被災地近接での割り振り：宮古市（岩手県）

宮古市では、東日本大震災における建設型応急住宅（約2,000戸）の入居者の選定において、コミュニティの分解を避けるため、「地域一括」・「被災地近接」・「世代混合（ソーシャルミックス）」・「通学に配慮」を整備の4原則とし、10～30戸の小規模な団地を大半とした。

用地は学校施設を極力避け、入居者選定では無抽選で行った。

更に、従前の居住地に近い被災者は同じブロックにする等の配慮を行った。

宮古市の仮設住宅の特徴

■整備の4原則

- ①地域一括
- ②被災地近接
- ③ソーシャルミックス
- ④通学に配慮

・大半が10戸～30戸程度の小規模な団地
（例外：田老地区は集団移転的な大規模団地）
・学校施設は極力避ける
（代替グラウンドの整備も）

■入居者選定

従前の地域コミュニティの維持に配慮



選定は無抽選に

出典：宮古市「平成24年度 第1回中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議」資料
(http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/h24/saigaishienjutaku2401.htm)

6. 建設型応急住宅の供与

○ 自宅の近くで元の地区・集落ごとにまとめて入居できるよう配慮した例：長岡市（新潟県）

平成 16 年新潟県中越地震の際に新潟県では、従前の生活や地域コミュニティが壊れないよう、出来るだけ被災地に近い場所に建設型応急住宅団地を建設し、自宅に近い建設型応急住宅に元の地区・集落ごとにまとめて入居できるよう極力配慮した。

具体的には、旧長岡市では、被災者の意向調査に基づき、地域の町内会長が希望をまとめた上で、地区単位でまとめて入居できるようにした。また、旧山古志村でも集落単位で入居できるようにした。

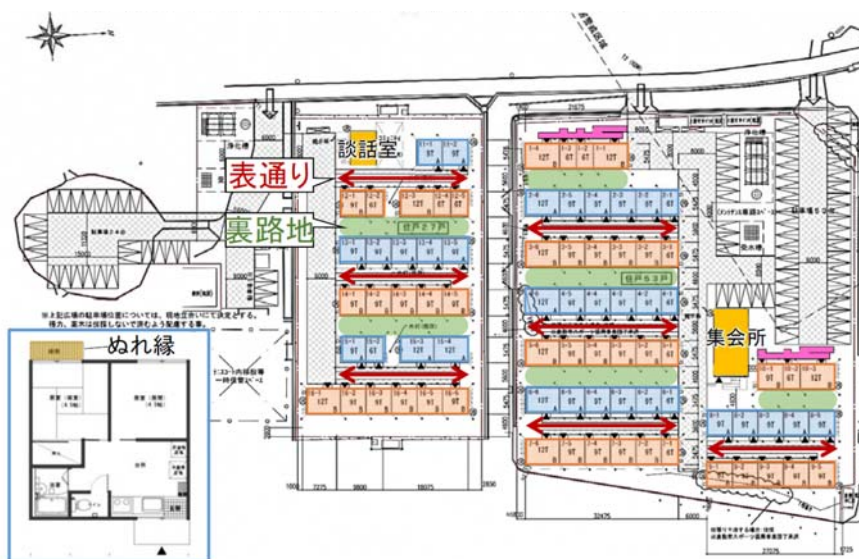
参考文献：国土交通省国土技術政策総合研究所、（独）建築研究所

「平成 16 年新潟県中越地震建築物被害調査報告」平成 18 年 10 月

(<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/activities/other/disaster/jishin/2004niigata/houkokusho/saishu/>)

○ 住戸の向かい合わせ配置：倉敷市（岡山県）

倉敷市では全ての建設型応急住宅（6 団地）において玄関が向かい合わせになるように住戸を配置し、両側に玄関が並ぶ「表通り」と、普段は人が通行しない「裏路地」を形成した。裏路地側には全ての住戸にぬれ縁を設けた。



出典：建築研究所 住宅・都市研究グループ 芭蕉宮総一郎「倉敷市の H30 年 7 月豪雨災害対応（住宅関係）平成 31 年度建築研究発表・討論会 住宅・都市部門

更に、住棟を向合せの配置とすること、団地内に屋根付きのウッドデッキを設置することにより、大規模な団地の中でも、近所付合いの促進、コミュニティの確保を図った。



向合せ配置の住棟

[illegible]

出典：東京大学高齢社会総合研究機構ホームページ（一部加筆）

209

6. 建設型応急住宅の供与

○ 建設型応急住宅に仮設商店街を併設した例：益城町（熊本県）

平成 28 年熊本地震の際に整備された益城町テクノ仮設団地は、全 516 戸と大規模な団地であるため、団地内にスーパーマーケット・理容室・飲食店・八百屋・整体・菓子店等を配置し、生活に必要な機能を充実させている。



スーパーマーケット



商店

○ 入居者の移動手段を確保した例：相馬市（福島県）

福島県相馬市では、応急仮設住宅に入居している被災者のうち、自ら移動手段を持たない高齢者や児童といった交通弱者の足として「おでかけバス」を平成 23 年度から平成 27 年度まで運行していた。



応急仮設住宅と市街地を結ぶおでかけバス

参考文献：相馬市復興会議「相馬市復興計画 Ver.3.3」
(https://www.city.soma.fukushima.jp/bosai_anzen/shinsaikanren_jouhou/fukkonikansuru_joho/3028.html)

○ 移動販売を実施した例：相馬市（福島県）

福島県相馬市では、市内全域の災害公営住宅等へ週 2 回程度、買い物支援のため移動販売車（チャルメラカー）を巡回させている。



チャルメラカーでの移動販売

参考文献：相馬市復興会議「相馬市復興計画 Ver.3.3」
(https://www.city.soma.fukushima.jp/bosai_anzen/shinsaikanren_jouhou/fukkonikansuru_joho/3028.html)

○ 自治会等の地域コミュニティによる支援制度等の情報提供：気仙沼市、石巻市（宮城県）

東日本大震災において、宮城県ではコミュニティ再構築を図る「復興支援員制度」により自治会等と連携し、住民への情報発信を行った。これは被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等を通じて行われた。

○気仙沼市（自治会活動支援事業）

- ・ 地域コミュニティ支援として毎月、応急仮設住宅の自治組織等を訪問し、自治会運営の支援を行った。
- ・ 地域の維持・活性化に係る活動として、市が自治組織に出している補助金の活用相談等を行い、地域コミュニティの維持・活性化を促した。
- ・ 地域の情報収集及び情報提供として、市からの情報、各応急仮設住宅の様子、市内の復興状況等をコミュニティペーパーに掲載し、応急仮設住宅（賃貸型応急住宅含む）等に隔月に1回発行した。

○石巻市（応急住宅被災者自立生活支援事業）

- ・ 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅含む）訪問による傾聴、相談支援として、自立困難世帯の応急仮設住宅に訪問し、生活再建意向の把握、再建に関する情報提供、相談や支援を行った。また恒久住宅への早期移転に向け、各種住宅施策、賃貸住宅等の情報提供、相談、手続き等の支援を行い、自立生活への再建の促進を図った。
- ・ サロン活動参加による相談支援として、牡鹿・荻浜地区の応急仮設住宅住民の交流を促し、応急仮設住宅での生活課題の聞き取りや相談対応を行った。
- ・ 地域行事への参加促進として、地域住民の製作による作品展示会等、地域行事への参加の促進を図った。

参考文献：内閣府「大規模災害時における被災者の住まいの確保に関する検討会 論点整理 参考資料」
平成29年8月

(6) 点検・維持管理等の実施

◆ 概要 ◆

建設型応急住宅においては、損壊した場合の修理、受水槽の清掃、法定の点検業務、火災保険の加入など、管理者として行う業務があり、一定のノウハウ、知見を必要とする。建設型応急住宅の管理を行う市町村が市町村営住宅の管理を行っている場合は、その知見が有効と考えられる。

点検・維持管理は、都道府県から市町村に委任されることもあるが、大規模災害時において数千戸の単位で管理することは、小規模な市町村では未経験なところが多いものと想定される。この場合には、都道府県営住宅の管理を委託している法人（指定管理者等）に、市町村の管理する応急建設住宅の管理を支援してもらうことが考えられる。

また、入居者の責による損傷、建築時の瑕疵など、不具合やクレームが生じた場合には、一定の判断を行い、建設事業者に修補を指示する等の体制が、市町村（又は都道府県）に求められる。

瑕疵については、建設事業者が対応することとなるが、瑕疵以外の修補等については、管理者又は入居者が負担することとなる。そのため、建設事業者の瑕疵によるものか、入居者等の責によるものか、余震など特定の者の責によらないものか等を行い得る一定の専門性・技術的な知見を持つ職員又は指定管理者を置く維持管理体制を整備することが必要となる。

なお、建設型応急住宅は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく10年間の瑕疵担保責任から除外される（同法96条）。

◆ 事前準備の例 ◆

○ 維持管理及び補修の費用負担を事前に定めている例：山口県

山口県は、平成 25 年 7 月 28 日から大雨の被害での経験を踏まえ、建設型応急住宅を供与する際の維持管理及び補修について、県と建設業者の負担する範囲を定めた「覚書（例）」を示している。

【応急仮設住宅等の維持管理及び補修に関する覚書（例）】

（適用範囲）

甲：山口県 乙：建設業者

第 1 条 この覚書は、甲と乙とで協議し、定めた基準を満たすものとして乙から甲へ引き渡した応急仮設住宅等について、その機能を損なう事象が生じた又は生じるおそれがある場合の維持管理及び補修についての責任の所在を明確にし、その方法及び費用の負担について定める。

（周知）

第 2 条 甲は、応急仮設住宅等の管理委託を受けた〇〇市に対し、この覚書の内容を周知するものとする。
（市の管理責任）

第 3 条 甲及び応急仮設住宅等の管理委託を受けた〇〇市は、応急仮設住宅等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（維持管理及び補修の責任区分）

第 4 条 甲又は乙がその責任と費用において行う維持管理及び補修（取換えを含む。）の範囲は別表「維持管理及び補修内容一覧表」のとおりとする。なお、乙が行う修繕以外の軽微な修理については、乙は責任を負わないものとする。

（補則）

第 5 条 この覚書の定める事項について疑義が生じた場合、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（維持管理及び補修期間）

第 6 条 この覚書の定めるところにより行う維持管理及び補修の期間は賃貸借期間とする。期間延長の場合は別途協議することとする。

別表 「維持管理及び補修内容一覧表」

		甲の負担（乙の瑕疵によるものを除く）	乙の負担（瑕疵に基づく）
本体関係	躯体	・カーペット、シート床材の修理、取換え ・室内の金物類（ペーパーホルダー、カーテンレール等）の修理、交換（経年変化、通常の使用による損耗等。）	・基礎、土台、屋根、樋、柱、梁 ・天井、床、壁 ・雨漏り、漏水
	建具関係	・建具の金物類の修理、交換 ・納戸の修理、交換 ・錠前、把手の修理、交換（経年変化、通常の使用による損耗等。）	・建具 ・サッシ（引き違い戸・窓・納戸）
敷地外構		・敷地内の整理、整頓、清掃、保全	・ゴミ置き場、掲示板、フェンス ・舗装、雨水排水設備
附帯設備	電気消防関係	・照明器具、換気扇等の修理交換 ・付属品（コンセント、スイッチ、ヒューズ、ソケット、アンテナ等）の修理交換（経年変化、通常の使用による損耗等。）	・配線、開閉器、配電盤、TV 受信設備 ・エアコン ・外灯
	給排水設備・その他	・排水管、汚れ弁の清掃 ・受水槽、浄化槽の保守管理 ・防虫駆除 ・凍結による給水管の破壊	・給水設備（配管・水栓・受水槽） ・排水設備（配管・会所枡・浄化槽） ・ガス設備 ・ユニットバス ・流し台、ガス台、給湯器、機器類

以下に掲げる内容については、原則として甲の責任と負担において補修を行うものとする。

- ・使用者及び第三者の故意又は過失によるもの。
- ・甲の支給材料及び機器類又は使用者による工事若しくはこれに起因するもの。
- ・構造、仕様及び設備に影響を及ぼす、乙が直接請け負っていない増改築、補修等に起因するもの。

※甲の責任において行うものであっても、甲の依頼により乙が行い、その費用負担を甲が行う場合がある。

参考文献：山口県「山口県災害時の被災者向け住宅確保マニュアル」平成 31 年 3 月

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/7/7/b/77b53f5d055bc8ecf82fe635e0787300.pdf>)

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 通常の災害における修補等への対応：（一社）プレハブ建築協会

（一社）プレハブ建築協会では、被災者である入居者からの応急仮設住宅の不具合の連絡および是正対応を迅速に行うため、一定規模以上の戸数を建設した場合、被災市町村と建設会員会社との連絡窓口として管理センターを設置することとしている。

建設型応急住宅の建設後、協会の自主基準に基づき、1年点検を行うこととしている。また、休日期间中においても緊急連絡網にて対応できる体制を整備している。

参考文献：（一社）プレハブ建築協会「令和元年度応急仮設住宅建設関連資料集」令和元年8月

○ 東日本大震災における維持管理・メンテナンスの体制（既存の公営住宅の管理者に委託）

：岩手県、福島県

平時から類似の業務（建物の管理、入退去の管理）を行っている公営住宅管理主体（指定管理者も含む）に、建設型応急住宅の維持管理を委託した。

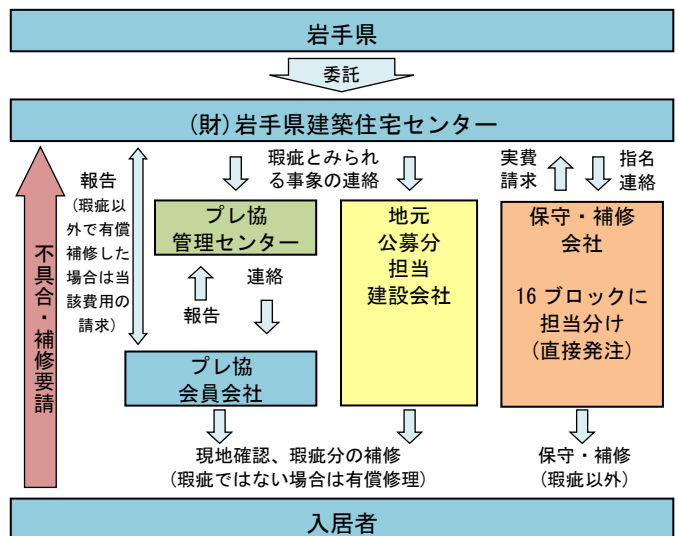
福島県では、市町村に応急建設住宅用の窓口を設置し、入居者からの要望・クレームへの対応をした後に、必要に応じ県の委託する管理者に修繕等の要請を行っている。

<岩手県>

入居者からのクレーム、修繕要求を（財）岩手県建築住宅センターが受付し、瑕疵と想定される場合は（一社）プレハブ建築協会（以下、「プレ協」という）管理センターもしくは地元建設業者に連絡する。

瑕疵以外のクレーム及び緊急を要する場合は、16ブロックに分けて指名している担当会社を現地に派遣し、担当会社が修理を実施する（費用は実費を（財）岩手県建築住宅センターに請求）。

瑕疵と想定されながら瑕疵でない場合、瑕疵でないと想定されながら瑕疵であった場合は、それぞれ派遣社が修理の上、（財）岩手県建築住宅センターに費用請求し、瑕疵分は（財）岩手県建築住宅センターからプレ協各社に請求することを原則とする。



（一社）プレハブ建築協会資料より作成

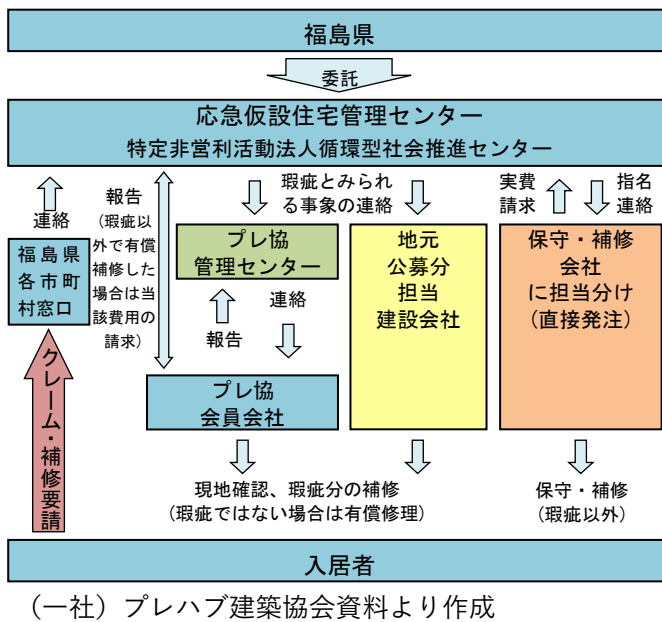
(福島県)

入居者からのクレーム、修繕要求を市町村が受付し、市町村は特定非営利活動法人循環型社会推進センター(※)(以下、「応急仮設住宅管理センター」)に連絡する。プレ協施工分はプレ協管理センターへ、公募分は地元建設業者に連絡する。

瑕疵以外の不具合は担当会社を現地に派遣し、担当会社が修理を実施。費用は実費を応急仮設住宅管理センターに請求する。

入居者の要望、市町村の要望工事（スロープ追加、手すり追加等）は市町村にて受付し、県から施工メーカーに発注する。

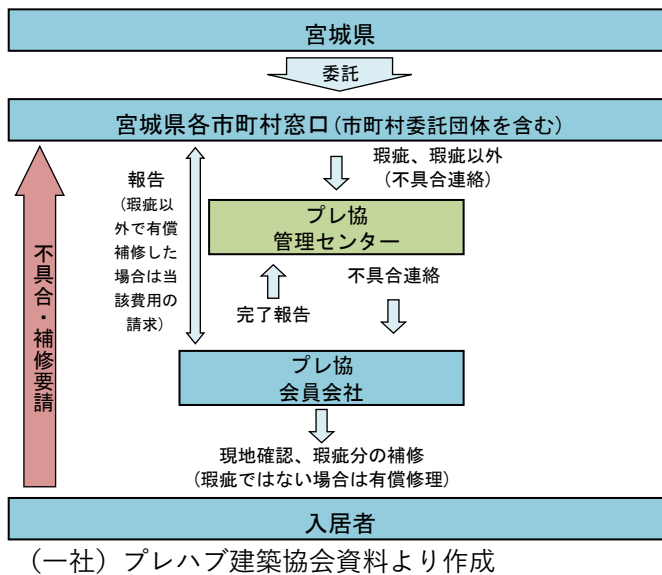
※（一社）福島県建設産業団体連合会が母体とな
て設立した団体であり、県営住宅の管理を行う指
定管理者



参考文献：（一社）プレハブ建築協会提供資料

○ 東日本大震災における維持管理・メンテナンスの体制（市町村に委任）：宮城県

建設型応急住宅の入退去の管理が都道府県から市町村に委任され、維持管理に関する窓口対応を市町村が担った。



参考文献：（一社）プレハブ建築協会提供資料

6. 建設型応急住宅の供与

○ 入居者の地元協議会による補修の例：石川県

石川県は、平成 19 年能登半島地震の際に建設した応急仮設住宅について、入居者により組織される「応急仮設住宅管理推進協議会」に対し、応急仮設住宅の機能保持のための補修費用を補助した。

<補助対象者> 応急仮設住宅入居者により組織され、維持管理を行う応急仮設住宅管理推進協議会

<補助対象経費> 応急仮設住宅補修費等

応急仮設住宅及びその敷地を維持管理するうえで必要な補修等にかかる費用で、地元協議会が、自然災害や原因不明の損傷など入居者の責任によらないと判断し、行う補修工事費等

(風による飛来物が原因の外壁や窓ガラスの損傷、落雷による損傷、アスファルト舗装の補修、集会所等共同施設の設備損傷などの他、責任の所在が特定できない補修工事等(一般の賃貸住宅で家主が負担する補修費を想定))

<補助率> 10/10

参考文献：石川県提供資料、(公財)能登半島地震復興基金ホームページ

○ 追加工事の実施、点検・補修の実施：熊本県

平成 28 年熊本地震の際、熊本県では、被災者が建設型応急住宅に入居した後、高齢者や障がい者がいる世帯から、玄関や室内の段差が原因で生活に支障があるとの申し出があった場合、入居者の体の状況を踏まえ、手すりやスロープの追加設置などの対応を行った。

また、応急仮設住宅の供与期間が延長され、2 年を超えて建設型応急住宅を供与するにあたり、経年劣化等による施設・設備の損傷が懸念されたため、梅雨時期前に各市町村に建設型応急住宅の点検実施を依頼した。点検の結果、踏板の腐食、台風用養生ワイヤーの緩み等が報告され、点検後に市町村において補修を実施した。

○ 追加工事、点検・補修を実施した例：福島県

平成 23 年東日本大震災の際、福島県では、仮設住宅の入居者から“湿気によるカビの発生”、“断熱性の低さ”、“エアコン設置要望”等の意見が様々寄せられたため、それらの意見に対して追加工事を行った。

主な工事例としては、“寒さ対策として壁の内断熱化”、“窓の二重サッシ化”、“暖房便座設置”、“エアコンの追加設置”等が挙げられる。

また、供与期間の延長により、平成 25 年から一斉点検を実施し、平成 26 年からは木杭の腐食（シロアリ含む）に特化した詳細点検も実施した。その際の不具合箇所として多かったのが、外部木製スロープ等の腐食等、次いで耐風ワイヤー等の固定不良であった。また、木杭の腐食とシロアリ被害も毎年、数十戸から数百戸対応した。期間延長に際しての一斉点検には 2 段階あり、1 段階目の点検で腐食や蟻害が見られた場合、2 段階目で調査員が床下等で詳細な点検を行うこととした。

蟻害については薬剤処理を施し、腐食については防錆剤の塗布・鋼製束の設置等に対応した。

一斉点検仕様書

既設応急仮設住宅について、供与期間の延長に伴う敷地の安全性確認のため点検を実施する。なお、◎が付されている部分は、重点項目として点検を行うものとし、※が付されている点検は、退去完了予定団地（一斉点検対象団地一覧表右端の●印の団地）において、不要とする。

1 周辺を含む地盤の状況について

○敷地内及び周辺

- ・敷地内の土砂崩れ、割れ、不陸の有無について目視により状況を確認する。
- ・周辺の法面や擁壁について、目視により変状の有無を確認する。
- ・舗装部について、各施設毎、目視により劣化状況（ポットホール等）を確認する。※
- ・倒木のおそれのある樹木の有無について、目視により確認する。

2 敷地雨水排水の状況について

○敷地内

- ・敷地に降った雨が敷地外の流末に放流できるかどうかを目視と踏査により状況を確認する。※
- ・降雨時に排水が悪い地点があるかどうかを目視と自治会等への聞き取りにより確認する。

○敷地外

- ・敷地に対して流れ込むような雨水排水の有無について、目視と自治会等への聞き取りにより状況を確認する。※
- ・敷地内の雨水を放流する場所が閉塞していないか等を目視により確認する。

3 共用設備等の点検について

○電気共用部

- ・外灯、共用アンテナについて、目視により固定及び破損・劣化状況を確認する。

○給排水共用部※

- ・浄化槽、受水槽について、各施設毎、目視等により固定及び破損・劣化状況を確認する。（浄化槽等は定期点検対象であり、外観点検だけで構わない）
- ・排水経路について、目視により蓋の破損、マスの隆起、等を確認する。

○付帯設備

- ・物置・ゴミ置き場・掲示板等の付帯設備について、目視により固定状況及び破損・劣化状況を確認する。

○木柵等

- ・団地敷地内の木柵、トラロープ、防風ネット、フェンス等について、各施設毎、目視により固定及び劣化状況を確認する。

4 建物外部の調査について

○屋根葺き材※

- ・各仕上げ材について、各棟毎、目視により固定及び劣化状況の確認を行う。
- また、ケラバ・軒の支持状況、固定状況から、屋根の吹き上がり対策が十分であるかどうかを確認する。

○雨樋※

- ・軒樋、縦樋について、各棟毎、目視により固定及び劣化状況、詰まりの有無を確認する。

○外壁仕上げ材・他※

- ・外壁部分について、各棟毎、目視により固定及び劣化状況等の確認を行う。
- ・アンテナ、エアコン室外機など、外壁等に固定してある設備機器について、目視により固定及び劣化状況等の確認を行う。

○風除室※

- ・風除室がある住棟について、各戸毎、目視により外部の破損、雨漏れ状況の確認を行う。

○外部木部※

- ・建物に付随するステップ、スロープ、手摺、縁台について、各棟毎、目視及びハンマー等を用いた打診により固定及び劣化状況を確認する。

5 構造部分の点検について

◎床下構造部分※

- ・木杭等、床下基礎部分について、各戸 1 カ所（各棟の方位に偏りがないように位置を選定すること）幕板を外し、目視及びハンマー等を用いた打診に加え、千枚通し等を突き刺し貫入具合を確認する。
- なお、点検の実施にあたり、幕板等については撤去再設置する。
- ・床下構造材について、目視により固定状況、変形等を確認する。
- ・床下の地盤について、目視により、水たまりの有無、湿潤状況、割れ等を確認する。

○外部構造部分

- ・ブレース部分について、目視及び触診により固定及び破損・緩み等の状況確認を行う。
- ・構造体接合部について、目視及び触診により外れ・破損等の状況確認を行う。
- ・耐風養生ワイヤーについて、目視及び触診により固定及び破損・緩み等の状況確認を行う。

6 点検手法について

- ・点検結果については、各団地毎にチェックシート（項目 1～3：様式 1、項目 4～5：様式 2）を作成し報告する。
- ・点検後、上記点検結果を各団地毎に集計表（様式 4）にまとめ報告する。

詳細点検仕様書

一斉点検において床下構造部分に白アリ被害や著しい腐食が確認された応急仮設住宅について、詳細に建物の安全性を確認するため、詳細点検を実施する。

1 床下構造部分の点検について

- ・木杭等の床下基礎部分について、各戸 1 カ所幕板を外し、地中部分の腐食状況や地上部分の断面を部分的にカットして内部の劣化状況を確認する。

2 点検手法について

- ・点検については、各団地毎にチェックシート（様式 3）を作成し詳細点検を行う。
- ・点検後、点検結果を各団地毎に集計表（様式 4）にまとめ報告する。

出典：福島県提供資料

(7) 解体・解消の実施

◆ 概要 ◆

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであり、被災者は、恒久住宅へ移転し次第、応急仮設住宅を明け渡すことになる。

地方公共団体においては、恒久的な住まいの確保が進み、建設型応急住宅の退去世帯（空き家）が増えた段階で、入居管理担当や福祉関係部局等と連携し、建設型応急住宅の解体・解消等に向けた検討を行うことが考えられる。

なお、建設型応急住宅（リース方式によるものは除く。）は、その設置後は、補助事業により取得した都道府県の財産となり、設置後2年間は、内閣総理大臣の承認を受けずに、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

災害救助法による応急仮設住宅の管理及び処分について（抄）（昭和43年6月1日 社施第131号 各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）

第1 応急仮設住宅の運営管理

- 1 都道府県知事は、災害救助法による応急仮設住宅（以下「応急仮設住宅」という。）を設置したときは、常に善良な管理者の注意をもって運営管理に努めること。
- 2 都道府県知事は、応急仮設住宅の供与を受けている者の実態を把握し、一般住宅への転居をすすめるとともに特に次の施策の積極的な活用を図るとともに必要な指導を行うこと。
 - （1）公営住宅法及び日本住宅公団法等による住宅の設置又は優先的入居
 - （2）住宅金融公庫法及び各種貸付制度等による住宅資金のあっせん
 - （3）社会福祉施設等への収容

第2 応急仮設住宅の処分

- 1 都道府県知事は、応急仮設住宅を補助事業等により取得した財産の処分制限期間を定める件（昭和41年7月15日厚生省告示第350号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）内に次のいずれかにより処分するときは定められた様式により厚生大臣の承認を受けなければならないこと。
 - （1）応急仮設住宅を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとする場合（別紙様式1）
 - （2）応急仮設住宅が滅失し、又は著しく破損したため居住に適さなくなった場合（別紙様式2）
- 2 都道府県知事は、1による場合は適正な価格で処分しなければならないこと。

ただし、次にかかげる場合は、無償又は低額な価格で処分することができること。

 - （1）売却代金よりも売却に要する経費が高い場合
 - （2）災害対策の用に供し、若しくは社会福祉事業の用に供することを目的とする。
 - （3）その他厚生大臣が必要と認めた場合

第3 国庫負担金の対象となった応急仮設住宅の処分による収入金の取り扱い

都道府県知事は、第2の1により応急仮設住宅を処分した場合において収入金があったときは、当該処分にかかる収入金から売却のために要した費用を控除した額に応急仮設住宅を設置した年度の災害救助法による救助費の国庫負担率を乗じて得た額を国庫に納付するものとする。

災害救助費負担金交付要綱（災害救助費負担金の国庫負担について（平成 26 年 3 月 20 日 府政防第 338 号 各都道府県知事あて内閣府事務次官通知）別紙）（改正 平成 31 年 3 月 27 日府政防第 376 号）

（財産の処分の制限）

第 13 条 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 適正化法第 22 条及び適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の別表第 1 及び第 2 に定める期間並びに第 4 表に定める期間とする。

第 4 表

種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
建物	応急仮設住宅	付帯設備を含む。	2 年

3 都道府県は、本事業によって取得した財産について、前項の規定により定められた期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

4 都道府県は、前項の場合において、当該財産を処分することにより収入がある場合には、報告書を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。

【参考：東日本大震災における応急仮設住宅の空き住戸の弾力的な取扱いや他用途への活用に関する通知】

- 「東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その 5）」（社援総発 0812 第 1 号 平成 23 年 8 月 12 日）
- 「建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について」（社援総発 0123 第 1 号 平成 24 年 1 月 23 日）
- 「東日本大震災に係る建設された応急仮設住宅の他用途への活用について」（社援総発 0228 第 1 号 平成 25 年 2 月 28 日）

◆ 特定非常災害の場合における供与期間の終了 ◆

阪神・淡路大震災、平成 16 年新潟県中越地震、東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨においては、これらの災害が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「特定非常災害法」という。）に基づき特定非常災害として指定され、かつ同法に基づく特例措置として応急仮設住宅の存続期間が延長された。

これは、被災者の生活再建のためには、生活の基礎たる住宅が安定して確保されることが不可欠であり、被災者のための恒久住宅の確保が基本であるところ、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上、応急仮設住宅は、被災者の当面の居住の安定を確保する応急の必要性和建築物の安全性等の確保の要請との調整を図る観点からあくまで時限的、暫定的に存続を認められているものであり、これまでも、通知等により、この特例措置によっていたずらに応急仮設住宅の存続期間が延長されることのないよう留意することが求められてきたものである。

このため、特定非常災害として指定されるような災害が発生した場合においては、いたずらに応急仮設住宅の存続期間が延長されることのないよう十分留意するとともに、特定非常災害に該当しない災害については、被災者が建築基準法による応急仮設住宅の存続期間内に恒久住宅へ移行することができるよう、できる限り早い段階から、恒久住宅の確保策を講じるなどの取組を進めることが必要である。

特定非常災害法に基づき応急仮設住宅の存続期間が延長される場合における応急仮設住宅の供与の終了については、阪神・淡路大震災、平成 16 年新潟県中越地震及び東日本大震災における応急仮設住宅の存続期間が、公営住宅等の恒久住宅が十分に確保されるまでの間延長され、公営住宅への入居決定等により応急仮設住宅入居世帯の恒久住宅への移行見通しが立つこととなったことから終了することとされた事例が参考となる。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

（平成 8 年 6 月 14 日法律第 85 号）（最終改正：令和元年 6 月 25 日施行）（抄）

（趣旨）

第 1 条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び景観法（平成 16 年法律第 110 号）による応急仮設住宅の存続期間等の特例について定めるものとする。

（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第 8 条 建築基準法第 2 条第 35 号の特定行政庁は、同法第 85 条第 1 項若しくは第 87 条の 3 第 1 項の非常災害又は同法第 85 条第 2 項若しくは第 87 条の 3 第 2 項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同法第 85 条第 4 項又は第 87 条の 3 第 4 項に規定する期間を超えて、当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させ、又はその用途を変更して当該被災者の居住の用に供する住宅とした建築物を引き続き当該被災者の居住の用に供する住宅として使用する必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、更に 1 年を超えない範囲内においてこれらの規定による許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の施行について
(平成8年7月18日 建設省住指発第301号 各都道府県知事あて建設省住宅局長通知) (抄)

第1 特例措置の趣旨

災害時に建築される応急仮設建築物については、建築基準法第85条第1項乃至第3項により、特定行政庁の許可を受けて、建築工事の完了後最長2年3ヶ月の間、同法の全て又は一部の規定が適用されないことにより適法な建築物として存続が認められているところ、特例措置は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって政令により特定非常災害として指定されたものに係る応急仮設住宅について、同条第3項の許可の期間を特定行政庁が延長できることとするものである。

第2 特例措置の概要

1. 特定非常災害の指定(法第2条)

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するとともに、当該特定非常災害に対して適用すべき措置として建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置(法第7条)を指定することとした。

2. 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置(法第7条)

特定行政庁は、特定非常災害の指定が行われた場合、当該特定非常災害に係る被災者の居住の用に供されている応急仮設住宅について、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため、建築基準法第85条第3項の許可の期間を超えて存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、更に1年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができることとともに、当該延長に係る期間が満了した場合においても、この要件を満たすと認められる場合は同様に延長することができることとした。

第3 特例措置の運用方針

被災者の生活再建のためには、生活の基礎たる住宅が安定して確保されることが不可欠であり、被災者のための恒久住宅の確保が基本であるところ、建築基準法上、応急仮設住宅は、被災者の当面の居住の安定を確保する応急の必要性と建築物の安全性等の確保の要請との調整を図る観点からあくまで時限的、暫定的に存続を認められているものであり、特例措置によって徒に応急仮設住宅の存続期間が延長されることのないよう留意すること。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の施行について

(平成8年7月18日建設省住指発第302号 各都道府県建築主務部長あて建設省住宅局建築指導課長通知)
(抄)

1. 特例措置の要件

法第7条の「被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する」かどうかは、入居者の負担能力を考慮しつつ、その規模・立地等からみて応急仮設住宅の入居者の新たな生活の本拠となり得る住宅が、被災地域及びその周辺地域における住宅の供給状況等から判断して、全体として需要を充足するに足りる程度存在するかどうかにより判断するものとする。

2. 延長に係る期間等

特例措置による建築基準法第85条第3項の許可の期間の延長(以下「許可期間の延長」という。)は1年を超えない範囲内とすることとされているが、その場合においても、恒久住宅対策による住宅の供給計画等を踏まえ、必要最小限の期間とするとともに、延長に係る期間が満了した場合において、当該期間を更に延長しようとするときは、安易な延長が行われることのないよう、当該応急仮設住宅の維持管理の状況、恒久住宅の供給状況等を踏まえ、必要やむを得ない場合に限ること。

3. 許可期間の延長に係る消防長等の同意等

許可期間の延長については、建築基準法第93条の規定の適用があること。

通知中「法第7条」とされている部分は、現行法では「法第8条」である。

※平成25年の法改正により、従前の法第7条は法第8条となっている。

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 阪神・淡路大震災における建設型応急住宅の供与期間延長と終了：神戸市

阪神・淡路大震災において、神戸市では建設型応急住宅入居者が3万世帯を超えており、供与期間の2年以内に恒久的な住宅の確保が困難な状況であったが、「特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律」に基づき、供与期間が1年間（平成10年3月末まで）延長され、その後更に半年間延長された。

平成10年7月に、県が、平成10年10月以降の延長について「一律の期限延長は行わないが、市町長が個別にその状況を判断して供与の延長が可能であり、かつ、必要と認めた仮設住宅については、さらに6ヶ月以内の供与を行う。」という考えを示したことから、神戸市はおおよそその建設型応急住宅入居世帯の恒久住宅への移行の見通しが立つ平成11年3月末を入居期限とした。なお、大規模な災害公営住宅（建設型応急住宅から約2,000世帯が移転）の入居が平成11年4月から6月末までの間に予定されていたため、この間に移転予定の入居者については、県と協議のうえ「移行措置期間」とし継続使用を認めた。

建設型応急住宅の多くは公園用地に建設されており、都市公園法上の制約から災害救助法の位置づけが必要であること、災害救助法の位置づけを外した場合には建築基準法に適合するよう膨大な費用をかけて改修する必要があることから、建設型応急住宅は引き続き災害救助法上の仮設建築物として、撤去完了まで法上の延長手続きを進めることとし、入居については民法上の解釈により事実上の入居として認めるという考え方で整理した。

国・県との協議の中で、建設型応急住宅の入居期限（平成11年3月末）以降の入居者の取り扱いは、以下の通り整理された。

<入居期限（平成11年3月末）以降の入居者の取り扱い>

- ①移行措置期間内に移転予定の入居者に対しては、平成11年6月末を最長として移転するまでの間の契約延長の通知を行う。
- ②それ以外の世帯については、あえて契約延長手続きをふまず、事実上の入居として扱い、移転先の早期確定と一時移転を含めた移転支援に努める。

<入居期間の経緯>

応急建設住宅の完成	:	～2年間
1回目の延長（1年間）	:	～平成10年3月31日
2回目の延長（半年間）	:	平成10年4月1日～平成10年9月30日【県内共通：以降の延長は市町長判断】
3回目の延長（半年間）	:	平成10年10月1日～平成11年3月31日【神戸市の最終的な入居期限】
移行措置期間	:	平成11年4月1日～平成11年6月30日
本体撤去完了	:	平成12年3月

参考文献：神戸市「阪神・淡路大震災 神戸の生活再建・5年の記録」平成12年3月
兵庫県「阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録」平成12年3月
(<http://web.pref.hyogo.jp/wd33/documents/000037459.pdf>)

○ 建設型応急住宅の解消に向けた取組み：神戸市

阪神・淡路大震災の際に供与された建設型応急住宅について、神戸市では、仮設間の住替え・移転を行うこととした。住替えの受け皿となる団地は、当初建設された 313 団地のうち、①構造的視点からの検証、②用地提供者との折衝、③箇所数、戸数の検証、④入居者の推移を踏まえ、約 30 団地を選定した。

平成 10 年 9 月末までに公営住宅等へ入居のめどを立てるため、建設型応急住宅入居者の個々の世帯事情にきめ細やかな対応を行うべく、平成 10 年 4 月から生活再建本部の事務所を移転し、公営住宅への入居促進の統括的な役割を果たす「神戸市入居促進センター」を開設した。同時に生活再建本部の組織を北区・西区・市街地という 3 方面の地域担当制へ再編し、各区の生活再建担当ラインと連携しながら応募支援や個別あっせん、空き住戸対策などの課題に対処した。また、平成 10 年 8 月には恒久住宅移行プログラムを策定し、応急仮設住宅入居者世帯の状態に応じた 8 類型の対処方針をまとめ、供与期限である平成 11 年 3 月末に向けて、恒久住宅への移行を早期に進めることとした。

結果的には、入居者減少による不安感からの本人希望による仮設住宅間の移転や、民有地仮設の早期解消に伴う仮設住宅間の移転が一部で実施されたものの、早期移転支援や個別あっせんの取組みにより、予想以上に仮設住宅からの移転が進んだことから、受け入れ団地への集約は実施せず、自然解消の中で団地閉鎖をしていくことになった。

参考文献：兵庫県「阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録」平成 12 年 3 月

(<http://web.pref.hyogo.jp/wd33/documents/000037459.pdf>)

神戸市「阪神・淡路大震災－神戸の生活再建・5 年の記録－」平成 12 年 3 月

内閣府「災害復興対策事例集」平成 22 年 12 月

(<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/index.html>)

○ 恒久住宅への移行に向けた建設型応急住宅入居者世帯の状況に応じた対処：神戸市

阪神・淡路大震災の際に供与された神戸市の建設型応急住宅について、恒久住宅移行の最終年度に入った平成 10 年 5 月時点で 12,366 戸（市外を含む入居率 38.2%）の入居者が残っている状況にあった。

平成 10 年 9 月末までに公営住宅等への入居のめどを立てるため、建設型応急住宅入居者の個々の世帯事情にきめ細やかな対応を行うべく、平成 10 年 4 月から生活再建本部の事務所を移転し、公営住宅への入居促進の統括的な役割を果たす「神戸市入居促進センター」を開設した。同時に生活再建本部の組織を北区・西区・市街地という 3 方面の地域担当制へ再編し、各区の生活再建担当ラインと連携しながら応募支援や個別あっせん、空き住戸対策などの課題に対処した。また、平成 10 年 8 月には「恒久住宅移行プログラム」を策定し、応急仮設住宅入居者世帯の状態に応じた 8 類型の対処方針をまとめ、供与期限である平成 11 年 3 月末に向けて、様々な現行施策や拡充施策等により移転の推進を図った。

結果的には、入居者減少による不安感からの本人希望による仮設住宅間の移転や、民有地仮設の早期解消に伴う仮設住宅間の移転が一部で実施されたものの、早期移転支援や個別あっせんの取組みにより、予想以上に仮設住宅からの移転が進んだことから、受け入れ団地への集約は実施せず、自然解消の中で団地閉鎖をしていくことになった。

【各世帯への対応方針】

- 《公営住宅入居待ち世帯(約 6,400 世帯)》
公営住宅入居待機者支援事業、移転費用貸付等
- 《公営階層未当選世帯(約 2,300 世帯)》
特別斡旋登録、公営住宅特別交換(暫定入居)制度等
- 《若年単身者(約 430 世帯)》
郊外の公営住宅斡旋、民間賃貸住宅家賃補助(民賃補助)等
- 《非公営階層目処有世帯(約 350 世帯)》
持家再建待機者支援事業(一時移転等)
- 《非公営階層目処無世帯(約 260 世帯)》
民賃補助・住宅助成義援金・自立支援金、一時移転等
- 《自立困難世帯(約 120 世帯)》
公営住宅での自立困難な方は福祉施設への優先入所
- 《無断退去(約 1,000 世帯)》
鍵の付け替え、荷物の撤去・一時保管、法的措置(明渡訴訟)等
- 《不正入居(約 110 世帯)》
退去指導、法的措置等

※世帯数は平成 10 年 6 月時点

参考文献：神戸市「阪神・淡路大震災－神戸の生活再建・5 年の記録－」平成 12 年 3 月

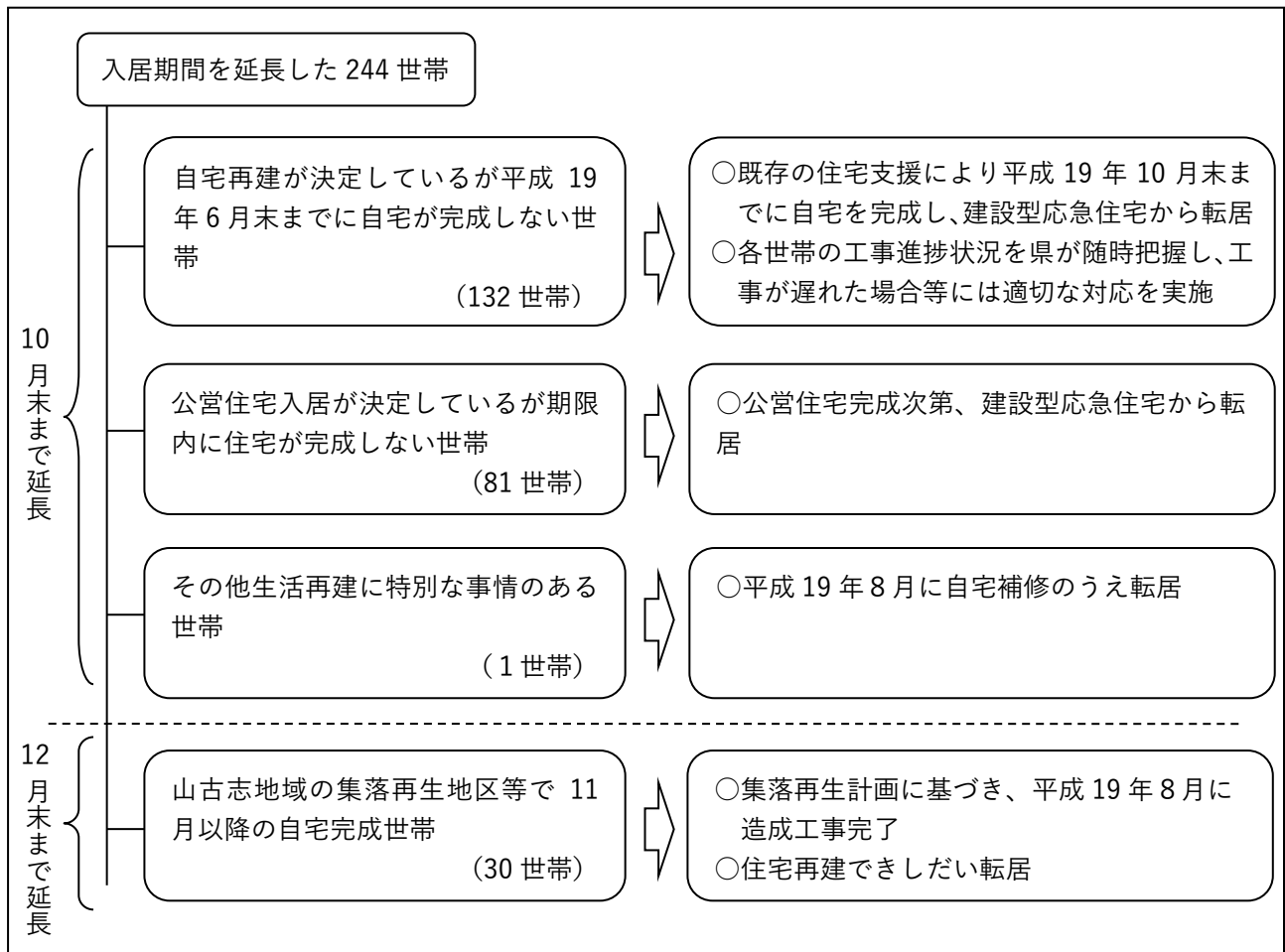
神戸市ホームページ

6. 建設型応急住宅の供与

○ 新潟県中越地震における応急仮設住宅の供与期間延長と終了：新潟県

平成 16 年新潟県中越地震では、建設型応急住宅供与期間の 2 年間を超え、特別基準による半年間（平成 19 年 6 月末まで）の延長を行ったが、住宅被害があまりにも多く、また被災地の多くが豪雪地で冬期間の工事が難しいこと等から、合計 813 戸の建設型応急住宅に対して 2 度目の期間延長を行った。

延長期間は、転居できない全 244 世帯の状況に応じて、4 カ月間（平成 19 年 10 月末まで）又は 6 カ月間（平成 19 年 11 月以降に自宅が完成する山古志地域の世帯：平成 19 年 12 月末まで）と定め、平成 19 年 12 月をもって建設型応急住宅の供与を終了した。



出典：新潟県提供資料より作成

○ 東日本大震災における建設型応急住宅の撤去・集約化計画の例：大船渡市（岩手県）

大船渡市では、37 団地 1,811 戸の建設型応急住宅が建設されたが、これらの解消に向けて平成 26 年 11 月 14 日に撤去・集約化計画が公表された（平成 27 年度に主として学校用地における撤去予定を見直し）。

原則として、地区ごとに 1 団地を「集約団地」として位置づけ、そこに集約する方針とし、集約団地は、公有地であること、規模が大きいことを条件とした。

撤去・集約化の本格的な取組は平成 27 年度当初から行い、令和元年 5 月末に全世帯の退去が完了、令和 2 年 1 月に全ての建設型応急住宅の撤去が終了した。

【撤去・集約化の基本的な方針】

小中学校敷地	・優先的かつ重点的に撤去に取り組む
民有地	・地権者から返還を求められている団地を優先して撤去 ・公有地等に建設された仮設住宅がない地区では、地権者の意向を確認した上で、一時的集約団地とすることも検討
公有地等	・集約団地：撤去対象団地からの移転者を受け入れ （ただし、棟単位の撤去は順次実施） ・それ以外：撤去



集約拠点となる団地

（国立研究開発法人建築研究所 住宅・都市研究グループ
米野上席研究員の協力により作成）

参考文献：大船渡市「大船渡市応急仮設住宅の撤去・集約化計画について」

6. 建設型応急住宅の供与

○ 応急仮設住宅から災害公営住宅又は民間賃貸住宅への移転費用の補助：石巻市（宮城県）

宮城県石巻市では、東日本大震災により、居住していた住宅に被害を受け、応急仮設住宅等から公営住宅、民間賃貸住宅等の恒久的な住まいへ移転する世帯に、移転に伴う諸費用に充てるための補助金（定額10万円）を交付することにより、応急仮設住宅等からの移転を促した。

【復興公営住宅等移転支援事業】

<対象>

半壊以上の判定を受けた被災者であって、応急仮設住宅等に入居していた世帯のうち、応急仮設住宅等から市内の復興公営住宅等、又は市内の民間賃貸住宅等に移転した世帯で、応急仮設住宅等の退去の手続きが完了している世帯

※ ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外

- ・ 応急仮設住宅等から持ち家に移転した世帯
- ・ がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助金の交付対象世帯（注1）
- ・ 防災集団移転促進事業に係る補助金の交付対象世帯（注1）
- ・ 東日本大震災被災者住宅再建事業の補助金の交付又は交付決定を受けている世帯
- ・ 東日本大震災被災者危険住宅移転事業の補助金の交付又は交付決定を受けている世帯
- ・ 生活保護受給世帯
- ・ 市税に滞納がある世帯（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）
- ・ 暴力団員等がいる世帯
- ・ 他の地方公共団体による同様の補助金の交付対象世帯
- ・ 石巻市外へ移転した又は移転しようとする世帯
- ・ 公共事業による公共用地の取得に伴い、動産移転補償がなされている世帯

（注1）既に10万円未満の交付決定を受けている方は、差額の申請が可能

<補助額>

10万円（1世帯につき1回限りの定額補助）



参考文献：石巻市ホームページ

○ 応急仮設住宅からの移転費用等の補助：福島県

福島県では、県の事情により東日本大震災による被災者及び福島第一原子力発電事故による被災者に供与している建設型応急住宅を撤去する場合の移転促進を図るため、当該住宅から別の応急仮設住宅等に移転した世帯を対象に、移転費用等を補助する「福島県応急仮設住宅入居者移転補助金」を創設した。

【補助制度の概要】

<対象世帯> 応急仮設住宅の供用期間中、県が定める期限までに、県から移転を求めた応急仮設住宅から、次の各号のいずれかに移転した入居者世帯

- (1) 県及び管理市町村が協議により定めた応急仮設住宅
- (2) 災害救助法の適用を受ける借上げ民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）
- (3) 公営住宅法等の目的外使用により応急仮設住宅として提供する住戸

<補助対象> 次に掲げる経費

- (1) 移転費用次のアからエに掲げる費用
 - ア 自己所有物の移転のため引越業者等に支払った費用
 - イ 自己所有物の移転のために利用したトラック等のリース費用
 - ウ 電話移転の手続き費用
 - エ その他自己所有物の移転費用
- (2) 法令手続き等費用次のア及びイに掲げる費用
 - ア 市町村役場等の証明書発行に要する費用
 - イ 所在地異動に伴う連絡等に伴う費用その他諸雑費

<補助額> 次に定める額を合計した額。補助金の交付回数は一世帯当たり1回まで・

- (1) 移転費用：145,000 円以下（※）
- (2) 法令手続き等費用：13,000 円

※やむを得ない特段の事情があると認める場合には、補助の上限額を、1.5 倍した額以内の額まで補助

参考文献：福島県提供資料

○ 応急仮設住宅退去者に職員住宅等を一時提供した例：熊本県

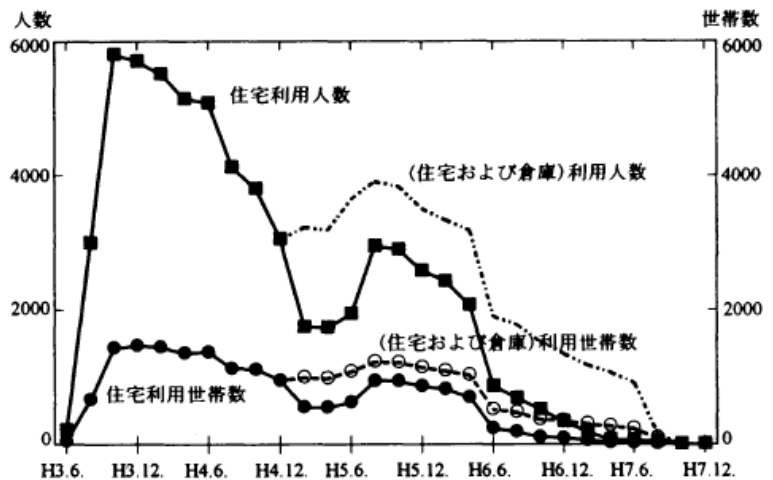
熊本県では、平成 24 年の九州北部豪雨の被害を受け、応急仮設住宅に入居し退居した被災者（3 世帯）に対して、自立再建や市営住宅への入居により新たな生活拠点に転居するまでの間、一時的な住まいとして職員住宅等を提供した。

6. 建設型応急住宅の供与

○ 空き住戸を集会所、1世帯2戸利用、荷物置き場として活用した例：長崎県

長崎県では、雲仙普賢岳噴火（平成2～7年）の際に供与した建設型応急住宅の利用が長期化するにつれて、居住する避難住民から、老人の憩いの場や児童・生徒の合同学習室、自治組織の機能を持った建設型応急住宅の世話人等の会合の場所としての集会所設置の要望が出た。この要望に対して、県は建設型応急住宅の空き室の利用を認め、9団地の10棟19戸を集会所として利用した。

また、災害公営住宅等への移転や警戒区域・避難勧告区域の一部解除によって生じた空き室については、入居基準（2人以下は1K、3～6人は2K、7人以上は3K）を緩和し、1世帯2戸利用などの居住環境の改善を行った。災害前は比較的広い家に住んでいた世帯が多かったため、狭い建設型応急住宅の生活が長期化するにつれて、ストレスによる家族間のトラブルや近隣関係の悪化も一部には見られたが、これらのゆとり化の対策はその解消にも寄与した。平成4年10月以降は、ゆとり化の対象とならない少人数世帯に対しても、荷物置き場として1世帯当たり6畳1間程度の利用を認めた。



応急仮設住宅の利用状況の推移

出典：高橋和雄他「雲仙普賢岳の火山災害における応急仮設住宅の建設の経過と住環境管理」土木学会論文集 NO.604 平成10年10月

参考文献：中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1990-1995 雲仙普賢岳噴火」平成19年3月
(http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1990_unzen_funka/)
長崎県土木部住宅課長 井上俊之「雲仙岳噴火災害と住宅対策」住宅 平成4年9月

○ 空室を談話室として利用した例：気仙沼市（宮城県）

宮城県気仙沼市の建設型応急住宅「面瀬ふれあい住宅」（全14戸）は、「気仙沼市面瀬地域ふれあいセンター（以下、「ふれあいセンター」）」が隣接しているという理由で、談話室が併設されなかった。

しかし、ふれあいセンターは予約が必要で利用時間も限られていたため、建設型応急住宅の空室を談話室として利用できるよう住民有志とボランティアの要請により、平成25年8月に市は空室を談話室として利用することを許可した。談話室内の物品は、ボランティアがインターネット等で支援を呼びかけ、寄贈されたものを使用している。

参考文献：（特非）全国コミュニティライフサポートセンター「月刊地域支え合い情報 vol.22」平成26年6月

○ 空き住戸をＵターン居住者や被災地での就職者向けの住まいとして使用した例：岩手県

岩手県は平成26年4月より、東日本大震災の建設型応急住宅の空き住戸について、市町村が県に申請し目的外使用の許可を受けることにより、Ｕターン居住者や被災地での就職者等が使用することを可能とした。

岩手県では、目的外使用の受付にあたって、申請書と併せて、応急建設住宅の使用を希望する理由を証明する書類（採用通知、復興事業の対象地域であることを確認できる書類等）の提出を求めるとともに、建設型応急住宅の集約計画に影響しないよう、入居者から「誓約書」の提出を求めている。

【目的外使用の条件】

<用途>

- ①地元に戻りたいが、実家が被災し住む家がない者の住宅
- ②被災地で就職し定住を希望するが住む家がない者の住宅
- ③漁業集落防災機能強化事業などの面的整備等のまちづくり事業で一時的な転居を必要とする者の住宅

<期間>

1年以内

<使用料>

1～2万円／月（広さに応じて定める）。ただし③の用途の場合は免除する。

例：大槌町

大槌町長 碓川 豊 様

誓 約 書

私は、このたび使用する応急仮設住宅の下記事項について誓約します。

記

- 1 応急仮設住宅使用許可条件を遵守すること
- 2 一時的措置の趣旨にのっとり、定められた期限までに必ず返還すること。
- 3 居住する一般住宅を確保できた場合は速やかに返還すること
- 4 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印

出典：大槌町ホームページ

参考文献：岩手県提供資料、大槌町ホームページ

6. 建設型応急住宅の供与

○ 明渡し手続きの例：兵庫県及び関係7市

阪神・淡路大震災の際の建設型応急住宅の明渡しについて、兵庫県は、関係7市（神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、宝塚市、三木市）と連携し、以下の手順により実施した。

①住宅の返還指導【原則として、各関係市が実施】

- 無断退去：住宅返還手続（住宅返還届の提出、鍵の返却、残置物の引取り）を行わずに退去している場合
名義人等の所在を確認した上で、文書送付や訪問により、任意に住宅を返還するよう求めた。
名義人等の所在は、緊急連絡先への連絡、住民票等の照会、親族や生活支援アドバイザー等からの聴取、関係機関への照会等により、確認した。
- 未引越し：既に転居し、住宅返還届を提出しているにもかかわらず、引越しが完了していない場合
住宅内の残置物の引き取り等を指導した。
なお、退去後も住宅内に残置物があるケースが多かったため、途中から住宅返還届に、退去後の住宅内の残置物について、その所有権を放棄する旨の記述を加えた。
- 入居者の死亡等
住宅内の残置物の引き取り等について、親族等の協力を求めた。

②予告通知【原則として、各関係市が実施】

①の返還指導にもかかわらず、名義人等が任意に住宅を返還しない場合には、原則として、住宅の返還、損害賠償請求及び明渡し請求等の法的措置の実施について、予告通知を行った。

③明渡し請求（催告）【県が実施】

①～②にもかかわらず、名義人等が任意に住宅を返還しない場合は、契約の解除（終了）及び住宅の明渡しについて、書留内容証明郵便により催告書を送付した。
書留内容証明郵便により送達できない場合には、執行官送達等を行った。

④訴訟の提起【県が実施】

①～③にもかかわらず、名義人等が任意に住宅を返還しない場合は、財産管理上の必要な措置として、県議会に議案提案し、議決後すみやかに、明渡し請求訴訟を提起した。

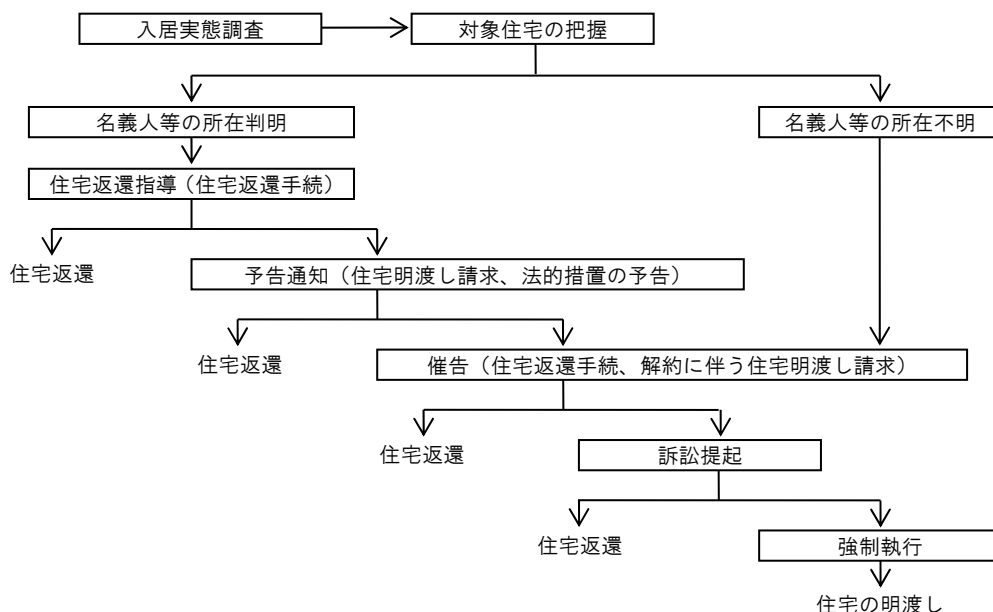
具体的には倉庫として利用している案件のうち、以下のような案件を、訴訟対象として議案提案した。

- ・既に公営住宅等の住居（居所）を確保しており、当該応急仮設住宅には居住しておらず、残置物のみを置いていること
- ・当該応急仮設住宅の名義人に対しては、再三、残置物を引き取り、当該住宅を返還するよう指導等したにもかかわらず、任意の返還が実現していないこと。

⑤強制執行

④の訴訟の判決後も、名義人等が任意に住宅を返還しない場合には、強制執行手続により、住宅の明渡しを求めた。

【明渡し手続きのフロー】



兵庫県「阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録」平成12年3月より作成

【兵庫県による訴訟提起等の実施状況（平成11年度）】

区分	予告通知	催告	訴訟提起			強制執行	
			出訴	取下	判決	申立	断行
平成10年度	5	25	—	—	—	—	—
平成11年度	—	6	3	1	2	2	2

参考文献：兵庫県「阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録」平成12年3月
<http://web.pref.hyogo.jp/wd33/documents/000037459.pdf>

○ 法的措置の例：西宮市（兵庫県）

西宮市は、「早期に応急仮設住宅を解消し、用地を本来の目的に供する等の必要がある」として、阪神・淡路大震災の建設型応急住宅のうち倉庫利用等の8戸について、市が法的措置を実施したい旨を県に依頼し、「適切に実施するよう」との回答を得た上で、法的措置を実施した。

【訴訟対象案件の内訳】

状況	件数
任意に住宅の返還があった。	1件
仮処分申請後に任意に住宅の返還があったため、仮処分申請を取り下げた。	4件
仮処分申請を行い、仮処分決定を得て、強制執行を申し立て、明け渡しを行った。	3件

参考文献：兵庫県「阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録」平成12年3月
<http://web.pref.hyogo.jp/wd33/documents/000037459.pdf>

○ 不正入居者に対する明渡し措置の例：神戸市

名義人と異なる者の入居、他人との同居、倉庫代わりの利用、無断退去等の不正入居について、神戸市は対面での説得により鍵の返却を求めた。会えない場合には、不在状況等を近隣に聞き取った上で異なる鍵で住戸を閉め、数か月経過後に返還されたものとみなし、返還手続きを行った。

住宅内残置物については、明らかに財産と思われるものは本人と面談の上、廃棄承諾を得て処分した。敷地内への放置・廃棄自動車・バイク等も多く、廃棄手続きにより処分した。

(8) 供与期間終了後の有効利用への対応

◆ 概要 ◆

建設型応急住宅は、内閣総理大臣の定める処分制限期間経過後は、有償譲渡等を含め都道府県の定めるところにより自由に処分できるが、その費用（解体撤去等に必要な費用等を含む。）は都道府県が負担することを原則としている。

この際、建設型応急住宅には、建築基準法の特例が適用されていることから、基礎の敷設等同法に規定する各種基準に適合させる措置を講じる必要がある。

資源の有効活用等の観点から、建設型応急住宅の再利用の方法としては、①部材単位での再利用、②移築による再利用、③現地での再利用（補修、再建築等）等が考えられる。資材・住宅の再利用をしやすい配慮について、予め建設事業者団体等と協議し、地方公共団体においては必要に応じて住宅を再利用するための手順等を定めることが考えられる。

災害救助法による応急仮設住宅の管理及び処分について（抄）（昭和 43 年 6 月 1 日 社施第 131 号 各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）

第 4 報告

都道府県主管部(局)長は、処分制限期間を経過したものについては、その期間経過直後における利用状況を厚生省社会局施設課長に報告すること。（別紙様式 3）

この場合、現状のまま住宅として使用することは建築基準法第 85 条の規定に抵触するので特に注意すること。

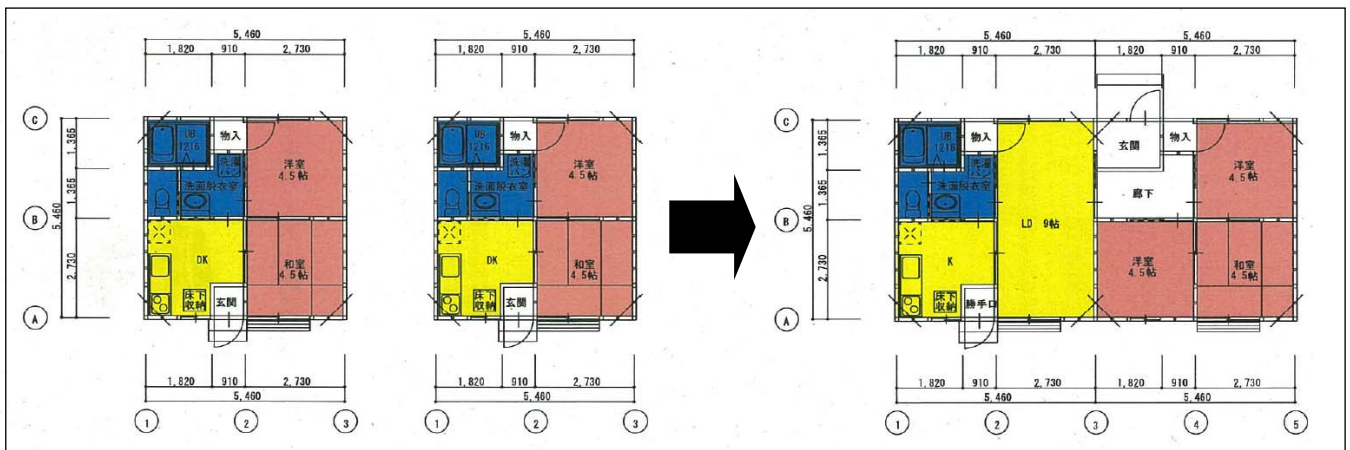
◆ 事前準備の例 ◆

○ 供与期間終了後の再利用プラン集を作成した例：高知県

高知県では、木造の建設型応急住宅の標準仕様・標準設計を作成しているが、あわせて「再利用プラン集」も作成し、「応急仮設住宅供給計画（その 3：閉鎖・撤去・再利用計画編）」にとりまとめている。

県は戸当たり約 30 ㎡を標準設計としているが、応急仮設住宅としての供与期間の終了後、複数住戸を連結させて災害公営住宅等として再利用することを想定し、2 戸分をまとめて 1 戸として再供与しやすい間取りとした上で、ユニットバスのサイズを汎用性の高いものにする等の配慮をしている。

【再利用プランの例】



出典：高知県提供資料

○ 建設型応急住宅の再利用モデルプランの提案、譲与等に関する要綱の例：福島県

福島県では、東日本大震災の際に買取方式にて供与した建設型応急住宅について、被災者等の恒久的な住まいとすることや復興に寄与する施設として再利用できるよう、「福島県応急仮設住宅の再利用に関する手引き」を作成した。本手引きでは、恒久的な住まいとしての再利用の他、非住宅の用途への活用も想定し、再利用モデルプランを示した。

また、「福島県応急仮設住宅の譲与等に関する要綱」を策定し、県が所有権を有し敷地の原状回復を優先する必要がある建設型応急住宅について、被災者等の自立再建の他、福島県内への移住及び定住・二地域居住の促進においても利用できるよう、譲与の相手方、譲与の申請の手続等について定めた。

【再利用モデルプラン（抜粋）】

I-A	ログハウス型 2戸1化再利用プラン 20㎡+40㎡→60㎡型	<table border="1"> <tr> <td>ログハウス</td> <td>住宅(戸建て)</td> </tr> <tr> <td>木造板倉</td> <td>住宅(表座)</td> </tr> <tr> <td>木造パナール化</td> <td>住宅(裏座)</td> </tr> <tr> <td>木造築込み</td> <td>住宅(表座)</td> </tr> <tr> <td>在来軸組</td> <td>非住宅用途</td> </tr> </table>	ログハウス	住宅(戸建て)	木造板倉	住宅(表座)	木造パナール化	住宅(裏座)	木造築込み	住宅(表座)	在来軸組	非住宅用途	III-A	在来軸組型グループホーム再利用プラン (30㎡+30㎡)×3→180㎡	<table border="1"> <tr> <td>ログハウス</td> <td>住宅(戸建て)</td> </tr> <tr> <td>木造板倉</td> <td>住宅(表座)</td> </tr> <tr> <td>木造パナール化</td> <td>住宅(裏座)</td> </tr> <tr> <td>木造築込み</td> <td>住宅(表座)</td> </tr> <tr> <td>在来軸組</td> <td>非住宅用途</td> </tr> </table>	ログハウス	住宅(戸建て)	木造板倉	住宅(表座)	木造パナール化	住宅(裏座)	木造築込み	住宅(表座)	在来軸組	非住宅用途
ログハウス	住宅(戸建て)																								
木造板倉	住宅(表座)																								
木造パナール化	住宅(裏座)																								
木造築込み	住宅(表座)																								
在来軸組	非住宅用途																								
ログハウス	住宅(戸建て)																								
木造板倉	住宅(表座)																								
木造パナール化	住宅(裏座)																								
木造築込み	住宅(表座)																								
在来軸組	非住宅用途																								
＜現行プラン＞ 1DK (20㎡) + 2LDK (40㎡)  （E）玄関ホール、（L）リビング、（D）ダイニング、（K）キッチン、（R）廊下、（WC）トイレ、（B）浴室	＜再利用プラン＞ 2LDK (60㎡)  （E）玄関ホール、（L）リビング、（D）ダイニング、（K）キッチン、（R）廊下、（WC）トイレ、（B）浴室	＜現行プラン＞ 2DK (30㎡+30㎡)  （E）玄関ホール、（L）リビング、（D）ダイニング、（K）キッチン、（R）廊下、（WC）トイレ、（B）浴室	＜再利用プラン＞ グループホーム (30㎡+30㎡) ×3  （E）玄関ホール、（L）リビング、（D）ダイニング、（K）キッチン、（R）廊下、（WC）トイレ、（B）浴室																						
再利用プランの特徴 ＜プラン＞ ・2つの居室とLDKが大きな一室空間を基本としたプランです。 ・暮らし方や生活の変化に合わせて間仕切り等で空間の再編成可能です。 ・仮設時の建物は軒を持つ大きなデッキ空間としてLDと外部との繋がりをとります。 ＜内装＞ ・ログ材表しはDIYによる壁や家具造作にも対応可能です。 ・窓は再利用し南北で開口を確保することで通風を確保します。 ＜外観＞ ・外壁は木の温かみと経年変化を感じることができ再利用されたログ材。 ・屋根は大きな切妻を持つシンボルな外観です。 ＜設備・性能＞ ・113mmの壁厚はグラスウール10kg/㎡相当の断熱性能を確保。 ・仮設におけるログハウス工法は、国土交通省の認定を取得しており、準防火地区へ対応することができます。 ・対応に原状では窓を開口入りガラスへの変更等を行うことで可能となります。		再利用プランの特徴 ＜プラン＞ ・2DK (30㎡) 2戸の仮設住宅を3つ組み合わせて、グループホームとして再利用するプランです。 ・2DK (30㎡) の1戸を2居室に分割し、トイレと洗面を付属させます。 ・建物中央付近に共同のLDKと、共同の浴室・脱衣室・洗濯室を配置し、スタッフ室も設置します。 ＜内装＞ ・床仕上は新設します。 ・内壁・天井の化粧石膏ボードは極力再利用します。 ＜外観＞ ・木造住宅らしい屋根（片流れの鋼板瓦葺き）の既存外観をそのまま生かし、一部廊下部分の屋根は新設します。 ・外壁は既存の杉板を極力再利用します。 ・既存の袖壁に挟まれた溝が魅力的です。 ＜設備・性能＞ ・設備機器は基本的に再利用し、共同浴室のUBは新設とします。																							
																									

【譲与の相手方】

次の各号の一に該当する者で、原則として県内に存する者。ただし、利用目的に公益上の必要性があると知事が認める場合は、この限りではない。

- (1) 当該応急仮設住宅の管理市町村
- (2) 前号以外の市町村
- (3) 自治会
- (4) 公益法人（公益社団法人・公益財団法人・社会福祉法人）又は特定非営利活動法人（NPO 法人）
- (5) 前号以外の公共団体又は公共的団体のうち、利用目的が被災者の支援若しくは復興に寄与すると知事が認める者
- (6) 利用目的が本県の産業振興又は地域振興に寄与すると知事が認める企業（個人事業主を含む）

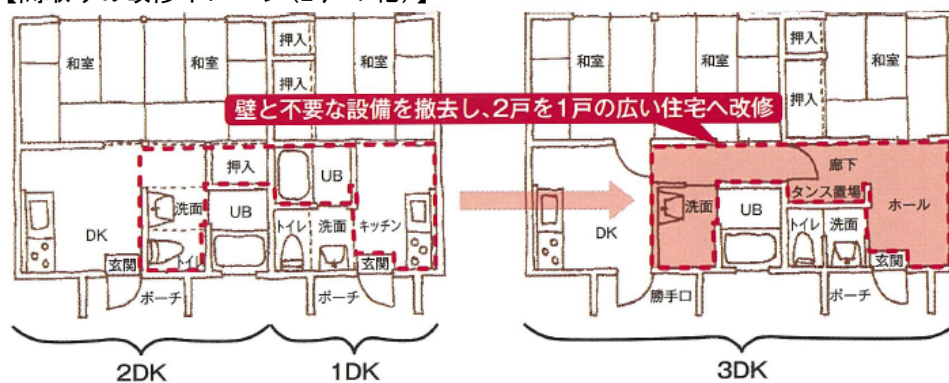
出典：福島県提供資料

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 建設型応急住宅を市町村へ譲渡した例：産山村他（熊本県内 8 市町村）

熊本県では建設型応急住宅を市町村に譲渡し、生活再建住宅としての利用を可能とした（市町村は居住性向上等に向けた改修を計画）。令和元年 12 月末時点で熊本県内の 8 市町村 18 団地（277 戸）に無償譲渡した。

【間取りの改修イメージ（2 戸 1 化）】



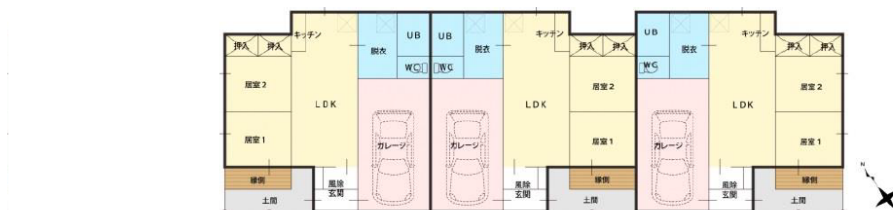
参考文献：熊本県提供資料「熊本県の被災状況と復旧・復興に向けた取組 平成 28 年熊本地震 土木部版」
平成 31 年 3 月

○ 建設型応急住宅を移住定住促進住宅として活用した例：福島県

福島県では、福島県への定住や二地域居住を推進するため、建設型応急住宅を活用して「お試し住宅」等を整備する市町村に対し、仮設住宅を解体・運搬して再利用可能な「建築資材」と整備する住宅の「再利用設計」を提供し、市町村事業を支援している。平成 29 年度には合計 29 戸分、平成 30 年度には合計 36 戸分を提供した。

【昭和村】（平成 29 年度契約、繰越工事。）

- ①仮設住宅：白河市 郭内第二（双葉町） 3 戸
- ②再築住宅：移住定住促進住宅（からむし織体験生事業の住居） 3 戸
- ③補助事業：過疎債 補助率：住宅部分 75%に対する充当



計画平面図



再利用した壁パネル



外観

【三島町】（平成 30 年度・平成 31 年度に各 3 棟 6 戸再築。）

- ①仮設住宅：白河市 郭内第二（双葉町） 12 戸
- ②再築住宅：移住定住促進住宅（単独住宅） 12 戸
- ③補助事業：過疎債 補助率：住宅部分 75%に対する充当



リビング



外観

出典：福島県「移住促進仮設住宅提供事業について」

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/301796.pdf>)

6. 建設型応急住宅の供与

○ 県が補強工事を実施の上、県の単独住宅として活用した例：和歌山県

平成 23 年台風 12 号により被災した住宅敷地の復旧工事が、建設型応急住宅の入居期限である 2 年以内に完了しないため、県は、復旧後の敷地に住宅を再建できるまでの間、被災者に田辺市伏菟野地区の建設型応急住宅に引き続き入居してもらうこととした。

その結果、建築基準法による建設型応急住宅の存続期間を超えることとなるため、同法への適合と建設型応急住宅の環境改善を目的に、基礎等の補強工事を実施し、建設型応急住宅としての供与期間以降は、県の単独住宅として平成 27 年度末まで活用した。

<田辺市伏菟野地区建設型応急住宅 改修工事>

場 所：田辺市伏菟野

入居期限：平成 25 年 10 月 27 日

(平成 27 年 3 月 31 日まで延長)

入居状況：2 世帯（当初 5 世帯）

工事内容：以下を居ながら工事で実施

- ・基礎工事：基礎を新設する工事
(建築基準法を満足するため)
- ・間仕切壁改修工事：間仕切壁を 2 重にする工事
(建築基準法の満足と、居住環境改善のため)
- ・建具改修工事：窓を 2 重サッシにする工事
(居住環境改善のため)

対象戸数：2 戸（1 棟）

工 期：平成 25 年 7 月 1 日～7 月 25 日



基礎の追加

住戸間界壁の改修

窓の二重サッシ化



参考文献：和歌山県提供資料

出典：和歌山県提供資料

○ 県が補強工事を実施の上、市町の単独住宅として活用した例：島原市、深江町（長崎県）

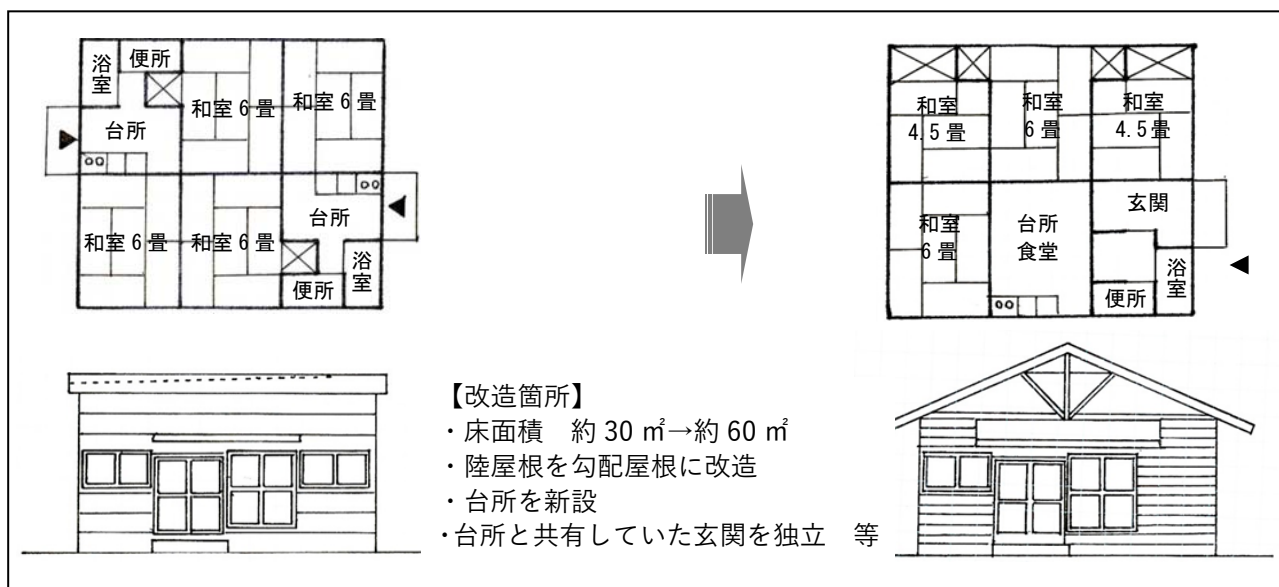
雲仙普賢岳の噴火災害（平成2～7年）において、災害自体の収束の見込みが立たないこと、恒久住宅の建設等がなかなか進まないこと、防災対策工事の開始時期の関係から避難生活の長期化が余儀なくされたこと、災害の長期化や被害の拡大により公営住宅が不足すること等を踏まえ、長崎県は2Kの木造建設型応急住宅86棟178戸について、1棟1戸の4DKの単独住宅86戸として改修した。

改修費用は事業主体である県が負担し、屋根、外壁、内装等の改造に加え、一部基礎補強工事を実施した。竣工後は島原市及び深江町に無償で譲渡され、市町の行政財産として管理された。不要となった際の撤去は市町負担で行われた。平成11年には、その役割を終え、全ての住宅について撤去解体されている。

なお、恒久住宅への転用の際には、建築基準法86条1項の一団地認定を受けた。



改修後の住宅の外観（浅野弥三一氏提供）
出典：阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク事務局「きんもくせい32号」
平成8年7月



出典：長崎県提供資料より作成

6. 建設型応急住宅の供与

○ 市が補強工事を実施の上、市の単独住宅として活用した例：阿蘇市(熊本県)

平成24年7月の九州北部豪雨に際して建設された建設型応急住宅の存続期間が平成26年12月10日に満了するため、阿蘇市は基礎部分を補強するなどして建築基準法に適合させ、市が管理する「再建支援住宅」として供与した。

<阿蘇市一の宮町宮地地区応急建設住宅 改修工事>

場 所：阿蘇市一の宮町宮地 2267

入居期限：平成26年12月10日

(平成27年12月まで延長予定)

入居予定世帯数：13世帯(他3世帯は県職員住宅等に仮住まい)

工事内容：木製の基礎部分を補強する工事(木杭を包含するかたちで鉄筋コンクリートの基礎を打設)

その他、建具、とい等の工事も実施

基礎改修工事費用：120万円/戸

工 期：約15~20日間/棟

工事終了後の取扱い：阿蘇市の再建支援住宅(単独住宅)とする

発注方法：財産譲渡を受けた阿蘇市が指名競争入札で実施

(災害時における建設工事ではないため)



出典：熊本県提供資料

○ 海外へ提供した例：兵庫県

阪神・淡路大震災においては、建設型応急住宅のうち県買取分の再利用として、資源の有効活用、国際協力の観点から海外に提供された。提供に関する協議の相手先は、次の要件をもとに公募により決定し、本体の撤去工事に合わせて、順次引渡して提供した。

【公募の要件】

- ① 応急仮設住宅の譲渡先は、住宅等が不足しており、緊急に住宅等を必要とする海外の国又は地方公共団体とする。
- ② 応急仮設住宅は、原則として無償で提供する。
- ③ 譲渡に伴う費用については、解体までは県が負担し、それ以降の国内陸上輸送、輸送手続き、海上輸送等の費用については、譲渡先の国等が負担する。
- ④ 引取り業務受託者等は、輸送費用等必要な対価以上の利益を享受してはならない。

また、国からの要請に基づき、コンゴ帰還民、トルコ及び台湾地震の被災者の支援等のために提供した。なお、リース分の一部(792戸)についても、国の要請を受け、ペルー、ポルトガル、台湾への斡旋を行った。

【県買取物件の提供状況】

(平成12年3月31日現在)

国名等		県の引渡し設置戸数	相手先の利用予定戸数	利用目的
公 募	中華人民共和国	5,617戸	3,996戸	貧困層住宅
	フィリピン共和国	3,800戸	122戸	貧困層住宅
	インドネシア共和国	2,825戸	2,238戸	貧困層住宅
	バヌアツ共和国	4戸	4戸	小学校
国際連合(コソボ自治州)		750戸	500戸	帰還民の住宅、学校
トルコ共和国		2,665戸	1,947戸	地震被災者用住宅
台湾(亜東関係協会)		600戸	500戸	地震被災者用住宅
ペルー共和国		30戸	30戸	診療所
国際連合		320戸	198戸	国際連合施設
小計		16,611戸	9,535戸	—
その他		4戸	4戸	国内展示用
合計		16,615戸	9,539戸	—

注：県の引渡し設置戸数と相手先の利用予定戸数との差は、再利用に係る部材補充等のためである。

参考文献：兵庫県「阪神・淡路大震災にかかる応急仮設住宅の記録」平成12年3月
(<http://web.pref.hyogo.jp/wd33/documents/000037459.pdf>)